

# 福祉環境委員会記録

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時   | 令和6年9月17日（火）午前10時0分～午後5時2分 |
| 2. 会議の場所   | 第2委員会室                     |
| 3. 会議の議事   | 下記のとおり                     |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり                     |

## 協議事項

### （環境局）

1. 予算第21号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
2. 陳情第91号 明石川の有機フッ素化合物PFASの汚染対策及び撤去等を求める陳情
3. 陳情第93号 明石川のPFASによる汚染の解決を求める陳情
4. 報 告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
5. 報 告 「神戸市・芦屋市との一般廃棄物の広域処理」に関する意見募集手続きについて
6. 報 告 「神戸市土砂の埋立等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則」の一部改正（案）に関する意見募集手続きについて
7. 報 告 「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」及び施行規則の一部改正（案）に関する意見募集手続きについて
8. 報 告 市債権の放棄について（関係分）

### （健康局）

1. 予算第21号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
2. 請願第1号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を要請する意見書提出を求める請願
3. 陳情第94号 レプリコンワクチン中止等に関する意見書提出を求める陳情
4. 報 告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
5. 報 告 令和5年度「がん対策の実施状況報告」について
6. 報 告 令和5年度「歯科口腔保健に関する施策の実施状況報告」について
7. 報 告 令和5年度「神戸市人と猫との共生推進協議会の実施状況報告」について
8. 報 告 新西市民病院の開院時期の延期について
9. 報 告 神戸徳洲会病院医療安全管理体制の改善に関する「病床機能検討部会」（第2回目）での意見聴取及び改善措置完了について

### （福祉局）

1. 予算第21号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
2. 報 告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
3. 報 告 市債権の放棄について（関係分）

4. 報 告 令和5年度手話に関する施策の実施状況  
5. 報 告 令和5年度認知症に関する施策の実施状況

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	高 瀬 勝 也			
副委員長	や の こうじ			
委 員	森 田 たき子	原 直 樹	岩 佐 けんや	香 川 真 二
	高 橋 としえ	吉 田 健 吾	岡 田 ゆうじ	五 島 大 亮
	森 本 真			
委員外議員	平 井 真千子			

## 議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（高瀬勝也） ただいまから福祉環境委員会を開会いたします。

本日は、9月13日の本会議で付託されました議案、請願及び陳情の審査並びに報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

最初に、委員各位の座席についてであります。委員の会派移動に伴い、お手元に配付いたしております定席表のとおりといたしましたので、御了承願います。

次に、本日の協議事項については、追加協議事項として請願1件、報告事項1件を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げます。

写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さん、こうべ未来さん、つなぐさんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします請願第1号につきましては、紹介議員である平井議員から健康局審査の冒頭に趣旨説明を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） それでは、さよう決定いたしました。

次に、本日審査いたします陳情第91号、陳情第93号及び陳情第94号につきましては、陳情者からそれぞれ口頭陳述の申出がありましたので、陳情第91号、陳情第93号については、環境局審査の冒頭に、陳情第94号については、健康局審査の冒頭にそれぞれ口頭陳述を受けることにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） それでは、さよう決定いたしました。

なお、陳情第91号につきましては、33名の追加署名がありましたので御報告いたしておきます。それでは、これより順次各局の審査を行います。

（環境局）

○委員長（高瀬勝也） これより、環境局関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第91号について口頭陳述を聴取いたします。

小橋さん、それでは5分以内でお願いいたします。

○陳情者 神戸市北区の小橋かおると申します。PFAS汚染と健康を考える兵庫連絡会を代表して陳述いたします。

明石川流域や、神戸市内で採水のミネラルウォーターにおけるPFAS汚染がメディアでも続々と取り上げられ、市民の不安は高まる一方です。当会に託された2,270筆の署名を添えて陳

情事項4点の採択を求めて陳述いたします。

陳情1つ目、水質検査・土壌検査により汚染源を究明し撤去してください。

昨年11月に、神戸市は事業者へのPFAS対策を要請しましたが、その効果が見られません。例えば平野橋では、今年5月の測定でも1,000ナノグラムパーリットルです。土壌のPFAS濃度測定方法について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が、暫定マニュアルを7月からホームページで公開しています。この方法を活用し、土壌調査による汚染源の特定、撤去に着手してください。

陳情2つ目、神戸市内の明石川周辺の農産物・海産物のPFAS汚染の調査をしてください。

汚染が軽減されない状況では、食物への移行もますます懸念されます。農地も測定するなどして、安全を確認してください。

陳情3つ目、神戸市の地域住民の血液検査を市民検診として行ってください。

神戸市に公開請求された情報によると、2021年にも3万3,000ナノグラムパーリットルという高い値で明石川がPFASに汚染されていました。神戸市の水道水は明石川の水ではありませんが、周辺の地下水や農業用水などへの影響を考えると、地域住民へのPFAS血中濃度測定のための血液検査は、市として必要な政策ではないでしょうか。現に、千葉県鎌ヶ谷市や岡山県吉備中央町では、自治体による血液検査の助成や実施が始まっています。また、PFASの規制が進むアメリカでは、例えば血中濃度が20ナノグラムパーミリリットル以上の場合、2歳以上なら脂質異常症のスクリーニング、45歳以上なら腎臓がんの評価など、ガイドラインがあります。このような海外の知見も率先して取り入れるべきではないでしょうか。

陳情4つ目の国に対しての求めについて。

現在の日本の飲料水の暫定目標値は、PFOSとPFOAの合計で50ナノグラムパーリットルですが、アメリカでは今年4月に、PFOSとPFOAの規制値をそれぞれ4ナノグラムパーリットルとしました。少なくともこの規制値を国に求めてください。

以上が、陳情事項とその理由ですが、私たちの陳情への思いは、国の決定を待つだけでなく、市民のためにできることを神戸市に求めてほしいということです。特に明石川周辺は、PFOA汚染が深刻です。PFOAは、昨年WHOの専門組織によって発がん性があると分類されました。臭いもせず、色もない発がん性物質から市民の——特に妊婦や幼児を守るためには、ダイオキシンやアスベストと同様の厳しい対策が必要です。

神戸市内では明石川流域だけでなく、ほかの区でも地下水の汚染が報道されています。また、神戸市内で採水のペットボトルのミネラルウォーターからも100ナノグラムパーリットルという値が検出されていましたが、その当時、市民には知らされていませんでした。千葉県では地下水で値が超過し、飲用されている場合は、飲用の中止などの指導を行うとのこと。そのような指導の徹底と、特に子供たちを守るために、検査の拡充、例えば学校や給食センターなどで地下水が使用されていないかの確認や、水の検査などを求めてください。

最後にPFAS汚染問題は、国際的には人が健康に生きる権利に関わる問題です。ビジネスと人権作業部会が、今年の国連人権理事会において訪日調査報告書を提出し、PFASに関して政府には水道水に含まれるPFASについて、最新の科学的証拠に基づいた目標値の設定を、企業には汚染者負担の原則に従うことを勧告しています。

人権より企業の利益を優先しては、世界のサプライチェーンで生き残るのは難しいとも作業部会は述べています。PFAS汚染問題にしっかり取り組むことは、市民の健康と環境を守る

ためにも、またビジネスを守る上でも重要なことです。

神戸市会福祉環境委員会として、迅速で着実な対策を神戸市に求めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第93号において口頭陳述を聴取いたします。

西井さん、それでは5分以内でお願いいたします。

○陳情者 私は、西区に住む西井京子です。私たち市民は昨年、西区を流れる明石川が高濃度のPFASで汚染されていることを新聞・テレビなどの報道で知りました。さらに、汚染源の1つが産業廃棄物最終処分場であることや、安全と信じていたミネラルウォーターについては、神戸市で製造されたものが汚染されたまま販売されていたことを報道で知りました。

今年5月の神戸市の明石川における有機フッ素化合物の測定結果でも、平野橋で1,000ナノグラムパーリットルの測定値が出ており、汚染は引き続き深刻なものがあり、心を痛め、心配し、不安を募らせています。一刻も早い解決のため、抜本的改善を強く求めます。また、5月の測定結果では、堅田川流末のPFOSの値が160ナノグラムパーリットルと高く、複数の汚染源が疑われます。引き続き汚染源の調査をお願いいたします。

私たちは、神戸は明石川の水を飲料水としていないから大丈夫だとは思いません。明石川の水を農業用水として使用しているのかどうか、地下水・土壌はどの程度まで汚染されているのか、とても不安です。近隣の農家では、猛暑のときは明石川の水を農業用水として使用しているとか、果物農家の人は地下水も利用しているというお話を伺いました。

野菜・果物への影響に不安を感じている市民も多く、農家の方もPFASの影響を心配しています。風評被害を起こさないためにも、明石川上流の地下水・土壌の測定の調査を一刻も早く行ってください。

PFASの問題は、PFOA・PFOSの製造廃止で終わったのではなく、始まったばかりです。神戸市は、国の環境基準や排出基準が設定されておらず、立入検査の権限がないとよく言われますが、PFASは、国際的には危険性が指摘され規制が進んでいるのが現実です。実際に汚染がひどくなっていることに真摯に向き合ってください、市民の健康を守る立場に立ち、次世代の子供たちへの影響を第一に考えていただきたいです。

私たちは勉強する中で、健康や環境のためには、積極的に予防原則を適用すべきだということを知りました。水俣病などの公害病で多くの人が今も苦しんでおられます。対応の遅れによる被害の拡大を防ぐために、予防原則を重く受け止めていただきたいです。

令和6年9月17日、明石川・伊川の汚染を明らかにする住民有志一同。

○委員長（高瀬勝也） どうも御苦労さまでした。

以上で、陳情についての口頭陳述は終わりました。

それでは議案1件、陳情2件及び報告5件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○柏木環境局長 環境局でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案1件、陳情2件、報告5件につきまして、一括して御説明申し上げます。

お手元でございます、福祉環境委員会資料の1ページを御覧ください。

予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、環境局所管分につきまして、御説

明いたします。なお、以降の説明に際しまして、100万円未満を省略とさせていただきますので御了承願います。

第2表債務負担補正を御覧ください。

ごみ収集車両の更新につきまして、納期の長期化に伴い債務負担を新たに設定するものでございます。

次のページを御覧ください。

続いて、陳情第91号明石川の有機フッ素化合物P F A Sの汚染対策及び撤去等を求める陳情につきまして御説明いたします。

初めに、現在の状況について御説明いたします。

P F A Sについては、公共用水域等における暫定目標値は示されているものの、事業場からの排出基準については定めがなく、行政としては指導する基準も権限もございません。神戸市として早期の基準設定などを国に要望しており、国においても本年6月にP F A Sの健康影響について食品健康影響評価書を公表し、現在は暫定目標値の取扱いについて専門家による検討が進められているところです。

本市では、権限がない中で市独自の取組として、周辺の産業廃棄物最終処分場等に対し、自主的な検査や取組を求める文書を発出しており、事業者からは非公表を前提に検査結果も受け取っております。

今後、国の方針が示された場合、その方針に従って速やかに対応できる状態になっており、引き続き国に早急な対応を求めるとともに、その動向を注視していきたいと考えています。

それでは1点目、神戸市による水質検査・土壌検査により汚染源を明らかにし撤去することに対する本市の考え方でございます。

本市では、国の手引に従って水質検査を行うとともに、事業者に対し自主的な検査や取組を要請し、検査結果も受け取っております。現在は基準も権限もなく、土壌検査や撤去作業を行う予定はございませんが、今後、国の方針が示された場合、速やかに対応していきたいと考えております。

続いて2点目、神戸市内の明石川周辺の農産物・海産物のP F A S汚染の調査をすることについてですが、P F A Sの摂取と健康への影響については、いまだ確定的な知見はございません。また、農水産物に関する指針値などの基準や出荷規制もなく、現時点では明石川周辺の農水産物が健康に影響を与えるという前提に立った取組を行うことは考えておりません。

現在、国において調査・研究が進められているところですが、本年6月に示された国の食品健康影響評価書においては、通常の食生活から食品を通じて摂取される程度のP F O S・P F O Aによって著しい健康影響が生じる状況にはないとされております。

続いて3点目、神戸市の地域住民の血液検査を市民検診として行うことについてですが、現時点で国際機関や政府レベルで定められた健康影響の発生を示す血中濃度指標は存在せず、一部、ドイツやアメリカで指標値が示されているものの、指標値を超過しても必ずしも健康影響を及ぼすものではないとされています。国は、現時点の知見では、血中濃度に関する基準を定めることも血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難であるとした上で、血中濃度測定を実施する場合は、その目的や対象者、実施方法、フォローアップの方法等について慎重に検討する必要があるとしています。

また、神戸市の水道水はP F A Sの暫定目標値を超えた事案がなく、血中濃度を含む健康調査

を実施する予定はございません。

続いて4点目、国に対し水道水、河川等の規制値の強化、工場、産業廃棄物処分場の排水規制、汚染源撤去に伴い事業者または自治体に発生する費用の負担などを求めることについてでございますが、本市では既に国に対し、水質等の基準値の早期設定や公共用水域のモニタリングに対する財政支援等を求めているところでございます。

次に、陳情第93号明石川のPFAS汚染の解決を求める陳情について、御説明いたします。

1点目、直ちに明石川の汚染源を突き止め、汚染水流出を止めること、2点目、藤原橋北の2つの産業廃棄物最終処分場から流出する水を押部谷町高和の明石川に流入する前の地点で採水し計測すること、3点目、活性炭吸着装置が設置されていない産業廃棄物最終処分場があれば、設置を要請し、既に設置済みの場合は活性炭交換頻度を高めることを要請することにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、行政として指導する基準も権限もない中で、市としてはできることを行っていると考えており、これ以上の指導等を行うことは難しいと考えております。

今後の対応については、国の動向を注視し検討してまいります。

続いて4点目、布施畑環境センターの放水原水の測定を行い、汚染水の排出を止めることについてですが、布施畑環境センターからの排水に含まれるPFASについて、現時点では法令等で定める基準はありませんが、PFASの低減を図るため、令和4年度から活性炭の選定や交換頻度を変えるなどの実証実験を行っており、効果を確認するために処理水の測定も実施しております。

布施畑環境センターの排水の影響を受ける伊川の定点観測地点では、直近1年間を通じて国の暫定目標値を下回っている状況であり、今後とも活性炭の交換頻度を管理することにより、一層安定的にPFASを低減するように努めてまいります。

続いて5点目、明石川流域の地下水の計測箇所を増やすこと、汚染があれば広く周知すること、計測していない地下水を利用しないことを周知することについてですが、市内の地下水については、水質汚濁防止法に基づき常時監視を行っており、PFOS・PFOAについても測定を行い、結果をホームページで公表しております。また、2024年度は箇所数を増やして測定を行う予定ですが、地下水については衛生上のリスクがあるため、PFASが含まれているか否かにかかわらず、従来から飲料用には水道水を利用するようお願いをしております。

続いて6点目、明石川流域の土壌汚水や農作物への影響、住民の健康への影響なども調査することについては、先ほど御説明しましたとおり、市として独自で実施する予定はございません。

7点目、産業廃棄物最終処分場内の盛土についても流出の危険がないようにすることについてですが、産業廃棄物最終処分場内において法令等に違反する盛土が行われている場合には、指導を行ってまいります。

8点目、PFAS汚染を科学的に調べ、正確な情報を市民に伝えること、イタイイタイ病などでは、風評被害が起きるなどと言って対応が遅れた。そのようなことを繰り返さないことについてですが、かつてのイタイイタイ病は健康被害が生じた後に調査が行われ、汚染の状況や原因物質が特定されましたが、PFASについては、国内においてPFOS・PFOAの摂取が主たる要因と見られる健康被害が確認されていない段階から、国において専門家が科学的知見に基づく調査・研究を進めているものであり、状況は全く異なるものと考えております。

行政としては、市民の不安や農作物への風評被害を招くことのないよう、科学的知見に基づく適切な情報発信に努めてまいります。

9点目、PFAS汚染のあったミネラルウォーターの汚染源を特定し、汚染のないようにすることについてですが、水道水の暫定目標値を超えるPFASが検出されたミネラルウォーターについては、法規制がない中で事業者の自主的な取組を促し、現在は水道水の暫定目標値を下回っています。当該ミネラルウォーターは地下水を原水としていますが、取水場所周辺には、現在排水を行っているような事業場がなく、また地下水は河川とは異なり汚染源の特定は困難ですが、2024年度は測定地点を増やす予定です。

10点目、神戸市から（1）現在の暫定目標値50ナノグラムパーリットルを米国などと同じように4ナノグラムパーリットル以下に厳しくすること、（2）産業廃棄物処分場や工場排水などの基準も厳しく設定すること、（3）土壌汚染対策法をPFAS汚染でも活用できるように法整備することの3点を国に対して要望することについてですが、先ほども御説明しましたとおり、既に本市として基準値の設定などについて国に要望を行っているところです。土壌中のPFASについては、暫定目標値も設定されていない状況です。現在、国において暫定目標値の取扱いについて、専門家による検討が進められており、まずはその動向を注視していきたいと考えています。

次に、報告5件について御説明いたします。2ページを御覧ください。

第1、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について、環境局所管分を御説明いたします。

第6款環境費、第1項環境総務費の水素ステーション整備費補助について5,000万円を、第6款環境費、第4項環境施設整備費のクリーンセンター等改修について5,600万円を、工程調整等により繰り越したものでございます

3ページを御覧ください。

第2、「神戸市・芦屋市との一般廃棄物の広域処理」に関する意見募集手続きについて御説明いたします。

1趣旨にありますとおり、芦屋市からの要請を受け、両市でごみの広域処理を行うための協議を進めてきましたが、基本的な考え方等を取りまとめましたので、任意の意見募集手続きを行うものです。

2意見募集の方法等ですが、意見募集期間は、2024年9月19日から10月18日まで、資料の閲覧場所、意見の提出先及び提出方法は、記載のとおりでございます。

3意見募集後の予定につきましては、早ければ今年度中に2市間協議書に関する議案を御審議いただき、協議書を締結することも視野に入れ、令和12年度以降の広域処理開始に向けて協議を行ってまいります。

4ページを御覧ください。

意見募集の内容につきましては、これまで当委員会に御報告したとおりですが、5ページを御覧いただきまして、4の（2）の2点目にありますとおり、神戸市の焼却施設を建て替える際に、委託料とは別に建設費の一部負担金を芦屋市のごみ処理に必要な処理能力に応じて算出することを、この間の協議において新たに確認しております。

5. 広域処理開始までのスケジュール（案）は、先ほど御説明させていただきましたとおりです。

次に、報告第3「神戸市土砂の埋立等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則」の一部改正（案）に関する意見募集手続きについて、御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1. 改正の趣旨は、現在、一定規模の土砂埋立てに事前許可を義務づけるとともに、大規模埋

立事業については、事業の適正な履行を保証するため保証金の預託を義務づけていますが、不適正な土砂埋立て行為のより一層の未然防止のため、施行規則の改正を行うものでございます。

2. 施行予定は、周知期間を経て2025年7月としております。

3. 意見募集の方法等ですが、意見募集期間は2024年9月24日から10月24日まで、資料の閲覧場所、意見の提出先及び提出方法は記載のとおりでございます。

4. 意見募集後の予定につきましては、いただいた御意見に対し、神戸市ホームページで一括して本市の考え方を公表いたします。

次に、改正案の概要を御説明いたします。8ページ中段の施行規則案の概要を御覧ください。

1. 許可対象外事業の見直しですが、土地改良事業の一部において残土処分として多量の土砂を受け入れ、事業期間も長期に及ぶケースが見られますが、現在は土地改良事業を許可の対象外としていることから、埋立て土砂等の実情を把握することが難しい状況です。このため、土地改良事業のうち共同施行事業について土砂条例の許可対象とし、監視指導の強化を図ろうとするものです。

ただし、保証金預託義務については、事業主体が農地の所有者等の個人であることから対象外といたします。

2. 保証金預託義務の対象範囲の見直しについては、現在、事業面積5万平米以上、緑地保全区域・育成区域は2万5,000平米以上を保証金の預託義務の対象としておりますが、対象規模未達の埋立事業も一定以上存在しており、これらの事業においても不適正な行為があれば、是正には多額の費用が必要となることから、対象事業面積を1万平米以上、緑地保全区域・育成区域は5,000平米以上に改定するものです。

3. 搬入土砂検査結果報告書の見直しについては、より適正に履行状況を確認するため、事業者に対して3か月ごとに提出を義務づけている搬入土砂検査結果報告書に計画土量及び累計土量の項目を追加するものです。

次に、報告第4「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」及び施行規則の一部改正（案）に関する意見募集手続きについて説明いたします。

9ページを御覧ください。

1. 改正の趣旨について、本条例では、規制対象区域等を定め、太陽光発電施設の適正な維持管理及び撤去費用の確保等を義務づけています。このたび、条例制定後に新たに生じた課題等に対応し、安全な市民生活及び良好な自然環境を維持するため、条例及び施行規則の改正を行うものでございます。

2. 施行予定については、2025年2月に条例案の御審議をいただいた後、周知期間を経て2025年7月を予定しております。

3. 意見募集の方法ですが、意見募集期間は2024年9月24日から10月24日まで、資料の閲覧場所、意見の提出先及び提出方法、さらに4. 意見募集後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

次に、改正案の概要を御説明いたします。10ページを御覧ください。

改正の目的にありますとおり、太陽光パネルについては、2030年代半ば以降、大量廃棄のピークが訪れると言われており、国ではリサイクルを義務化する検討が進められております。このほか、太陽光パネルの火災事故においては、感電の危険から消火が難しいという事例が複数報じられたほか、大型の蓄電池を活用した蓄電所という新たな事業形態が出現していることなど、近年

の課題に対応するため、条例案の概要に示しておりますとおり、改正を行おうとするものです。

まず、1. 規制対象区域の拡大・施設の追加につきましては、リサイクル費用や火災のリスクを考慮して、これまで1,000平米以上のみを許可の対象としていた市街化調整区域について、全域を対象とするとともに、蓄電所を新たに条例の対象の施設に位置づけるものです。

次に、2. 保証金の額、対象事業の見直しについては、リサイクル費用及び傾斜地における撤去費用を考慮して、面積要件を撤廃するとともに額を引き上げようとするものです。

3. 許可申請時の手続、記載事項の追加については、太陽光パネルの処分、リサイクルに当たって重要となる有害物質の有無などを許可申請書類などの記載事項に追加するなどの変更を行うものです。

4. 許可要件等の強化については、火災リスクを考慮して、事業区域の面積にかかわらず、損害賠償保険への加入を義務づけるほか、農業用ため池への設置については、兵庫県が決壊による水害等により被害を及ぼす可能性があるとして指定したため池のうち、市の調査において決壊のリスクが高まった状態であると判定されたため池について、太陽光発電施設の設置を禁止するなどの変更を行おうとするものです。

次に第5、市債権の放棄について（環境局所管分）を御説明いたします。

11ページを御覧ください。

平成15年度に実施した不適正保管産業廃棄物撤去の行政代執行に係る費用について、時効期間が満了したため、神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき、令和5年度に合計10件、金額400万円の債権を放棄したものでございます。

以上、議案1件、陳情2件、報告5件についての御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（高瀬勝也） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、環境局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（高瀬勝也） 次に、明石川のPFASに関連いたします、陳情第91号、陳情第93号について、一括して御質疑はございませんか。

○**委員**（高橋としえ） PFOS・PFASにつきましては、国内では健康被害が幸い出ていないということも、私、今確認いたしましたし、神戸市におかれましても、しっかりこれから研究・調査に関しまして、国にしっかりと要望していらっしゃるということでございますけれども、私が心配するのは、やはり風評被害が走っては——西区なんかはちらっとお聞きしますけれども、その風評被害に関して、神戸市は今一番大切なのは広報・啓発が大事だと思いますけど、その辺について1点だけお伺いしたいと思います。

○**柏木環境局長** 私もこの風評被害ということを最も注意しながら、この対応をしていく必要があると認識をしております。

このPFASに関しては、科学的知見が必ずしも明確になっていないという中で、海外においてもいろいろな数字がございます。これもですね、必ずしも健康被害が生じるものではなくて、いろいろ臨床医向けに出した資料であったりとか、集団的な傾向を把握するために設けた基準であったりとか、そういったそれぞれに根拠もあり、また、不確かな部分があるのも

確かでございます。

このあたり、我々が、感覚的にこれを申し上げることは非常に難しいんですけど、国において1つ1つ検証作業が行われてきておりますので、1つ1つ明らかになった部分から、正しい情報を発信するように、今後も心がけていきたいと考えております。

○委員（高橋としえ） 私どものほうでも国の検証結果を待ち、冷静に判断していきたいとそのように思います。

以上です。

○委員（香川真二） よろしく申し上げます。

まず前々回、いろんな陳情がたくさん出てる中で、環境局のほうとしては国の指針を待っているということなんですが、まず国の指針が出る見通しとしまして、国の動向、もしつかんでおられれば教えていただけますか。

○磯部環境局副局長 最近の国の動きについて、少し御報告をさせていただきます。

今年の6月25日に、食品安全委員会のほうからPFASに関する食品健康評価の評価書というものが公表されました。これは従前から案という形で検討されていたものをパブリックコメントされているというのは、以前にも御説明させていただいたことがあるかと思っておりますけども、その最終版といいますか、結果が公表されました。

内容は、動物実験の結果から算出した健康影響に係る指標値ということで、1日の耐用1日摂取量というんですが、1日当たり体重1キロ当たりの数字ですけども、PFOSで20ナノグラム、PFOAで20ナノグラムが妥当ということが出ております。一方、疫学研究、人間の調査ということからはですね、PFOS・PFOAと健康影響との関係があるという報告、ないという報告それぞれがあり、それぞれをこの委員会で検討した結果、PFOS・PFOAとの関連については確かなものとは言えないというふうにされております。

加えまして、先ほど局長の説明にもありましたように、通常の一般的な国民の食生活から食品を通じて摂取される程度でのPFOS・PFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはないという、このような報告が出ております。

これを受けまして、環境省のほうで専門家会議というものを設けているんですけども、その専門家会議がまず水質の目標値の専門家会議というのは7月17日に、総合戦略検討専門家会議というのが8月1日に開かれております。

まず、水質の目標値の専門家会議ではですね、水道水の目標値——これが現在暫定目標値となっているんですけども、これを中心に検討することとされておまして、1回目といいますか、食品安全委員会の評価書が出た結果を踏まえての論点整理がなされたところであり、今後、引き続いて検討がなされるものと承知しております。

また、総合戦略検討専門家会議、こちらのほうでもですね、当面の主な取組について審議されているところですが、これも引き続いての検討をされるものというふうに認識しております。

以上です。

○委員（香川真二） 少しまた詳しく教えてもらいたいんですけど、食品安全衛生のほうでは、健康被害に関しては、あるともないとも言えないという、確かではないということなんですが、先ほど局長もお話いただいたように、通常の食品摂取では多く問題はないだろうということなんですが、この明石川流域っていうのは、著しく汚染されている地域ではありますので、そういった近隣の農産物とか、あとは海産物ですよね、そういうことを摂取する可能性が高い地域だと思

うんですけど、通常の食品の摂取とは違う考え方を持たないといけないかなと思うんですが、このあたりに関して環境局としてはどのように捉えておるのでしょうか。

○**柏木環境局長** 先ほど、陳情に対する考え方の中でも少し触れたんですけども、現状において農作物が——この明石川周辺の農作物が、PFAS——健康影響を与えるような状況であるという前提に立った考え方は取ってごさいませんので、それとまた河川の水を直接飲用にとということも、これは一般的な考え方として想定もしておりませんので、この健康影響評価書で示された通常一般の食生活という中に、明石川周辺、神戸市民の食生活も含まれているものと、現状ではそういうふうに理解しております。

○**委員（香川真二）** 少し農産物・海産物の話になったんで、そちらの話を聞かせていただきたいんですけど、この陳情にあります明石川周辺の農産物・海産物のPFAS汚染の調査をしてくださいということなんですが、これがPFASの濃度がですね、農産物や海産物、どれぐらい汚染されてるかっていうのを測定することは可能なのか。また、過去に測定をしたことがあるかないか、このあたりを教えてください。

○**磯部環境局副局長** まず、分析は技術的には可能かと思えます。それと、神戸市では過去にそのような分析をやったことはありませんが、現在、国のほうでいろいろデータを集めているというふうには聞いております。

○**委員（香川真二）** 技術的には可能であると。私も海産物のデータなんかも見せてもらったことがあるので、ちょっと海産物だとなかなかその中の血液を採ったりとか、そういったのが大変難しいというので、技術的にはかなり高レベルな測定になるとは聞いているんですけど、神戸市として農産物・海産物の測定を、PFASの測定を過去に行っていないのに、この明石川流域の農産物・海産物はPFASに汚染されていない前提に立っているというのは、どのような認識からそういった前提に立たれているのか教えていただけますか。

○**柏木環境局長** 土壌の中のPFASについては、全く暫定と言われる目標値も何も基準がないということで、私申し上げましたのは、この明石川周辺はPFASの汚染がないですよとそういうふうに言い切ったわけではなくて、今現在全く基準もない中で、何をもってこれが危険であるか、どうであるか、その判断を今できませんので、ですから明石川周辺の農作物は危ないかもしれませぬよ、危険ですよというそういう前提に立った行政としての活動、それは想定していないというそういう意味でございませぬ。

○**委員（香川真二）** そうであれば、食品安全衛生委員会ですかね、危険であるかないかの判定ができないということであれば、危険であるというふうな認識に立つこともできると思うんですけどね。

先ほど陳情93の方も言われてましたけど、予防というふうなところで、もしかしたら危険性があるかもしれないということで対策を取っていただくっていうのが、この陳情者の方々の望みなんだと思うんですけど、そういった危険であるという認識に立つことができない、対策を取ることができない、何かその辺が、皆さん理解されてないんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと説明していただきたいと思えます。

○**柏木環境局長** 本当に難しいところでして、それは、我々がここは危ないかもしれませぬ、ひょっとしたらそれを摂取することで影響が出るかもしれませぬという危険側に立って広報するということは、やはり風評被害を招くということにつながりますので、そこを我々としては全く根拠がない、今科学的に知見がない中で、風評被害ということを考えて、そういう前提に立った安

全サイド、危険かもしれないという立場に立った広報等を行っていないのは、そういう風評被害を考慮した上でのございます。

○委員（香川真二） その安全であるかどうかの広報というよりは、恐らくこの陳情者の方が求めているのは、原因であるところを早く特定して、そこから排水規制などをする、いわゆるそういった活性炭の除去装置をつけるっていうことを望まれてると思うんですね。そういったことをですね、基準がない、先ほどから権限がないというふうな言葉で言われてるんですが、例えば今回——今回といいますか今年の11月ぐらいですかね、産業廃棄物の処分場のところには要請はしますよね。排水を自主的に測定していただいて、環境局に報告していただきたいというふうな要請をしているわけですから、その要請の範囲でいいと思うんで、活性炭の除去装置をつけてほしいと、できるだけ排水からPFASの濃度を下げてくださいという要請をするということでもいいのかなと思うんですが、それも難しいようですか。

○柏木環境局長 最終処分場等については、それぞれ対策を要請はしています。その上で、最終的に要請を行っていない場合に、何か強制的な権限があるかということ、それはないんですけども、要請については、我々として行っているところのございます。

あと、個別にはどこがやってるやってないということをそれぞれお答えするというのは差し控えたいんですけども、自主的な対応を行っている部分もあるというのは確認しております。

○委員（香川真二） 分かりました。産業廃棄物の処分場は、しっかりと活性炭の除去装置を設置していただいて、そこで、もともとどれぐらいのPFASの濃度だったのがどれぐらい活性炭で下がっていくかっていうことをやはり確認していただきたいなと思っております。

それと、もう布施畑のほうで、ある意味皆さん多分実験済みやと思うんですけど、活性炭の除去装置があればどれぐらいの水のPFASの濃度が下がるかということも、恐らく経験としてお持ちだと思いますので、そういったことをしっかりと示して、活性炭除去装置がどれぐらい効果があるんだということで、産業廃棄物の処分場、民間の産業廃棄物の処分場にも導入していただく。そこにやはり難しさというのが、費用の問題であるとか、いろんな技術とか設備の設置できる状況なのかとかあると思うんですよね。そういったところは、ぜひとも神戸市として支援をしていただいて、最終的にこれのゴールは明石川の水をきれいにしていくということだと思いますので、恐らくですよ、これ僕は推測なんですけど、産業廃棄物の処分場の方々も嫌な思いをされていると思うんですよ。しっかりと対策をされているところもあると思うんですね。なのにあそこが悪いんじゃないかとか、産業廃棄物の処分場がこの汚染源になっているんじゃないかという、すごい風評被害を受けていると思いますので、うちはしっかりと対策しています。その中で排水もきれいな状況で出していますというふうなところを、産業廃棄物の処分場の方にもしっかりとそういった主張をしていただきたいなと思いますので、ぜひそういったPFASの除去をする活性炭の装置をつけるのに支援をしていただけないかなと思うんですが、そのあたりについてお考えをお聞かせください。

○柏木環境局長 どこを目指して対策をするかという基準もないという中で、また金額も非常にかかるという中で、今、現状において補助などを設けるというのは、難しいのではないかなというふうに感じております。

○委員（香川真二） お金の部分に関して、資金援助の部分に関しては難しいかもしれないんですけど、ぜひとも強く要請していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

私、これ新聞で見させてもらってるんですけど、兵庫医科大学がPFASの健康影響の研究な

んかもしてるって書いてあるんですが、これ環境省のほうに要請をしているということですが、研究に3年間ぐらいかかるんじゃないかっていうふうに書いてあるんですね、記事に。これ2024年の3月ですから、3年間っていったら2027年ぐらいまでがゴールになってくるといって、3年間、さすがにちょっとこの国の動向を待ち続けるっていうことは、やはり明石川周辺の方からすると、ずっと不安を抱えた状態で3年間過ごしていくっていうのは、やはりとてもしんどい状況です。それまでにしっかりと神戸市として、やはり対策をしていただいて、明石川の水をきれいにしていきたいと思っております。

それとあと、生物濃縮の問題っていうのがあると思うんですね。海産物なんかは、やはりどんどんほかの海産物を食べて、PFASに汚染された海産物を食べると自分の中にPFASを取り込んでしまうっていうふうな、どんどん食物連鎖の中で濃縮していくっていうふうな問題もありますので、特に海産物は、やはりその食物連鎖の中で生きてるわけですから、濃縮されてる可能性がありますので、そのあたりをですね、ぜひとも神戸市として数値、データをですね、国が調査するんであればそのデータをしっかりと分析していただいたり、もしくは神戸市独自でも測定していただくなりして、この明石川周辺の海産物がどれぐらい汚染されているか、はっきりとさせていただきたいと思っております。

最後、ちょっとミネラルウォーターのことを少しお伺いしたいんですが、これは健康局の所管でもあると思うんですが、少し分かる範囲で教えていただきたいんですが、ミネラルウォーターのまず採水場所ですね、これは特定できてるのでしょうか。

○磯部環境局副局長 これはですね、健康局のほうに検査というか調査に行きまして、把握しているというふうに聞いております。

○委員（香川真二） 先ほどの局長の説明の中では、この採水場所の周辺には汚染源がない、いわゆる汚染源というか、そういったPFASを排水するような場所がないというふうに言われたと思うんですが、それで正しいでしょうか。

○磯部環境局副局長 これは私どもが、水質汚濁防止法で持っているデータ、これを照らし合わせまして、把握といいますか、周辺を確認したところ、そのような事業所はないということです。

○委員（香川真二） 少しその説明を聞いて逆にちょっと怖くなったというか、汚染源でありそのような排水施設がないということであれば、これ、広く一般に地下水が汚染されているということになりかねないのかなと思うんですが、その心配についてどのような考えでしょうか。

○磯部環境局副局長 これはですね、私どものほうで毎年地下水の調査というのをやっております。昨年度は7地点でやりまして、7地点のうち4地点はですね、実は従来から汚染といいますか、暫定指針値を上回っているようなところ、これを継続的に測っているところです。それに加えて新たに3か所を測りまして、新たに測った3か所は、特に汚染はありませんでした。

過去に汚染があって、ずっと測り続けているところ4か所のうち3か所は、やはり基準以上だったんですけども、1か所は基準を下回っておりました。

今年度もその4か所に加えて、従来は市内で3か所ずつ新しいところをとということだったんですけど、今年は9か所に増やして管理していきたいと思っております。

○委員（香川真二） 土壌汚染とか地下水の汚染というのは、どういうふうにして広がっていくのかっていうのは、私もちょっと専門的なことは分からないんですが、これやっぱり広がっていくというのは、かなり深刻な問題になると思いますので、それこそ農作物とかの影響にも出てくるかもしれませんので、その前の汚染源、いわゆる排水のところできちんと止めておくって

うことをしていただきたいと思っています。

それと最後、質問ではないんですけど、これも御存じだと思いますけど、明石川流域のPFAS汚染を考える会の方々が一明石市民の方ですね、明石市民の方で有志の方で血液検査をしたというふうな新聞報道等もされたんですが、そのうちの33名のうち16名から17名、半数ぐらいの方が、ドイツの基準やアメリカの基準を上回る、いわゆるPFASに汚染をされていると言ったらいいんですかね、そういった状況で、高濃度の血液の中の汚染が見つかったというふうなことです。それも明石の浄水場っていうのは、3か所に——東部・中部・西部って分かれてるみたいなんですが、東部が一番明石川の水を多く取水していると。そこの東部の辺りの方ですね、血液から高濃度のPFASが出ているということです。

やはり、明石川という名前ですが、神戸市西区を流れている水です。神戸市のやはり産業廃棄物が、今、汚染源じゃないかというふうな話も出てますので、しっかり明石の方にも迷惑をかけないようにしていただくためにも、もう早急に対策を取っていただくということを強く要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（森田たき子） 私のほうからもPFASのその陳情に対する答弁について、ちょっと確認をさせていただきたい点があります。

まず、布施畑環境センターに関して、ここで提言に向けて令和4年、2022年度から実証実験を行ってきたということです。この実証実験というのは、いわゆる活性炭の交換頻度、これの回数を増やしてきたと、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○高見環境局部長 布施畑の実証実験ですけれども、まず活性炭、どのような活性炭を使えば有効かという活性炭の種類の実験、それとさっきおっしゃいました交換頻度によりまして、どのような効果があるかというような実験を行ってきたところでございます。

○委員（森田たき子） 2023年、このときに目標値を下回ったということでおっしゃってたんですけれども、ということは、今年度も引き続きこれは実証実験として行っているというふうに理解をしていいんでしょうか。

○近藤環境局副局長 処分の工程の中でですね、活用しているのに活性炭素処理棟、これ今現在2棟あるんですけれども、そのうち1棟を用いまして、活性炭素の交換頻度を増やした場合にどの程度PFASの濃度の低下が図れるかという検証実験を行ってきました。その有効性が認められましたためにですね、同じ頻度で2棟の交換運転に戻したところ数値が上がりましたので、今現状は1棟運転に戻している、こういった取組をしているところでございます。

○委員（森田たき子） 目標値を下回ったということで、それは排水、その目標値が下回ったということよろしいでしょうか。

○委員長（高瀬勝也） 挙手願います。

○近藤環境局副局長 目標値があるわけではなくて、できる限り低減をさせるという取組の中で、そういった2棟運転、あるいは1棟運転ということ、実験を行いながら、どの方法がより低減を図られるかということを実験としてやっていると、そういうことでございます。

○委員（森田たき子） 先ほど、回答の中では目標値を下回ったというふうにおっしゃったので、そのことがちょっと引っかかってしまったんですよね。そのことについてはね、やっぱり基準っていう、暫定目標値ですけれども定められているものがあると。そこでのやっぱり排水自身が

どうなっているのか、そのことがこの1年間実証の中で数値が下回ってきたんだというふうにね、本当に取り組んでいただかないといけないなというふうに思います。

それと、先ほど言われてました、活性炭の交換頻度なんですが、これは今どのようになっているんでしょうか。

○高見環境局部長 おおむねですね、1週間に1回程度新しい活性炭を投入いたしまして、運営をしているところでございます。

○委員（森田たき子） この1週間に1回というのは、リサイクルで1週間に1回を交換しているというふうに理解してよろしいですか。

○高見環境局部長 新規に入れても効果はあると思うんですけども、現在、再生をいたしました活性炭につきまして、1週間に1回程度投入をいたしまして、運用しているところでございます。

○委員（森田たき子） やっぱり、布施畑環境センター、かなり濃度が高いことはずっと言われてますのでね、これについても交換頻度、今1週間に1回ということと言われてますけれども、実際排水としてはどうなのかということをおね、ちょっと私も今データとしてはここにはないんですけども、やっぱり見せていただきたいとします。

それと次なんですけども、手引に基づいて、この間、排出源を特定をするために神戸市としては、測定地点をどんどん増やしてきていただいたというふうに理解をしてるんですけども、実際これまでその排出源の可能性のある事業所というのはね、何件特定をすることができたんでしょうか、お伺いします。

○磯部環境局副局長 これはですね、特定といいますか、可能性があるということで働きかけているということでございますけども、従来から文書を発出して任意に協力いただいている、中には廃棄物最終処分場がありますし、そのほかに水質汚濁防止法の特定事業場というところもですね、これは個別に依頼をしましてデータをいただいたりしてるんですけども、これはそれらしい——それらしいと言いますか、工場の工程でそのような排出源があるようなところは見つかっておりません。

そのほかにもですね、幅広く、ちょっと手当たり次第と言ったら何なんですけども、地図上で事業所らしいところをピックアップしまして、文書を発送して、立入りとかもやってるんですけども、それらしいところは発見できておりません。

○委員（森田たき子） それらしいところが、いまだもってなかなかその特定をすることが難しいという状況にあるという中で、測定地点を次々増やしてはいつてるんだと、努力はしてるんだと、理解してほしいということだというふうに思うんですけども、そこをおね、やっぱり目指してるわけで、そしてその自主的な取組をおね、そこに対して促していくというふうなことであったと思うんですよね。やっぱり、先ほどから何度もありますけども、暫定目標値を超えるような深刻な状況がずっと続いているわけです。やっぱり、そういった事業所に対して、以前独自の取組として要請を行っていただいたりというふうなことがこれまでもありましたけれども、今はこういったことはしてないというふうになるんでしょうか。

○磯部環境局副局長 実はですね、先生からも以前、御指摘いただいたと思うんですけども、河川の調査地点を細かく刻んでいく中で、堅田橋でかなり高い値が出てきました。それでですね、堅田橋周辺を中心にですね、今まで明石川流域で調査していた範囲をさらに広げまして——広げたというのは、あそこ谷になってますから、さらに両側の山側まで広げまして、事業場のほうに同じように文書を発送して、事業活動の内容ですとか、あるいは排水の状況というのを確認してお

ります。これもですね、今のところまだ排出源となるようなところは見つかっていないのが現状です。

○委員（森田たき子） そういう事業者に対して発送もしていただいているというふうなことになってるんですけども、そこがまだ特定までは届いていないと。だけど、明石川の汚染源っていうのは、かなりPFASの数値は高かったということですよ。おかしいですね、やっぱりそこら辺。やっぱり厳しくしっかりとね、そこは求めていきたいと思いますし、以前ですね、共産党が情報公開請求を神戸市さんのほうにさせていただいた中で、神戸市が2021年の12月に、3万3,000ナノグラムパーリットル、この暫定目標値の660倍というものを検出をしていたということが明らかになっていますね。その上のほうにはこの産業廃棄物処理場があって、そこからその排水が水路を通過して明石川に合流して流れ込んでいたと。その中で事業者、産業処理場に対する対策ですね、それいろいろの間聞いてますけれども、実際にその後もそういうところに対する対応っていうようなことと、それから水路の監視ですよ、これが一体今、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○磯部環境局副局長 産業廃棄物の最終処分場につきましては、既に任意の御協力をお願いしているというのは申し上げたとおりですが、水質を定期的に測定いただきまして報告をいただいております。

それで、その2021年にかなり高い数値があったというこの水路の地点ですけども、これについては、これが明石川に合流した直下の測定ポイント、藤原橋というところがあるんですけども、ここもですね、かつてはかなり基準をオーバーするような状況だったんですけども、昨年度は暫定目標値50を満たす結果になっており、また今年の5月の結果も49ということで、基準を満たしております。

ただ、これまだまだ変動が見込まれる可能性もありますので、ここはしっかりと監視を継続していきたいというふうに思っています。

○委員（森田たき子） ぜひ水路を含めて監視を引き続き継続をしていただくことを要望したいと思います。

それでですね、測定の際にやっぱり高い数値が出てるということでは、住民の皆さんの命や健康のことへの影響っていうものは避けられない、こういう状況になってるんですよ。そんな中で公共用水域、これの河川しか公表ができないというふうな、それはもう決まりがそうなんだとおっしゃっているんですけども、そのほかのこと、先ほど地下水ちょっと言われてましたけども、測定してるところはあるんでしょうか、お伺いします。

○磯部環境局副局長 地下水については、先ほども少し申し上げましたが、市内で昨年度は7か所調査しております。今年度は、従来から暫定目標値を超えているところに新たに9か所加えまして、合計13か所で測定する予定にしております。

○委員（森田たき子） ということは、地下水だけということですか。求めているのは、ほかの水路だとかたたくさんその近辺あるんですけど、そういう水路だとか、ほかのところは測定はしてない。

○磯部環境局副局長 すみません。今申し上げたのは、明石川流域に限らず全市でということですよ。今の水路ですけども、水路につきましては、河川と同様の扱いとはなりませんけども、排出源をたどっていく上で、ここはぜひともというところについては、これまでやっておりました。

今のところは、新たにということとは予定しておりませんが、事業所にいろいろ聞き取りを行う中で、必要性があるかどうかは判断していきたいと思っています。

- 委員（森田たき子） ぜひですね、やっぱり先ほど言われましたけれども、排出源を特定する上で、水路はやっていくというふうな方向があるんだということをお聞きしましたので、そういう高い数値が特に出ているところ、そこについてはその周辺の水路についても徹底的にやっぱり測定の箇所を増やしていただきたい。それでですね、この8月、測定地点を何か所していただいたのか、お伺いします。
- 磯部環境局副局長 8月は、地点数が——まず5月は、この間もこれ報告させていただいたと思うんですが、堅田橋は少しちょっと異常といいますか、かなり高い値が出ましたので、流心と右岸・左岸、堅田橋地点で3か所測りました。これを3か所とみなさないで1か所というふうにみなしますと、5月は11か所です。8月は、今度は堅田橋は3地点で大きな差がありませんでしたので流心のみにしますが、ほかのところを加えまして、16か所に増やす予定にしております。
- 委員（森田たき子） 確かにね、5月はその測定地点先を入れて11か所ということですね、そのうちの7か所、たしか目標値を上回る場所がやっぱり出ているんですよね。やっぱりやればやるほど増えるんですけれども、やっぱりそういうことを重ねていかないと、特定できないわけですから、ぜひそれは重ねていただきたいと思います。
- 皆さん非常に心配されてるんですけれども、今、やっぱり市独自ですね、本当に排出基準というものを定めていただいて、そしてしっかり、直接、立入調査や指導をするということがね、もう本当に待たない状況になってきてるのではないかとというふうに思うんですね。この点についてはいかがですか。
- 磯部環境局副局長 これにつきましては、今、国でも基準の見直しの動きもあることですから、そちらのほうをまずは注視していきたいというふうに思っております。
- 委員（森田たき子） 先ほどからもね、ほかの委員からも言われましたけれども、動向を注視してやるようなね、そういう状況でもないでしょうというふうな話になっておりますよね。ですから、やっぱり独自で基準を決めていこうという立場に立てるように、ぜひ検討していただくことを求めて終わりたいと思います。
- 委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。
- 委員（森本 真） この2つの陳情は、同じような内容です。1つはですね、局長言ったように国の基準がないから国に厳しい基準を求めるってということと、もう1つは、今、現にPFASの暫定基準濃度を超えるというよりも、何万倍ものPFASが全国各地で検出されて、健康に被害が出るんじゃないかと心配されてるのを未然に防いでほしいという中身だというふうに思います。
- それで局長にお伺いしますが、今、国が基準を決めてないから神戸市としては手出しができないんだということなんですけど、局長としては50ナノグラムを超えるPFASについて、どうしたいのかという、その思いをちょっと確認したいと思います。
- 柏木環境局長 基準をどうしたいのかという、これは今基準そのものの議論が国でなされているわけですので、明確に国のほうで科学的知見も含めてですけど、こういった基準、これを超えると危ないんだ、これ以下であれば大丈夫だという、早急に基準を示してほしいと思っています。
- それと暫定でありますけれども、公共用水の基準というものが定められている以上は、やはりその基準を下回るようになってほしいと、そういうように願っています。
- 委員（森本 真） それでね、今50ナノグラムパーリットルを基準にしてですね、厚生労働省とか、水道全部点検しようということ、まず最初に今やっているそうです。しかし、暫定基準であっても50を超えると、厚生労働省も問題あるんじゃないか。それから、ミネラルウォーターの

件については、当時厚生労働省から今消費者庁に移っているようではございますけれども、やっぱり環境省だけじゃなくてね、厚生労働省も問題があるんじゃないかということで、全国的な調査を行っています。

だからやっぱり基準は——基準というか、暫定基準が決まっているこの50を超えたらですね、やっぱり問題ありだっというのには国の意向だというふうに思うんです。そういう観点に立てば環境局も、2020年から明石川流域の測定を始めて高い数字が出てきましたと。これは環境省、この調査を始めたときに、発生源が例えば基地であるとか、工場であるとか、そして産廃処分場であるとかという、国からの指示に従って調査をしたら、やっぱり出てきましたと。そしてこれまで本会議やこの委員会で質疑をしているように、環境局としては疑わしいところには毎月ですね、どれぐらいの濃度が検出されているのか調査をされて、資料は公表しないけども調査をしていると。

これまでの委員会の中でも、明石川流域の3つの産廃処分場は、排出元じゃないかと。もう1つ出たのは、伊川の流域では布施畑の処分場だと。布施畑の処分場については、明石と神戸の協議会の中で明確にね、処分場から出ているっていうことをはっきり明言していますから、そういう意味では、今、低減化に向けて環境局が税金入れてやっているということだと思えます。そうですね、局長。

○**柏木環境局長** 先ほど暫定目標値の話が最初にまずありましたけれども、水道水の暫定目標値、これはもう直接市民が飲用に供するものですから、これは決して超えることがあってはならないと思っています。一方で環境基準はいろんな要素があって、結果的に環境基準というものが出来てまいりますので、単純に環境基準を超えたからといって、ではこうしたらいいというものがない。ましてや事業場からの排出基準というのは、これは暫定も含めて何もないという状況ですので、そのあたり、できることが限られている中で、神戸市独自で、それもどこが排出源だというふうに調査して分かったという、その以前に国のほうが排出源となり得るような主な施設というのをずっと挙げていますので、当然、考えれば分かることですが、そういうPFASを使って製品を作っていた工場であるとか、最終的にそういったものを処分した最終処分場もその可能性がありますよってというのは、言われている、これも周知のことです。

そういったところに対しては、排出基準が暫定であれば、それを守るよという話をもう少し具体的にできるんですけども、今それがありませんので、今現在、それぞれの事業場でできる範囲でやってほしいということで、これは我々も求めてきていますし、これからも求めていきたいというふうに考えております。

ちょっと抜けている部分があるかもしれませんが、我々の認識としてはですね、そういった認識でこれを進めていきたいと考えております。

○**委員（森本 真）** 局長、言ったのはね、暫定基準以下にするっていうふうな方向で、いろいろと、いわゆる事業者にも要請をしているということだと思えます。それは、多くは法律に触れないというかね、法律で縛られない今の問題点があると。それは陳情者の皆さんも、国に神戸市が要望しているようにですね、早く国に決めてもらってですね、ちゃんと排出源を規制して、安全な明石川にしてほしいという思いだというふうに、それはね、私も局長も一緒だと思います。

そこで環境を守るっていう観点からですね、やっぱりPFASは暫定基準、今の暫定基準以下にしないと——日本でね——しないとイケないと思うんですけど、例えば今、世界でもこのPFASの問題、大きくなってますけども、今例えばね、CO<sub>2</sub>削減、温暖化防止っていったらです

ね、例えば、後から議案に出てきます太陽光であるとか、水素であるとか、いろんなどころで様々な、神戸市の独自事業も含めて——国のほうもやっていますけど、様々な取組をやっているわけです。

神戸市としては布施畑のPFASだけじゃないと言うかもしれませんが、PFAS軽減化に向けて、先ほども述べられたように活性炭の様々な研究というか、検証をしているわけです。そういう意味ではですね、PFAS削減のために、今、局長言われたように、最終処分場が国からも指定されているというふうに言われるんだったら、そういう環境を守る観点からですね、様々な神戸市独自の取組をその事業者と一緒にできる、助成制度をつくれることは可能じゃないかと、今の段階で思うんですけど、その点いかがでしょう。

- 柏木環境局長** やはり神戸市としては、科学的知見に基づかないものによって、それに基づかないものによって、いろいろな制限を加えていく。また、広報等をしていくということについては、風評被害を招くということ、非常にこれは危惧するところです。さらに事業活動に対して一定の制限を加えていくと、これは難しいと思っています。

以上です。

- 委員（森本 真）** いや、だったら布施畑は何でそういう取組をしているんですか。
- 柏木環境局長** 排出事業者の一事業者として低減に努めると、これは我々民間に対しても要請をしているところですので、その1つの施設の管理者として、我々も当然そういった努力をする、これは当然のことであろうと思っています。
- 委員（森本 真）** いや、それはちょっと違うと思いますよ。環境局は環境局としてですね、自分たちのというか、神戸市の処分場についてPFASの問題ね、測ってみたら伊川で高濃度のPFASが出てると。その原因はやっぱり国が指摘するように処分場にあった、あるんだということ認識してですね、実験的に言うか、神戸市として取り得る手段として、活性炭で除去をですね、いろんなパターンで取り組んでいると。それは私は評価したいと思いますよ。それは神戸市の行政だからできるのではなくて、神戸市の行政が民間企業にだっていろんな助成してるじゃないですか。いろんな環境対策に対してですね、いろんな施策を打ってるじゃないですか。その施策を打っていただきたいと、それできると思うんですけど、どうでしょう。
- 柏木環境局長** 考え方は、もうこれまでずっと申し上げてきたとおりでございます。今現在それを行うような状況ではないと思っています。
- 委員（森本 真）** 来年度予算でも考えていただきたいと思いますし、NHKのクローズアップ現代でですね、1社は活性炭の取組をしてPFASを軽減しているという報道もありましたし、それをできるような余力がある事業所だったらいいですけど、それがなかなか厳しいところもあるし、布施畑で実験してるようにどういうふうにすれば効果があるのか、その結果を基にしてですね、施策をつくっていただきたいと要望して終わります。
- 委員長（高瀬勝也）** 他に。
- 委員（五島大亮）** 何点かちょっとお聞きしたいんですけども、今までの御説明でほとんど理解はさせていただいたところなんですけれどもね、現時点では、要は、暫定目標値はこれが環境基準に見合うものとして存在はしているけれども、国において、要はいわゆる排出基準がないために、行政としては表向きと言ったらあれですけども、要は指導する権限もないし、いろいろ対応していく基となるものがないんだよという話で、これはおっしゃるとおりだろうなというふうには思っています。

一方で、これまで特に神戸市がPFASたくさん、むちゃくちゃたくさんあるというわけではないですよ。先ほどおっしゃってたクローズアップ現代なんかで見ても、もっともっと高濃度のPFASが出てきた地域はたくさんあるので、取り留めて神戸市西区がどうだと大騒ぎする数値ではないために、これを騒ぎ過ぎて風評被害になるっていうのも不本意なのかなとは思いますが、これね、うちが——ちょっと先ほど森本先生もちょっと聞いてたんですけど、その基準がないから指導もできない中でありながら、事業所に対して自主的に検査を求めて結果を出していただいたりとか、国に対してもその排出基準をちゃんと決めてくれよというふうに要望してるじゃないですか。この理由は何なのかというのを、ちょっと一旦確認をさせていただきたいと思います。

○**柏木環境局長** 我々も測定箇所を増やしたりとか、環境基準に見合うその暫定目標値の結果に応じて、いろんな取扱い、いろんな調査をしているんですけども、その1つとして、実際の最終処分場等からの数字がどういったものであるのかということ任意で出していただいております。

これを基に、我々はそれを承知の上で、事業者に対しては任意の取組を継続して強く求めていくということにも活用できますし、また事業者も何も計測もせずに事業者自身が実態を把握しないということも、これもまた問題であると思いますので、そういった自らの施設の実情をしっかりと把握していただくということにも寄与すると思いますし、また、国の方針がしっかりと出た暁には、その方針に基づいて速やかに対応ができる、そういったことにつながっていくものであると考えております。

○**委員（五島大亮）** ありがとうございます。

おっしゃられなかったんですけど、最後に国の方針が出たときに速やかな対応というあたりが、お気持ちが出てくるのかなというふうに思うんですが、要は、これだけ社会問題になっている中で、安全だとは絶対言い切れないわけですよ。ニュースなんかでも、例えば流産のリスクが上がったんじゃないかとかいう話もありますし、アメリカでもいろんな研究がなされてっていうのがあるわけですから、もし国で基準が定められたときには、これは早急にしっかりと対応していかないといけないので、あらかじめいろんなことを探っていく必要があるんだなというふうにも思いましたし、また何て言うんですかね、これまでのいろんな公害であるとか、そういったものって、それまで基準がなかったけども、これ危ないんちゃうんかっていうところからこれは駄目だねっていうふうになっていってるので、そういう動きを、環境貢献都市として銘打ってる神戸市が先に動くっていうのは、これはいいことだと思うんですよ。

なので、これまでどおり、要は汚染源の特定を今なされようとしているわけですから、そういった努力は重ねていただきたいということを要望させていただきます。

プラスですね、活性炭処理というのが、今までの議論の中でもこれがもう1つの——1つのとか1つしかない答えみたいな感じになってるんですけども、活性炭というと、例えば我々が飲んでる阪神水道企業団の水を処理するのに活性炭が使われてるし、各排水を出す施設でも活性炭処理をしていただいておりますし、一方で岡山の問題になった場所では、その排水処理をした活性炭が山積みになってたっていう話があって、要は出した活性炭にもちょっと責任を負ったほうがいいんじゃないかなというふうにも思ったりするんですけども、この神戸市の中で出た活性炭がどこで最終処理されているかとかっていう話ってつかまれているんですか。

○**高見環境局部長** 具体的には、広島の三次というところの近くの再生工場に送られて戻ってきております。（「戻ってくる。」の声あり）

再生をして戻ってきております。

○委員（五島大亮） 要は再生処理をしたら、活性炭に吸着した汚染物質が除去されて、もう1回活性炭として使えるようになっている、そういう理解でよろしいですか。

○高見環境局部長 具体的なデータを持ち合わせておりませんが、熱処理をして分解をされて戻ってきているという認識をしております。

○委員（五島大亮） 分かりました。

我々が飲んでいる水をきれいにした後の活性炭がどうなってるかっていうのが、ちょっと責任があると思いますので、そこら辺も引き続きウォッチをしていただきたいと思います。

以上です。

○高見環境局部長 少なくとも放置をされて、そこで汚染をされているような状況ではございません。

○委員（香川真二） すみません、何回も。ちょっと今、五島委員のほうから、この明石川流域、神戸市西区が、このPFAS汚染とりわけ高くないのにというふうなところでちょっと認識があったみたいなんですけど、ちょっと私もその辺、ほかの他都市との状況比較で、どれぐらいの今レベルにあるのかっていうのを、現状分かっていない。最初ぽんと私がPFASのことを知ったときには、かなり全国でも上位に位置しているような状況やったんですけど、各地でPFASの測定をされている状況の中で、今の現状っていったら全国でもどれぐらいのところの高さになっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○磯部環境局副局長 現在、全国で何位という詳細な数字はちょっと今手元にありませんけども、環境省で公開されてますので、見れば分かるんですけども、全国的に見れば、やはり高い数字は出ているかなとは思いますが。ただですね、測定してないところというのがかなり全国でありまして、必ずしも全国で網羅的に測定したデータっていう中での位置づけではありませんというのが1つと、もう1つは、我々、非常に明石川で測定地点をどんどん増やして測定していますので、測定地点を増やせば増やすほど最高値として出てくる値は高くなるという、そういう点はありません。

○委員（香川真二） 分かりました。先ほど磯部さんが言われたように、高い位置にはあるということ認識していただいて、その取組をしていただきたいと思いますなと思ってましたので、その辺の認識は環境局としてもおありなんでしょうね。安心していいかな。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、環境局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項「神戸市・芦屋市との一般廃棄物の広域処理」に関する意見募集手続きについて、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項「神戸市土砂の埋立等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則」の一部改正（案）に関する意見募集手続きについて、御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） これは規制を強化するという点で、評価できる中身となっておりますが、規制

強化する理由もいろいろ書かれていますけども、既存不適格というかね、これまでは、規模の大きいところには規制がかかっていたけど、今度小さくするっていうことなんですけど、既存不適格の箇所っていうのは、どれぐらい出てくるのかっていうのをちょっと聞きたいと思います。

○磯部環境局副局長 既存不適格とおっしゃる意味はあれでしょうか、保証金の、今度対象を下げるけども、今、新しくしたらそれ以上だけでも保証金積み立ててないところという意味でおっしゃってるのでしょうか。

○委員（森本 真） そうです、だから5,000……

○委員長（高瀬勝也） 森本委員、挙手を願います。

○委員（森本 真） だから5万平米を1万平米に引き下げるということで、だから1万平米から5万平米の、何て言うかな、残されたところ——残されたところというか規制がかからないところはどれぐらいあるのか。

○磯部環境局副局長 現在、事業中の残土処分場というのが10か所あります。10か所の中で事業面積1万平米以上5万平米未満というところは5か所あります。

あとですね、この神戸市の条例施行前からやってる事業のところでも5万超えてるところも、3か所、4か所ございます。

○委員（森本 真） 分かりました。要は、後でも出てくるような、結局、代執行してお金が払えない対応というふうになってますから、そういうことのないように規制強化は評価したいと思います。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（五島大亮） 違法盛土の対策というのが本来の趣旨だと思いますので、強化というのは評価すべきところだろうなと思うんですけども、この一方で、残土処分っていうのは、都市開発とか家の建て替えでも出てきますし、残土を処分する場所というのは、これは必ず必要になってくるわけですよ。施主であったり、事業主であったりはですね、土をどこに持っていかと言ったら、できるだけコストのかからないところに持って行って処理をしようとするわけです。こういう今やっていただいた、今回、提案で報告事項で上がっているようなところというのはですね、どちらかという、ちゃんとしている事業者に対する網かけをちょっときつめにやるようなところがありまして、実は土砂を受け入れているようなところに聞くと、もっと狭いところで、もうインチキみたいにやってるとこはいっぱいあるんですよっていうのが現状なんですよ。締めれば締めるほどコストは高くなっていくので、そういったその抜け穴をつくってしまうような、要は反作用を実際は生んでしまってるところが少しあるんじゃないかというのが、問題点として1つあると思うんです。

なので、先ほどのPFASもそうじゃないんですけども、人が生活したり、産業を興したりしている上では、ごみというか、要は処分しなければいけない何かが出てくるのは確かなので、それを適切に処分しながら経済活動も妨げないようにしましょうという、このバランスが絶対必要だと思うんですよ。その辺の、要は反作用もあるんですよっていうのを分かった上でやってただかなあかんわけなんですけど、その辺の見解をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○柏木環境局長 先ほどおっしゃられた、インチキのような形で抜け穴というのが、やはりそういったことを我々としては立入検査等で実態をしっかりと把握して、そういうことがないように努めないといけないと思いますけれども、一方で基準をつくりますと、そのあたりを何とか抜けてい

こうというものが出るということも、一方であるんであろうと思います。御指摘いただきました点を意識しながら、どういったものをどういった形で規制するのが一番適切なのか、そのあたり、今後も引き続きよく検討を重ねていきたいと思います。

○委員（五島大亮） よろしくお願ひします。

要は保証金も1つお金のかかる項目にはなるんですけども、今、土砂を処分場に搬入しようとしたらですね、要はマニフェストというか、土質の調査をした調査書を添付して土を入れないといけないんですけども、この負担が民間からすると非常に大きいわけですね。

例えばトラック1杯分の土を持っていくにしても、量に関してはいろいろあると思うんですけど、たくさん持って行くにしても、調査は1回絶対しないといけない。その調査費たるや、15万円なわけですね。トラック1杯分持っていくのに数万円の土の処分料なんですけど、調査費のほうが高くかかってしまうと。この辺のアンバランスがあって、その土は本当に汚い可能性は高いのかどうかというの、ちょっと考えていかないとあかんのちゃうかなと思うんですけど。絶対安全とは言い切れないだろうけどもという問題はあるんですけど、例えば今神戸は空き家問題が大変深刻なので、空き家を建て替えて住んでくださいねという政策を進めようとしているんですけども、その空き家から出た土、これも調査せなあかんことになってると思うんですけども、そうするとお金がかかるじゃないですか。これね、家から何か非常に汚染された物質がほんまに出てくるんかって言ったら、可能性としてはですよ、可能性としては普通に暮らしてもらってたら、工業用地とかに比べて全然低いと思うんですよ。そこまでそういうのを求めるんかっていうのを1つお聞きしたい。

それと、ある意味その別のところに一旦持って行ってね、土を積んどいて、そこから最終土砂処分場に受け入れるパターンがあるというふうに聞いてて、いろんなところから集めて、最終処分場に持っていくときに、またこれ土質調査をするわけなんですけど、最初のいわゆる抜け穴的な小規模の何て言うんですか、小規模の、要は検査も保証金も要らないところに持っていくときは、当然検査しないわけですね。しないところから最終処分場に持っていくときに、ここの検査をするんですよ。

要は10件分を集めて1回検査をして持っていきます。この1回の検査でそれはカバーできてるのかとか、要は、ざるやんっていう話で、その一戸建ての建て替えをしたときの土砂にまでその検査結果を求めることが合理的なのかどうかというのを、ちょっとお答えいただきたい。

○磯部環境局副局長 住宅地などの場合ですね、一見しますと汚染の可能性は少ないと思われませんが、過去の土地利用履歴、これは必ずしも明らかでない場所が多くございます。そういう意味で、土壌汚染の確認は、汚染土壌が仮に搬入されて埋立事業者の方に命令なり罰則なりが適応されて、その結果多額の費用を要するようなことになるのを防ぐためにもですね、未然防止の観点から必要ではないかというふうに思っています。

それともう1点、幾つかの住宅地の小規模なものを一旦集めて1回だけ分析してというのは、これは現在の条例では、土壌の採取場所からということになってます。採取場所ごとということになってますので、これはもしそういう解釈をされているとすれば、正しい運用と言えませんので、その点についてはちょっと私どものほうから条例の規制の趣旨を、それは違いますよということ指導させていただきたいと思います。

○委員（五島大亮） あの地歴というんですかね、地面の歴史っていうんですかね、それがほんまに安全なものかどうか分らんというのはあると思うんですけど、ニュータウンで開発したとこ

ろの土がじゃあそうなんか、その家の人が何かガソリンばらまいてたらそりゃあかんでしょうとかいろいろあると思うんですけど、何か当初申しましたけど、経済活動とのバランスっていうんですかね、その辺もちょっとよく考えていただきながら規制するべきところは規制してもらって、緩和するべきところは緩和していただきたいなというのを、今の時点では要望させていただいておきます。

プラス、最近違法盛土に対して厳しい処理をさせていただいているの、これはもう適切な判断で行動していただいていると思っておりますけれども、その行政代執行した後の場所ですよね、その土地がかご工をやって処理をしました。これで崩れませんよとかいろいろやっていただいているんですけど、その跡地って延々残るわけですよ、きつとね。結局かご工をやった、要は土地は利用できるかというとなかなか難しいですから、このやってしまった場所を再生させるのも1つ課題かなと思ってまして、行政代執行を早めに行っていただくのはいいんですけど、その処理した後の場所の救済というんですかね。それは、別途取り組んでいただかなあかんのちゃうかなというふうに思いますので、その辺の検討もまた局の中でぜひやっていただきたいので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」及び施行規則の一部改正（案）に関する意見募集手続きについて、御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） これも強化する方向でという中身なんですけども、いわゆる市街化調整区域全域を許可を要する地域としてですね、面積要件の撤廃をするということになっています。そして保証金、預託金等もですね、みんな取るということになっているんですけども、この基準で大丈夫なのかどうなのか、ちょっと先お伺いします。

○柏木環境局長 今回の改正は、近年のいろいろ新しい課題に対応するために設けたものなんですけども、基本的には条例の対象としている全ての施設に関して保証金であったりとか、損害の保険加入とか求めるものですので、先ほどもありましたように、どこまでどう規制すればということはあるかもしれませんが、現状においてはこの内容によって新たに発生した課題には一定対応できるのではないかと考えています。

また、国においても、今後いろんなリサイクルの義務化に向けた動きが——今日も新聞に出ておりましたけれども、出てきていまして、そういった新しい動きも見ながら、今後、必要な対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員（森本 真） 分かりました。

あともう1つだけ聞きたいのは、これからっていうか、耐用年数が過ぎるということで、規制を強化することなんですけど、これまでに、何て言うかな、事故が起きたというか問題があった太陽光パネルの、神戸市内での問題が起こったことはないんでしょうか。

○磯部環境局副局長 これは昨年度ですね、西区の施設で台風が来たときですかね、事業用地内が少し崩れまして、パネルの一部が崩落したという事例がありました。

幸い周辺の民家にまで及ぶような、そのような危険度ではなかったんですけども、やはりパネルが落ちたということですので、それについては、きっちり私どもで指導をいたしまして、一

部撤去、一部は新たに更新といたしますか、設置させて、現状は安全が確保された状態で回復しております。

- 委員（森本 真） 結構です。
- 委員長（高瀬勝也） 他に。
- 委員（香川真二） これちょっと教えていただきたいっていう形なんですけど、今回の条例をつくられて、太陽光パネルが一番放置されるのが問題で、こういうふうな条例をつくったんでしょうか。
- 柏木環境局長 そうですね、放置されることもやはり1つ大きな問題になると思います。また、それを処理しようとするれば、リサイクルも今後義務づけられてくるということも踏まえまして、多額の費用が必要になってくる。代執行、例えばそういったことになった場合に、多額の費用が発生すると、そういった点が課題として認識して、今回の改正に至ったその1つです。
- 委員（香川真二） 放置され続けると、この太陽光パネル自体はどういうふうな状況になるのか教えてください。
- 磯部環境局副局長 放置をずっとされますと、恐らくは架台の部分が劣化するなり、パネルの部分が劣化するなりしてですね、そのままであれば朽ちていくだけで、もし台風とかがあれば、崩れて事業用地外に流出というか、出ていくというような形になるんじゃないかなと思っております。
- 委員（香川真二） 私もちょっとインターネットぐらいでしかこの知識を得てないんで分からないんですけど、この太陽光パネルに使われている有害物質、これ何かカドミウムとかそういったものが自然界にどんどん流れ出てしまうんじゃないかっていうふうなことも書いてあるんですが、そういったこともやっぱり危険なものなんでしょうか。
- 磯部環境局副局長 太陽光パネルに含まれている有害物質——これは会社とかパネルの種類によっても異なるんですが、大体鉛・セレン・カドミウム・ヒ素、この4種類が主に懸念されている物質です。委員おっしゃったように、放置されて長年の間に朽ちてくると、そういったものの流出というのも懸念されることではないかなと思います。
- 委員（香川真二） そういったのが、周辺の市民の方に迷惑をかけてしまわないようにしていただくというのは、本当に大事なことだと思うんですが、その太陽光パネルが大量に作られた時期があって、その時期が、20年の耐用年数を同時に迎えるんじゃないかということで、大量廃棄っていうふうな時代があと10年ぐらいですか——したら来るんじゃないかというふうなところで、私もインターネットとかで、そういった話題があるんで少し見たりはしてるんですけど、そういったことに備えて、神戸市として何か取組をされたりとか、仕組みづくりをされているのであれば教えてください。
- 磯部環境局副局長 まさに今回の条例の改正で、保証金をあらかじめ確保していただくというのが適正な処理に役立つのではないかなというふうに考えています。
- 委員（香川真二） お金はもちろん、事業者とか家庭であれば個人の方から、廃棄する処理代を払っていただくと思うんですけど、大量に廃棄するっていったときに、どう言ったらいいのかな、廃棄処理ができる、神戸市側のほうの準備ができていくのかっていう、そこら辺はどうなんでしょうか。
- 柏木環境局長 国がリサイクルを義務化するという報道の中で、リサイクルを行う事業者も一方で育成をしていくと、そういったことを、これは報道を通じてですけど情報を確認しています。

やはり、神戸市がそれを再生化、リサイクルを直接するというものではなくて、今現在は廃棄処分ということで、最終処分場で受入れとかそういったことになってはいますが、これからはそれを再生利用するために使えるものは使っていくという、そういったことが義務づけられていきますので、それを行う事業者を育成していくのは大事なことではないかと、今、国もそういうことを検討しているように聞いています。

○委員（香川真二） 分かりました。また産業廃棄物の処分場であるとか、先ほど局長も言ったようにリサイクルというところの、そういった業者がしっかりと大量廃棄のときに、しっかり対応していただけるように取組をしていただくのも、同時に大事だなと思ってましたので、その辺またよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございますか。

○委員（岩佐けんや） 今回、規制の対象に加えられる系統用蓄電池の新たな事業というところで、一定規模以上のものに限ると書いてあるんですけど、どのぐらいの規模を想定されているのでしょうか。

○磯部環境局副局長 これはですね、電気事業法で発電施設というふうに位置づけられる量が1万キロワットということですので、その電気事業法とを合わせたような形で考えております。

○委員（岩佐けんや） 大型のものっていうことの捉え方でよろしいでしょうか。

○磯部環境局副局長 蓄電所として事業として、運営するということですので、大型の事業と考えていただいて結構かと存じます。

○委員（岩佐けんや） ありがとうございます。

○委員（岡田ゆうじ） 今の議論をちょっと聞いてて、その神戸市のメガソーラーに対する姿勢を今後どうしていくかっていうのを、はっきりしていかないといけないと思うんですね。放置をすることに対して規制をするのか、メガソーラーというもののそのものをね、やはり、これは自然に対して有害であったり、災害に対しての脆弱性があったりとか、メガソーラー自体を規制——放置云々にかかわらずですね、設置すること自体、規制していくべきじゃないか。

例えば、静岡県伊東市なんかでは、この設置の区域に対して、市長の同意が必要だと。だけど、市長は原則、同意しないものとするとして条例に書いてあるんですね。神戸市の場合は、許可を要する区域として、今回、面積要件を撤廃したんですけど、その許可が要るっていうことは、じゃあ何か申請したら許可をもらえるのかなと。許可をもらえるってことは建ててもいいっていうことなのかなと。

ほかの自治体が割と年々厳しい規制をする中で、この許可する領域という設定だけだとですね、神戸市はいろいろ条件はあるけども、メガソーラー自体はつくっていいんだと、割と受け入れてるんだと、そういう印象になってしまわないか。禁止区域として、例えば緑化保全地域とかあるわけですけど、明確に市街化調整区域全域は許可区域ですとだけにしておくとですね、チャンスはあるかと、許可さえ取れば設置できるんだと、そういうメッセージになってしまわないかという気がするんですけど、そもそも、神戸市環境局として現段階でメガソーラーというものをどう捉えているのか。私個人としては、やはり自然に対する負荷があまりにも大きいものだと私自身は考えてるんですけども、設置は構わない、増えていくことは構わないと考えているのか、やはりほかの自治体のように徐々に設置自体も規制すべきものだと考えているのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○**柏木環境局長** 神戸市では全国に先駆けて太陽光条例を制定をしましたがけれども、まず一番最初は危険な状況、新幹線の線路の脇ですね、太陽光パネルが崩壊したというふうなこともきっかけとなって、安全性というところに着目して、これが制定されてきたというふうに認識をしているんですけども、一方でその後、全国的にも太陽光パネルが自然に及ぼす影響であるとか、そういったことが問題としてクローズアップされてきたのも事実です。

神戸市でも、禁止地区というところは全く設置をできない場所というのを定めた上で、それ以外にも非常に高いハードルを設けているとは思っております。ただ、現時点で御指摘のように全ての太陽光発電施設を排除するという形にまで至っていないのも事実です。

再生可能エネルギーというものを確保していくという必要性が一方ある中で、これを今後さらにどのように踏み込んだ形で改正していくのかということについては、今後の課題であると認識しております。

○**委員（岡田ゆうじ）** 前の福本局長ともこれ大変議論したんですけど、CO<sub>2</sub>の削減目標を国から一定課されてて、それを達成するために、我が市ではメガソーラーをどんどん建てるんだと、メガソーラーでそれを達成するんだというのだったら、もう本末転倒だと、何の意味もないことだと私は言ったんですね。やっぱり木を切り倒して、その自然を切り開いて、本来であれば何て言うのかな、私たちの海と山のまち神戸ですから、この大事な大事な自然の資源というものを守っていかなくちゃいけない中で、このCO<sub>2</sub>の目標ということだけを目指してメガソーラーを増やすっていうのは、私は本末転倒だから、もうちょっと考えてほしいということを何年か前言ったことがあります。

既にそういった形で、ほかの自治体でも厳しくするというよりは、もう大分、これ以上つくらせないという姿勢に転換をしてくれていますから、神戸市としても、特に我々自然の美しいまち神戸でありますから、その点を非常に大事にさせていただいて、さらなる規制の観点から考えていただきたいと思います。

以上です。

○**委員長（高瀬勝也）** 他にございませんか。

（なし）

○**委員長（高瀬勝也）** 次に、報告事項市債権の放棄の環境局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長（高瀬勝也）** では、この際、環境局の所管事項について御質疑はございませんか。

○**委員（森本 真）** 解体直前の王子プールのアスベスト問題についてお伺いをしたいと思います。

新聞やテレビの報道では、王子公園の園内にある王子プールには、神戸市によると事前調査を行ったところ、管理棟やスタンドの天井などからアスベストを含む建材が使用されていたことが分かったというふうに報道をされています。そのアスベストについて、文化スポーツ局や建設局など——というか、アスベストについて環境局が答えるんかと思ったら、建築住宅局が答えていまして、発注前の段階で検査機関に依頼して適切に調査を実施していますと。これが一応新聞報道、あと受けた回答なんですけど、さらにこれまでプール営業への支障を来すことにより調査ができなかった部分などについて、解体業者において調査を行う予定であり、これらの結果については、市ホームページの掲載や必要に応じて近隣へ書面配布などしますというふうに書かれているんですけど、解体に伴うアスベストについて、環境局の関与はないんですか。

○磯部環境局副局長 まず、解体工事のときのアスベストの調査ですが、法律では、解体工事の実施前に元請業者は解体する建築物にアスベストが含まれているか否かを調査する必要があると、これが事前調査という部分です。この事前調査の結果は、建築物が一定規模以上、例えば解体の場合ですと、床面積80平米というのが一定ということになるんですけども、それ以上であれば市に報告する義務がございます。当然、我々の方はその報告を受けましたら、その内容についてきっちり確認させていただくという作業をいたします。

それで、今回のその報道の件は、報道では事前調査と書かれてたかも分かりませんが、まだ事前調査まで行っておりませんで、その前の段階の発注者として設計・積算するための予備調査というのをやったようです。その予備調査の段階で、一応、近隣に御説明なんかをしたというふう聞いています。

ですので、通常我々が関与する前の手続でしたので、我々としては具体的な情報を把握しておりませんでしたし、相談も受けておりませんでした。ただしその報道を受けまして、これはどうということだというのは建築住宅局にヒアリングしまして、いきさつのほうを確認しております。

○委員（森本 真） そしたら、建築住宅局がどう関わってるんですか、この王子公園のプール。建築住宅局の所管なんか、所管じゃなくて、文化スポーツ局から言われるんやったらちょっと分からんでもないんですけど、どういう関係になっておるんでしょうか。

○磯部環境局副局長 我々がヒアリングで建築住宅局からいただいた資料、あるいは、これはホームページでも、その解体撤去工事の説明資料というのが公開されているんですけども、役割分担としましては、プール解体撤去工事の事業主体は建設局、それで工事の監理は建築住宅局という、そういう役割分担だということであります。

○委員（森本 真） 分かりました。

そしたら、これから、言うたら普通の事前調査が施工業者から行われて、市に報告というか環境局への報告があって、きちんと対策が取られるということなんだろうと思います。

それで、建築住宅局の回答でも、まだ十分調査ができていないところがあるというふうになってますので、ぜひ、きちんとした取組をしていただきたいのと、もうあることが分かっているし、もっと飛散するようなアスベストが、動力室とかで出てくると思われますし、かつ建築住宅局のほうは、下山手住宅の問題で大きなミスを犯したというか、アスベストを見逃したところがありますので、ちょっと環境局のほうもきちんと調査をしていただきたいし、様々な掲示とかをするとか、事前調査の結果が記入されていないなど、困ったことがありましたら環境保全課につてホームページに載ってますので、近隣とか市民が心配ないように対処していただきたいと要望して、終わります。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 他に御質疑がなければ、環境局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。

これより暫時休憩いたします。再開は12時50分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

（午後0時5分休憩）

（午後0時50分再開）

（健康局）

○委員長（高瀬勝也） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

これより、健康局関係の審査を行います。

最初に、請願第1号について、紹介議員から趣旨説明を聴取いたします。

平井議員、発言席へどうぞ。

それでは、お願いいたします。

○委員外議員（平井真千子） 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を要請する意見書提出を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

近年、歯と口腔の健康は、心身にわたる全身の健康の保持・増進にとって極めて重要な要素であることが明らかとなっており、健康寿命の延伸やクオリティ・オブ・ライフの向上のためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実施が必要であります。人生100年時代を迎える中において、口腔ケアは健康寿命延伸の重要な鍵であり、過剰な医療費の抑制という点からも、ライフステージに応じて継続的に歯科健診の実施が必要であります。

こうした中、国において、令和6年6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024には、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診に向けた具体的な取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されております。

また、令和6年度から適用される健康増進法に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の実実施計画では、歯科健診の受診者の増加が歯・口腔の健康の目標として掲げられ、過去1年間に歯科健診を受診した者の割合を、令和14年度には95%にすることが指標として明記されていることから、国、関係機関などへの働きかけが必要であります。

そこで本請願では、国に対して早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。また、その制度設計等を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ、関係者の意見を十分に酌み取ること。財政措置、国民に対しての啓発や、健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、総合的な取組を推進することを要望する意見書を提出することを求めるものであります。

本市では、神戸市歯科口腔保健推進条例を平成28年に制定し、市民が将来にわたり歯科保健医療を受けることができるための環境整備を進めてきておりますことから、委員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、請願の提案説明とさせていただきます。

○委員長（高瀬勝也） 趣旨説明は終わりました。平井議員、御苦労さまでした。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第94号について口頭陳述を聴取いたします。

小林さん。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 市民の健康を考える会代表、東灘区の内科医、小林有希と申します。

令和3年から、一切のインフォームド・コンセントなしの治験という違法な形で、人類初の遺伝子ワクチンが始まりました。当初、政府が95%も効果があると公言したコロナワクチンでしたが——以下、当ワクチンと略します——実際は、打った人のほうがかかりやすいという代物でした。効果がないばかりか、当ワクチンによる副作用報告は膨大な数にのぼり、人類史上最大の薬害問題となっています。

当ワクチンによる副作用は全身に及んでいます。かえって免疫が低下する、血栓や大動脈解離などの血管障害、心筋炎や不整脈などの心臓障害、ターボがんという言葉がトレンドワードになるほどがんの急増、不妊・流産・死産・奇形などの急増、自己免疫性疾患の急増、鬱病などの精神病、認知症・ブレインフォグなどの脳機能障害、慢性疲労症候群など、枚挙にいとまがありません。

当ワクチンによる副作用論文は、世界で少なくとも4,000以上も報告されています。直近の我が国の予防接種健康被害審査で認定された件数は8,100件を超え、死亡認定も800件を超えています。さらには、当ワクチン開始後、各国で超過死亡が急増しており、戦争も大災害もなかった日本において、少なくとも40万人以上という超過死亡数が出ています。その原因は、当ワクチン以外には見当たりません。

このような多大な被害が出ているにもかかわらず、依然として国や行政から当ワクチンを中止する動きが出ないことは、許されないことです。しかも、当ワクチンによる被害の実態は、国民に周知されていません。行政の責務として、市民に対し正しい被害の状況を開示してください。

また、国・行政の推奨の下に当ワクチンを接種したのですから、被害を被った市民を責任を持って救済してください。

アメリカのアイダホ州では、当ワクチンを生物兵器と認定しており、他国においても訴訟が始まり、当ワクチンは既に中止されています。いまだに7回も接種している国は、日本だけなのです。これらの副作用は、危険な脂質ナノ粒子と、それに包まれたメッセンジャーRNAにより体内で生成されたスパイクたんぱくによるものと考えられています。

さて、この10月から始まるレプリコンワクチンは、このような毒性たんぱくのメッセンジャーRNAが、さらにいつ止まるとも知れず自己増殖し続けるよう設計したものとされています。もしそうであるならば、これまでの膨大な遺伝子ワクチン被害をはるかに超える被害がもたらされることが容易に想像されます。

レプリコンワクチンの治験を行ったベトナムでは、18人も死亡したため中止となり、開発国であるアメリカでも承認されず、認可をしたのは世界で日本だけです。つまり、今回のレプリコンワクチンは、日本人を使った世界初の実験投与となるのです。国民を人体実験に使う暴挙は許せません。

さらに、接種者の体内から分泌されるエクソソームに含まれたワクチン成分が周囲の人にも伝播し、接種していない人にも健康被害を起こす、シェディングという問題があります。この危険性については、厚生省の公式文書にも記載されており、国も認知しているはずの現象です。

自己複製能力のあるレプリコンワクチンが始まると、接種者からのシェディングにより、ワクチンを接種していない人の体内においても、毒性スパイクたんぱくが自己増殖してしまう危険性が大変懸念されています。

そもそも、コロナ感染症自体の危険性は風邪並みです。そのような疾患に対し、慌てて、未知である代物を、危険性を懸念する多くの声を無視してまで強硬に押し進める必然性・正当性は、何一つありません。少なくとも、次世代に至るまでの安全性が確認されるまで、遺伝子ワクチン及びレプリコンワクチン接種を中止するよう、国に要望していただくよう要請いたします。

○委員長（高瀬勝也） どうも御苦労さまでした。

以上で、陳情についての口頭陳述は終わりました。

それでは、議案1件、請願1件、陳情1件及び報告事項6件について、一括して、当局の説明

及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○花田健康局長 ありがとうございます。

ただいまから、議案1件、請願1件、陳情1件、報告6件について、一括して御説明申し上げます。

お手元の、I補正予算の資料1を御覧ください。

予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、健康局所管分につきまして御説明申し上げます。

なお、100万円未満は省略しますので、御了承願います。

1歳入歳出補正予算額一覧ですが、歳入18億900万円、歳出30億3,800万円をそれぞれ増額しようとするものです。

2ページを御覧ください。

2歳入補正予算の説明ですが、第18款国庫支出金のうち、第2項補助金、第3目衛生費補助、第2節疾病予防費補助で、18億900万円を増額しようとするものです。

3歳出補正予算の説明ですが、第5款衛生費のうち、第2項公衆衛生費、第2目保健予防費で、コロナワクチン接種体制の確保のため、30億3,800万円を増額しようとするものです。

3ページを御覧ください。

新型コロナワクチン定期接種の概要ですが、国において、予防接種法上、個人の重症化予防を目的としたB類予防接種に位置づけられ、重症化リスクの高い方に対して、10月1日から定期予防接種として実施されます。本市においても、65歳以上の方などが、自己負担3,000円で接種ができるよう助成を行いたいと考えています。

続きまして、請願第1号生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を要請する意見書提出を求める請願について御説明いたします。

本請願については、国において、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、1. 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正、2. 国民の皆歯科健診の制度設計等の検討に当たって関係者の意見を酌み取ることなどの、4点の措置について要望を求めるものです。

国においては、令和4年に閣議決定された経済財政運営方針と改革の基本方針2022に、生涯を通じた歯科健診の具体的な検討について記載し、以降、現在まで、効果的な歯科健診受診勧奨の方法等について検討を行うモデル事業を実施しており、本市も、令和4年度にこのモデル事業に参加しました。

本市では、平成28年に制定された神戸市歯科口腔保健推進条例に基づき、こうべ歯と口の健康づくりプランを定め、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目標に様々な取組を推進しています。例えば、小学校でのフッ化物利用のモデル事業や、40歳・50歳・60歳を対象とした歯周病検診、また65歳・75歳を対象としたオーラルフレイルチェックを実施しています。

引き続き、国民皆歯科健診の実現に向けた国の動向を注視するとともに、今後、国家予算要望など、機会を捉えて国に要望していきたいと考えています。

続きまして、陳情第94号レプリコンワクチン中止等に関する意見書提出を求める陳情につきまして、御説明いたします。

自己増殖型メッセンジャーRNAワクチン——レプリコンワクチンは、細胞内にメッセンジャ

一RNAが送達されると自己増殖されるよう設計されており、既存ワクチンよりも少ない接種量で、高い中和抗体価が持続するというのが特徴です。

現在、レプリコンワクチンは、Meiji Seikaファルマ社のワクチンが承認を受けています。当該ワクチンは、昨年11月の国の審議会において審議が行われ、法律に基づく承認をして差し支えないとされたことを受け、厚生労働大臣が承認したものであり、本市としては、安全性の確保はされているものと考えています。

次に、陳情項目第2点目、市民へのメッセージRNAワクチンによる健康被害状況の周知と、メッセージRNAワクチンで生じた健康被害の救済強化を求める。市での実施が困難な場合には、本件についても意見書の提出を求めるについて御説明します。

健康被害状況の周知については、本市ホームページで救済制度の申請状況及び認定状況を公開し、周知に努めています。また、健康被害の救済については、予防接種法に基づく救済制度の中で対応するものであり、救済内容については国が検討すべきものと考えています。

そのため、国家予算要望において、救済制度に基づく自治体からの進達に対し速やかに審査・判定するとともに、必要な支援を行うよう要望しています。

続きまして、Ⅱ報告の資料2を御覧ください。

令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、健康局関係分について御説明します。

1 令和5年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書ですが、第5款衛生費、第2項公衆衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等の3事業を、第3項環境衛生費では、斎場墓園整備等の2事業を繰越しており、合計5億1,200万円を繰越しております。

2 令和5年度神戸市一般会計予算事故繰越し繰越計算書ですが、第5款衛生費、第1項衛生総務費では、老朽改修事業1,100万円を繰越しております。

続きまして、資料3を御覧ください。

令和5年度「がん対策の実施状況報告」について、新規・拡充分を中心に御説明します。

がん検診の受診率の向上等として、被扶養者向けの広報を強化していくほか、子宮頸がん検診の実施方法として、HPV検査単独法の導入について検討を進めます。これについては後ほど御説明いたします。

2ページを御覧ください。

医療体制の充実及び研究の支援として、AYA世代のがん患者の相談・対応を充実させるため、中央市民病院においてリーフレットを作成しました。

在宅医療の充実として、若年者の在宅ターミナルケア支援事業の対象年齢の拡大、在宅サービス料金の引上げを行いました。

がん患者等への支援として、アピアランスサポート事業にオンライン申請を導入しました。

3ページを御覧ください。

情報の収集及び提供並びに広報として、ホームページやSNS広告などを活用し、子供と親が子宮頸がんのリスクと対策について一緒に考えていただくための啓発を行いました。

4ページを御覧ください。

HPV検査単独法の導入検討状況について御説明します。

6ページを御覧ください。

国の指針改正を受け、令和6年4月1日から、現行の細胞診単独法と、新たに推奨されたHP

V検査単独法のいずれかを、自治体が選択して実施することとなりました。

HPV検査単独法は、HPVウイルスに感染しているかどうかを調べるものであるため、従来のがん細胞の有無を調べる細胞診よりも早期にリスク発見でき、また、検査を受ける間隔が現在の2年から5年に延びるため、受診者の負担が軽減されるメリットがあります。

その一方で、陽性者の追跡を行う必要があるほか、疑陽性が多いなどの課題があります。そのため、導入には十分な検討が必要と考えております。

7ページを御覧ください。

今後、専門家による専門部会を立ち上げ、導入に向けた検討を行い、2年後には、本市としての導入の考え方をまとめたいと考えております。

9ページ以降には、詳細ながん対策の取組報告を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。続きまして、資料4を御覧ください。

令和5年度「歯科口腔保健に関する施策の実施状況報告」について、新規・拡充分を中心に御説明します。

昨年4月に策定したこうべ歯と口の健康づくりプランの現状及び目標値ですが、各ステージの指標について、前年度との比較を矢印で示しております。

主立ったものを、次のページより御説明します。

2ページを御覧ください。

ライフステージに着目した施策の展開ですが、1. 妊娠期では、妊婦歯科健診については昨年度の受診率が低下しており、今後はこうべ子育て応援LINEを活用するなど、啓発を強化していきます。

2. 乳幼児期では虫歯のない3歳児の割合が93%へと増加し、国の目標値を達成しました。

3ページを御覧ください。

3. 学齢期では、12歳時の永久歯の1人当たりの平均虫歯数が徐々に増えつつある一方、区別の格差が、令和元年度の2.2倍から、5年度には3.8倍へと広がっています。健康格差の解消のため、今後、小学校において、フッ化物利用を全校展開していく必要があると考えています。この点については後ほど説明します。

4ページを御覧ください。

4. 若年期では、区歯科医師会の主催で、市内の主な大学を対象に無料歯科健診を実施するとともに、BE KOB E学生ナビを活用し、情報の発信をしました。

5. 壮年期では、40・50・60歳を対象に無料で歯周病検診を実施し、進行した歯周炎を有する人の割合は減少しました。

6. 高齢期では、65・75歳の市民を対象にオーラルフレイルチェックを実施するとともに、事後指導として、集団でのトレーニング事業を試行実施しました。

5ページを御覧ください。

今後、トレーニング事業を拡大実施するなどフォローアップを強化していきます。

分野別に見た施策の展開では、障害者への歯科保健医療対策として、歯科センターにおいて、日帰り全身麻酔など、専門的な医療を実施しました。

6ページを御覧ください。

地域包括ケアに向けた取組として、多職種連携による口腔機能管理に関するアセスメントツールの利用調査を行うとともに、がん対策として、今年度から市が主体となり、口腔がん検診を実

施しています。

災害時における歯科保健医療対策では、今年度中に、神戸市歯科医師会などとの連携機関と、合同実地訓練を実施する予定です。

7ページを御覧ください。

小学校におけるフッ化物利用の全校展開の方向性ですが、虫歯予防には、小児期でのフッ化物利用が非常に有益であり、予防効果が大人になっても持続するため、神戸市歯科口腔保健推進懇話会において、小学校でのフッ化物利用の全校展開に向けた具体的な実施方法について、検討を行いました。

1実施方法の検討ですが、方式は、予防効果の高い洗口方式とし、また、教員の多忙化を踏まえ、外部人材を活用することを前提として、具体的に、以下の4点の実施方法について検討を行いました。

まず、①すべての学校で集団洗口を行う場合ですが、予防効果は最も効果的な方法である一方、8ページに参りまして、課題として、多くの外部人材の雇用が必要ですが、その確保が難しく、また、15億もの多額の費用が必要となります。

次に、②リスクの高い児童が多い学校を重点校に設定し、集団洗口を実施する場合ですが、この重点校につきましても、虫歯率が全校平均よりも高い学校——約60校あるんですけども——これを前提としております。

しかしながら、この方式では重点校のみの実施となるため、それ以外の児童は虫歯予防効果を得ることができず、また、公平性の観点にも欠けるという課題があります。

その点を踏まえ、③重点校は洗口を実施し、それ以外の学校は学校で塗布を行う場合ですが、課題として、塗布の実施には歯科衛生士等の専門人材が必要となるため、その確保が極めて困難であること。また、重点校の全学年を実施した場合には、7億から8億もの多額の費用が必要となります。

以上の点を踏まえ、④重点校の対象を1学年に絞り、学校での洗口を実施し、それ以外の学年・学校は家庭へ洗口液を配布し、家庭で洗口を実施する場合ですが、全児童に対して虫歯予防の効果が図られ、健康格差の縮小、健康寿命の延伸につなげることもできるとともに、人材確保面や費用面の課題についても、十分に対応することができます。

以上、4点の実施方法の検討を行った結果、9ページを御覧ください。

2. まとめと方向性ですが、懇話会としては、④の方式、重点校は洗口を実施し、それ以外の学年・学校は家庭へ洗口液を配布し、家庭で洗口を行う方式が望ましいとの結論になりました。

3. 今後検討が必要な事項ですが、7年度からの全校展開の実施に当たって、フッ化物洗口の知識・重要性について、児童・保護者への理解を深める。家庭での推進、安全な取扱いのための啓発を行う。児童・保護者の混乱を回避するため、当初はモデル的に開始し、3年程度をかけ対象を段階的に増やしていくことが望ましいなど、7点について検討すべきとされています。

今後、本市として、この懇話会の意見を踏まえ、全校展開の実施に向けて、早急に取り組んでまいります。

続きまして、資料5を御覧ください。

令和5年度「神戸市人と猫との共生推進協議会の実施状況報告」について、新規・拡充を中心にご説明します。

人と猫との共生推進協議会ですが、構成団体が新たに1団体増え、12団体となり、繁殖制限事

業として、1,875匹の野良猫の繁殖制限手術を行いました。昨年の猫の殺処分数は42匹であり、条例が制定された平成29年当時から88%の減となっております。

2ページを御覧ください。

市と協議会の連携事業ですが、地域猫活動を推進するため、捕獲時に使用する餌の支給など、活動団体の負担を軽減する取組のほか、猫の室内飼い等のマナー啓発を行い、猫に対するトラブル防止に取り組んでおります。

3ページを御覧ください。

その他必要と認める事業ですが、地域猫活動団体向けの研修会の開催などにより、地域猫活動が理解されるように努めています。

4ページを御覧ください。

ペットの災害対策ですが、昨年8月に策定したペットとの避難ガイドラインに基づき、各区において避難訓練の実施を進めており、昨年度は須磨区・東灘区において実施をし、今年度6月には、実際にペット連れでのシミュレーションを実施しました。10月には、須磨区の総合防災訓練において、同行避難訓練も実施する予定です。

5ページを御覧ください。

こうべ動物共生センターの魅力化ですが、より多くの方に来所いただき、動物愛護の推進につなげていくため、今年度より全ての方を対象とした様々なプログラムを多数新設し、子供から高齢者まで、またペットを飼っている方も飼っていない方にも魅力的な事業を展開することとしました。その結果、参加者数は、7月時点で、前年度比1.7倍増となっております。

6ページにはプログラムカレンダーを、7ページ以降には詳細な実施状況報告を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、資料6を御覧ください。

新西市民病院の開院時期の延期について御説明します。

新病院の開院時期については、資料では当初、10年度中の開院と記載しておりますが、具体的には10年度末の開院予定としておりました。しかしながら、工事事業者に対して入札のための市場調査を実施した結果、予定していた本年度の工事入札の公告では、応札事業者が全く見込めないことが判明したため、公告時期を2年程度延期し、複数応札が見込まれる8年度にすることとしました。そのため、開院時期を令和13年度夏頃まで延期することとしました。

また、建設費が高騰しているため、総事業費について、基本計画策定時から約2倍となる見込みであることから、事業全体を改めて精査し、見直しを検討してまいります。

1. 延期の理由ですが、①は先ほど申し上げたとおりです。

また、②強固な止水工事が必要であることですが、調査を進める中で、若松公園は地下水位が高いことが判明し、強固な止水工事が必要となったため、3年8か月の工事期間を、6か月程度延長することとしました。

2. スケジュールですが、以上のことから、令和10年度末の開院時期を、令和13年度の夏頃まで、2年4か月から5か月程度、延期することとしました。

2ページ以降には基本計画の概要を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、追加資料1を御覧ください。

神戸徳洲会病院医療安全管理体制の改善に関する「病床機能検討部会」（第2回目）での意見聴取及び改善措置完了について御説明します。

2 ページを御覧ください。

2. 第1回部会から第2回部会までの対応、(1)第1回検討部会後の医療法人徳洲会に対する指導経過についてですが、前回の委員からの意見を踏まえて、保健所から徳洲会に、①改善計画に関する追加指導書を交付し、追加作成を指導しました。

追加指導書の概要ですが、保健所としては、本事案は個人の問題だけではなく、病院の医療安全管理体制において、1. 組織としてのガバナンスの機能不全、2. 医師数の不足、3. 職員の医療安全に対する認識不足、4. 職員間の緊急時を含む情報伝達の不足の、4つの組織的な根本原因が背景にあったと考えていること。

また、第1回目の検討部会後の記者取材において、徳洲会法人の副理事長から、根本的な原因は存在しないという不適切な発言があったことについて撤回を強く指導するとともに、保健所の指摘した根本的原因4点を踏まえて、法人として考える根本原因も加えた上で、対策を講じることを指導しました。

②医療法人徳洲会から改善計画書の追補の提出ですが、副理事長の不適切な発言に関するおわびと発言内容の撤回についての書面が、保健所に提出されました。

改善計画書の追補の再提出ですが、徳洲会から根本原因として7点が示され、再発防止策を含めて、報告書にまとめることとなりました。

7点の根本原因のうち、特に3点は重要な問題があったとした上で、①ガバナンス機能不全による組織的な問題解決能力の欠如では、4ページに移りまして、病院長が中心となり、病院全体の運営や体制を把握し、問題があれば速やかにその対策を講じるというガバナンスが欠如していたとして、各診療科の体制を把握するために、診療科体制指針を作成することとしています。

②新規診療科開設時の準備不足と説明同意の不徹底では、新規診療科開設時はプロジェクトチームを立ち上げることを決定するとともに、インフォームド・コンセント委員会を設置し、説明同意書の統一管理と遵守の徹底を行うこととしております。

③医療安全対策室の体制不備と平時におけるPDCAサイクルの不徹底では、院内で発生した問題がシステムチックに医療安全対策室に報告が上がる仕組みを構築しています。

医師体制の今後の方針ですが、医師の4か年の増員計画を策定しています。

5ページに移りまして、事故調査報告書についてですが、医療事故調査制度の対象事案として4件、対象外事案での1件の調査を行い、そのうち3件の医療過誤を認めたとの報告がありました。

(2)改善措置についての保健所としての評価、改善措置の確認結果ですが、改善計画書に記載された改善項目については、おおむね措置済み、または8月末には措置完了の見込みでした。

医師体制についてですが、6ページに移りまして、徳洲会から提出された医師の増員計画では、保健所としてはおおむね妥当と考えております。

(3)委員からの主な意見ですが、④医療安全について、グループ内の病院で確認し合うことが重要である。

7ページを御覧ください。

⑨1年間の病院目標を院長から掲げ、それを職員全体で取り組み、ガバナンスの一直線化を図ることが効果的である。

⑩インフォームド・コンセント委員会に患者立場の人を入れてほしい。

8ページを御覧ください。

⑭救急受入れ制限について、地域医療への影響もあるので、救急体制のビジョンを聞きたいなどの意見が出されました。

3. 改善措置完了の判断ですが、8月23日に立入検査にて確認を行い、病院としての改善措置を完了したと、神戸市として判断しました。引き続き、来年8月末までの1年間、検討部会での御意見も踏まえながら、医療安全管理体制が確保されるようしっかりと指導していきます。その上で、来年8月末に医療安全体制の改善完了の可否を、神戸市として判断する予定です。

以上、議案1件、請願1件、陳情1件、報告6件につきまして御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（高瀬勝也） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、健康局関係分について、御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） 新型コロナワクチンの定期接種ということで、本会議でも質問したんですけども、市長・副市長からあまりいい答弁ではなかったんですけども、都道府県というか兵庫県と協力して、接種費用の低減化というか減免というのは考えられないのかどうか、局長の御見解をお伺いします。

○花田健康局長 あのと副市長に伝えられてなかったんですけど、実は兵庫県と、そういうことを東京都がしたときに話をしたことがございまして、兵庫県は実施するつもりはないということを既に言われております。

○委員（森本 真） 分かりましたというか、東京都以外の都道府県はそういう動きはないのか御存じかどうか、お伺いします。

○谷浦健康局保健課課長 今確認しているところで、そういった自治体っていうのは、私どものほうは承知はしておりません。

○委員（森本 真） 東京都が減額するっていうのは新聞報道で大きくやられてますので、神戸市としても兵庫県に問い合わせたということになっています。だからほかの都道府県で大きなところも動きがあると思いますので、もう1回ちょっと、41市町でどうかということで挑んでいただきたいと思うんですけど、その点いかがですか。

○楠健康局保健所長 神戸市に関しましては、負担額3,000円は低額なものと考えております。現時点では、他都市に比べて、他都市の3,500円だったり3,200円より、神戸市は低額と考えておりますので、まずはそれで対応させていただきたいと考えております。

○委員（森本 真） ちょっとこれ以上論議が進まないで、もう1件、無料となるということで、インフルエンザもそうですし新型コロナワクチンもそうなんですけれども、例えば介護保険料のお知らせの通知であるとか、限度額認定書などを見せて無料になるというお知らせがホームページに載っています。1つは、インフルエンザとコロナワクチンというのは同時に打つ方針ではないですよ。

○楠健康局保健所長 以前に、同時に打っていた時期もありますけれども、現在は医療機関のほうから、個別に打ちたいという要望が来ております。と申しますのは、やはりインフルエンザワクチンとコロナワクチンを打った場合、いずれも副反応が一定の割合で生じると言われてます。同時に打ちますと、どちらの副反応が起きたかどうかが、医療機関側として少し判断しづらいところがあるということもありまして、今後は別々に打つという医療機関が多いというふう

に聞いております。

○委員（森本 真） それで、無料接種が非課税とか生活保護世帯とか4種類ありますけれども、この人たちへの無料だということについては、どういうふうに勧奨するというか、お知らせするのでしょうか。

○楠健康局保健所長 それらの方々に関しましては、医療機関であったり、またホームページ、また広報紙等で周知してまいりたいと思っております。

○委員（森本 真） 周知が徹底できるよというか、無料となる証明書類を簡単に持っているのかなど。限度額認定証なんかは結構持ってるんですけど、一番最初に書いてあるのは、介護保険料のお知らせ通知っていうのが一番になってますので、医療機関に行っても証明がなかったら無料で打てないということになっちゃいますので、そこら辺をちょっと周知徹底いただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、請願第1号生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を要請する意見書提出を求める請願について、御質疑はございませんか。

○委員（吉田健吾） では1点質問させていただきます。

本市では、神戸市の歯科口腔保健推進条例に基づいて、ライフステージごとに様々な歯科口腔保健施策が展開されていて、歯周病検診においては40歳・50歳・60歳の節目健診のほか、妊婦健診や65歳・75歳の方を対象にしたオーラルフレイルチェックが実施されていると認識しています。

歯周病検診の受診率が政令市の中でも本市が上位ということで、非常にいいことだと思います。他都市と比べて、今も比較的進んでいると感じてますけれども、この請願にあるように、国民皆歯科健診の実現に向けて、歯周病検診のさらなる充実に取り組む必要があるんじゃないかなと思います。今のお考えをお聞かせいただければと思います。

○花田健康局長 本市におきましては、先生おっしゃいましたように、以前から40歳・50歳の方を対象に歯周病検診を実施しており、令和2年度からは60歳の方も対象に加えて実施をしております。

これまで、受診率につきましては、歯科医師会と連携して取組を行ってきた結果、政令市の中でも結構高くなっておりまして、例えば50歳・60歳は政令市中2位、40歳は3位というように、上位を占めているということになっております。また、それに加えて、令和3年度からは65歳・75歳の方に対してオーラルフレイルチェックを、これは他都市ではほとんど、政令市ではやってないという事業にも取り組んでいるところでございます。

一方、国におきましては、若年者の歯周病が増加しているということで、今年度より、歯周病検診の対象に20歳・30歳を、新たに国庫補助の対象に加えたというようなことがございます。

このようなことを踏まえて、本市としても、歯周病検診のさらなる充実という観点から、若年者への対策の強化をしていく必要があるのではないかと考えておりまして、具体的にどのように実施していくのかについては、今後歯科医師会などの専門職、専門家とも議論をしながら、具体的な方策を考えていきたいというふうに考えております。

○委員（吉田健吾） 御答弁ありがとうございます。

最後に、国からの若年者の歯周病についてということで、20代・30代の国庫補助が新しくできているということですので、しっかりと、本市においてはこの施策は進めていくべきだと考えますので、拡充がされますように、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（原 直樹） 今回のこの請願を検討するに当たって、まず従前のこの歯科健診制度について確認させていただきたいことがありまして、今、40歳・50歳・60歳の歯周病検診について、政令市の中では高い受診率だということなんですけれども、ただ、その実際の受診率はといいますと、どの年齢層を見ても大体10%前後ということですので、この数字だけ見ますと、そんなに高い数字とは言えないのかなというふうに思っております。

今回のこの請願の趣旨ですね——歯ですとか口腔健診をすることによって、将来の過大な医療費の削減を目標としていくという、その趣旨については賛同するものでありますけれども、ただ、その実効性をもたらすためには、その効果をもたらすためには、やはり、まずは従前の歯科健診制度の受診率を高めていくということが大事であると思います。

この歯周病検診の現状の受診率について、この10%前後であるという受診率について、どのようにお考えでしょうか。

○三川健康局副局長 先ほど吉田委員の答弁でもしましたけど、この受診率につきましては、政令市で比較すると、20市の中でも2位とか3位とかいう数字ですので、政令市の中で比較すると、うちとしては高い数字ではあるとは思っています。

ただ、委員おっしゃるように、それが高いかということ、決してその10%という数字が誇れるものではないというところで、国のほうも、この歯周病検診じゃないですけど、将来的には歯科健診の受診者の増加っていうのを1つの目標にしております、その目標値が、過去1年間に歯科健診を受診した割合ですね。こういう歯周病検診とは別に、例えば歯医者に1回行って、定期健診か歯科健診を受けましょうという、そういう人の割合を95%にしようということを目指しております。その目標を上げる中で、国のほうは国民皆歯科健診に向けてどうしていくかっていうところを、今いろいろと検討されているところがございますので、この10%どころが高いかと言われると、今はそういうふうな数字ではないというふうに認識しているところがございます。

○委員（原 直樹） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、この皆歯科健診制度自体については私も賛同しているところでありますので、この従前の歯周病検診制度のさらなる発展についても、今後引き続き御検討いただければと思います。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（森本 真） 請願にあるように、やっぱり歯っていうのは大事だし、神戸市会としても条例をつくった経緯もあります。それで、この歯科健診をやっているところっていうのは、多分歯科医師会に委託をされているっていうふうなことだと思いますけれども、例えば医療の場合っていうか、医師の場合は、医師会には95%、ほぼ加入してはるんですけど、歯科医師会になると、全国的にも神戸の歯科医師会もそうみたいなんですけれども、6割が加入で4割は入っていないということになっているんですが、全体的に広げようと思ったら、歯科医師会に加入していないお医者さんがそれなりにいるということで、そういう人たちにも市民の健診をしてもらう機会を与

えるというか、やってもらおうほうがいいんじゃないかというふうに思ってるんですけど、その点いかがでしょうか。

- 三川健康局副局長 歯周病検診ですけれども、委員御指摘のとおり、今の現状としては歯科医師会に委託して実施しておりまして、箇所数でいきますと、歯科医師会の会員でいきますと約600の、今、歯科の診療所で受診できるという体制を取っているところでございます。

この歯科医師会につきましては、歯周病検診以外にもオーラルフレイルチェックなど、様々な壮年期・高齢期の対策について、今まで歯科医師会と意見交換なり協力しながら進めてきたところではございます。

これまでの経緯がありますけれども、今、議員からはそういう歯科医師会会員以外のところというお話もありましたので、今後どのような形ができるかということにつきましては、考えていきたいというふうに思います。

- 委員（森本 真） 検討していただきたいと思います。

私も、歯科医師の皆さんがみんな歯科医師会に加入しているものだというふうに、ちょっと認識してたんですけども、聞くところによると6割ぐらいということで、半分程度ということになってますので、全体に広がればもっと歯科健診とかができると思いますし、請願では毎年やってほしいというのが思いだそうで、やっぱり、特に永久歯に生え変わったときから、そして高齢期というか壮年期・高齢期の中で、やっぱり昔、8020運動ですね。80歳で20本の歯を残そうという運動が起きたりしてますので、そういう観点から、先ほどの答弁のように、御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

- 委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

- 委員長（高瀬勝也） 次に、陳情第94号レプリコンワクチン中止等に関する意見書提出を求める陳情について、御質疑はございませんか。

- 委員（香川真二） すみません、この陳情について、ちょっと内容の部分で教えてもらいたいことが幾つかあるんですけど、先ほど陳情者の方が陳述の中で言われていたことで、このレプリコンワクチンの実施をする、いわゆる承認を受けてというのが日本だけということですが、この辺、本当なのかというのと、ほかの国はなぜ承認をしなかったのか、理由が分かれば教えていただきたいと思います。

- 楠健康局保健所長 レプリコンワクチンに関しましては、承認をしたのは日本だけです。アメリカにおいて開発されまして、現在ヨーロッパのほうで、承認のための申請がなされているというふうに聞いております。

- 委員（香川真二） 承認されなかった理由とか、そういう何か過去の事情がちょっと分からないんですけど、何か分かっている情報があれば教えていただけますか。

- 楠健康局保健所長 ほかの国で承認されなかった理由等については、ちょっと分からないのが現状です。

- 委員（香川真二） あと、日本だけというのは少し気になるころではあるんですけど、日本の話でいくと、厚生労働省が安全性のほうは確認をしているということで、承認してるんだろうという手続は踏んでると思うんですけど、どのような研究とかどのような知見とかから、安全性が確保されてるっていうふうにしたのかっていう、その経緯とかが分かれば教えていただけます

か。

○楠健康局保健所長 レプリコンワクチンの安全性につきましては、初回免疫の臨床試験におきまして認められた副反応は、既に承認されているRNAワクチンと同等であったということと、また、追加免疫の臨床試験におけるファイザー社のコミナティとの比較におきましても、副反応の種類及び発現割合は大きな差異が認められていないと。また、軽度または中等症の副反応であったということ、また、注目すべき副反応におきましては、アナフィラキシー等の副反応につきましては、いずれも軽微または中等度の過敏症であり、認容可能であったということ。また、レプリコンを含むRNAワクチンでありますけれども、副反応の発現時期及び持続期間につきましては、対照に比較して明確な差異が認められていないということで、国のほうで評価されています。

○委員（香川真二） ちょっと、言葉だけではなかなか理解できないところもあるんですけど、実際、人体にこのレプリコンワクチンを接種して、その副反応自体がなかった、もしくは以前のワクチンと同等というふうに捉えたらいいんですか。

○楠健康局保健所長 国のほうでは、そのように検討されています。

○委員（香川真二） ちなみに、何人ぐらいの方にそのワクチンを接種したりとかしてるんですかね。一部の人っていうのでは、なかなか信頼性というのが得られないかもしれないんですけど、ちょっと分かれば教えてください。

○楠健康局保健所長 それに関しては、ちょっと今、手持ち資料にありません。

○委員（香川真二） 分かりました。

若干やっぱいろんな報道とかインターネットの情報等も、やっぱまだこのワクチンが本当に大丈夫なのかっていうふうな情報も出てきてます。私も目にしました。私自身も不安な気持ちはあります。

ではこのレプリコンワクチンしかないのであれば、私だったら接種しないでおこうかなというふうに思ったりするんですけど、もしその不安な人には、例えばほかのワクチンとかが受けられるような、そういった体制にはなってるんでしょうか。

○花田健康局長 ワクチンで認められているのはこのレプリコンワクチンだけではございませんので、以前のファイザー、それとモデルナ——すみません、時間がたったので、だんだんワクチンの名前もあれになってきましたけど、それともう1社、第一三共が認められてまして、4社認められています。ですので、接種されるときにどのワクチンを使えるかっていうのは、多分、医療機関のほうでお話があるでしょうから、そこは御自身の判断で——接種するかどうかも、まず御自身の判断で、どれを接種するのかも御自身の判断としますので、ただ、国としては、安全性と効果については承認のレベルにあるということで、国としては承認しているというふうに理解しています。

○委員（香川真二） 打つ・打たないも含めて自己判断——自己判断というか自分で判断してもらって、接種するかしないか、何を使うというのを決めていただくっていうのは、私もそのとおりだと思うんです。

神戸市内でも、複数の診療所とかで今後接種できると思うんですけど、そういったところで選択できるような状況があるのであれば、その辺は実際、皆さんの判断になると思うんですけど、しっかりとその危険性とかの啓発はやっていただきたいなと思ってまして、先日もコロナワクチンの後遺症をいまだに抱えられている若い女性の方のお母さんのほうからも話を聞いたんですが、もう3年間、ずっと副反応の発熱が続いてるっていうふうに言われてました。

私もちょっとびっくりしたんですけど、そんなことが起こるなら打たせないほうがよかったっていうふうに言われてて、そういったワクチン自身が副反応を起こす、後遺症を起こす可能性があるっていうことを、多くの方がやっぱり御存じないんじゃないかなとは思ってるんですね。

HPVワクチンの後遺症の方もそうですけど、やっぱり皆さん話を聞くと、事前に知っておきたかったっていうふうなことを言われてる方がたくさんおられたんですが、このレプリコンワクチンに関してもこんな危険性があるんですよっていうのを、せめて厚労省のホームページにもつなぐような、何かそういったことを神戸市のホームページで啓発活動として、していただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**花田健康局長** ワクチン接種につきましては今までもそうなんですけど、全てのワクチンに一定の副反応のリスクというのはございますので、それにつきましてはチラシを見ていただくようにするか、おっしゃったように国のほうのリンクを貼るかというようなことで、国から出された情報が我々としては限界なので、その情報はきちっとお伝えしていくように、ホームページで示していきたいと思えます。

○**委員（香川真二）** 最後にしますけど、ぜひ、そういった啓発活動をしていただくとともに、運悪くというのか、後遺症が続いている方もおられると思うんですね。そういう方のフォローというのか、しっかりとした支援をしていただきたいなと思っておりますので、ぜひそういったことも含めて、このワクチンのことを啓発したり、フォローしたりということをやよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○**委員長（高瀬勝也）** 他にございませんか。

○**委員（五島大亮）** このワクチンなんですけれども、先ほどの質疑の中にもありましたが、かなりネットでは、これ大丈夫なんかなという意見が結構氾濫しておりまして、それは不安に思うだろうなという人はたくさんおられるんだろうなというふうには思っております。

このレプリコンワクチンというのが自己増殖をしていくタイプだということで、副反応について不安に思われる方は、前にも増してっていうのがちょっとあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この陳情書の中にありました、ベトナムでの治験で死亡者が10何名でしたか、あったというふうにおっしゃっておったんですけど、これは本当のことなんですか。

○**楠健康局保健所長** 報道の中にはそのように報告されています。ベトナムの方が13名ほど亡くなられたというふうに聞いております。

○**委員（五島大亮）** どの段階の薬がそうだったのかとかいうのは、またあれでしょうけれども、それだけ聞くにもちょっと不安がありますよね。

あと、また同じようにありましたけど、このシェディングという文言が出てきましたけれども、いわゆるワクチンを打った方の近くにいる人にもワクチンの効果が伝播するという話がありましたけど、この効果があるやなしやというのは、どうなんでしょうか。

○**楠健康局保健所長** このような事象があると指摘する方がいることは承知しているところでありますけれども、そのような事象が生じるかどうかの科学的な知見は、現時点では報告されていないというふうに認識しております。

また、製造販売の承認は国が行っていることに関しましては、使用の可否については国が判断すべきだというふうに考えております。

○**委員（五島大亮）** 分かりました。

このワクチンの副反応で死亡された方がいるというのは、もう周知の事実になっているんですけども、このワクチンで守るべき公衆衛生と、副反応によってお亡くなりになる方も含めて被害があるということは、これは比較考量の上で社会で認めてきたから、今こういうふうになっているのかなと思うんですけども、これも国が判断することなのかもしれないんですけども、前回のそのmRNAワクチンで起こった副反応というのは、その公衆衛生と比較して、この程度は予見されていたというものなのではないでしょうか。

○楠健康局保健所長 やはり予防接種、ワクチンに関しましては、やはり一定の副反応が起きるといことは予想されていたというふうに思っております。実際、新しいメッセージーRNAワクチンですので、どこまで亡くなった方がおられるとか、そういうところまでに関しましては、今後の検証が必要ではないかなというふうに思っております。

○委員（五島大亮） すみません、非常に答えにくい質問だと思います。要は、前回のmRNAワクチンで亡くなった方がおられるのは仕方がないなんて、口が裂けても言えないんですけども、それで社会の公衆衛生を守ってこられたのかもしれない。これは非常に難しい。

今回のレプリコン型というんですかね、ワクチンが今から打たれるわけですけども、同じような成分で、mRNAが自己増殖する——私もよく分かりませんが——と聞くと、副反応は前よりも多くなるんじゃないかなというふうに思ってしまったりもするわけですよね。

これが海外で認証されていないのに日本だけ認証されているっていうのも、ちょっと不思議なことで、今まで普通は手術であったり薬品であったりって、日本は遅いよねっていう課題がこれまでずっとあったわけです。それが早くなったっていうのはいいことかもしれないんですけど、海外でしてないのに日本だけあえてわざわざするのは、それは何でなんていうのも、反対に考えると考えられることだし、ほかにも、例えばこういった健康志向の方が思われることって、例えば海外で認められていない農薬であるとか食品添加物であるとかが、日本ではオーケーなんだよって、これはおかしいよねっていう話もされていたりするので、その辺の国の偏差っていうのが、本当に大丈夫なのかなっていう不安を持たせてしまうことっていうのは、これは仕方のないことなのかなというふうに思ってしまうんです。

結局、もう国が認証しているがために、神戸市でこれを認証したわけではないですし、いい・悪いの判断を神戸市がするわけにはいかないのは、これは確かにそのとおりでなんですけど、最後には、花田局長おっしゃったように、もう打つか打たないかは自身の判断——リスクと比較考量して自身の判断しかないですよということになると思うんですね。

となった場合に、やっぱりその正しいワクチンによる副反応の人数であるとか、症状であるとか、これはこういうことが起きるリスクがありますよというのは、市民には——我々医療産業都市と銘打ってますから——これは公開して、できるだけ多くの情報を市民の皆さんに持ってもらうのが私も正しいと思いますし、逆に、もう今のコロナ自体の毒性っていうものが、当初は普通は、致死率が高い病原体については、要は拡散性が少ないんじゃないかと。それでだんだんと毒性が弱まっていくものですよっていうふうに世間的には言われてきたので、この2020年からわっと始まってきたこのコロナについては、毒性が相当程度低くなってるんじゃないかなというのは、一般人でも考えられることなんですよ。

なので、今の——当初のじゃなくて2024年、'25年の今のコロナの毒性というのとワクチンによる副反応というのは、これは公開して、市民1人1人に打つか打たないかの判断の材料というのは適切に出していかないといけないと思うんですよ。

神戸市のホームページ、今見たら書いてあります、確かに。何人、要は国の救済制度に応募しましたとか、いろんなことが書いてあるんですけど、これ、かなり探していかないと見られない状況になってるので、それがもうちょっと検索しやすいところに出てくる必要があるんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがですか。

- 花田健康局長 先生、最後にお聞きになったことの前に、まず、ワクチンを打つ理由として、御自身の重症化予防なのか、社会的防衛なのかというのがあるんですね、まず前提として。今度の10月1日から始まるコロナワクチンは、今までは社会的防衛の感が強かったんです、臨時接種で。蔓延しないようにで、プラス個人の重症化予防だったんですけど、今度は個人の重症化予防なんです。

ですので、社会に広げないためというのは、若干、蔓延の防止も一応図るんですけど、ですので、今回——臨時接種自体が社会防衛のためなんです。ですので全額公費やったんです。人につさないように打ってくださってという努力義務を課して、あなたたちは打つべきですよって言う姿勢やったんですね。

定期接種に今回なるんですけど、インフルエンザもそうなんですけど、インフルエンザとかにつきましてもB型という定期予防接種になりまして、B型というのは、個人の重症化予防です。A型というのが、麻疹であったりとか、社会的な蔓延を防止する定期予防接種、こちらは打ってくださいなという義務がある。ほとんど国と自治体で負担をして、自己負担はないようにしている。B型については自己負担が、だからあるみたいな考え方で、ここで分かれてるんですけど、今回のやつは、ですから、果てしなく御自身の重症化予防のために、ですから御自身が本当に考えるということが、もっと今回強まってるんですね。

そういうこともありまして、先生お聞きになった点ですけど、今回改めて私もホームページを見まして、ちょっと反省しました。これではちょっと個人の、いや、これ10月1日からじゃなくて、今までももっと早く副反応とかの、どれぐらい副反応があったのかとかいう情報を載せておくべきだったなど、ちょっと反省してます。

今ホームページに載ってますのは、具体的に副反応があって、それをこんな副反応があったからといって個人から救済を求める申請があって、その申請を国に何件うちが出して、何件認められてということの内訳なんですね。そうじゃなくて、これはこれでもっと詳しく載せる必要があると思うんですけど、他都市では医療機関から副反応があった人が何人ですということも載せている自治体があります。

ですので、御本人が救済措置を求めてくるレベルじゃなくて、どれだけ副反応があったかというのは神戸市は分かっていますので、これについてもホームページのほうできちっと整理して——ちょっとすみません、保健所は作業がたくさん残っているので、1件1件こうやって手で作業してもらわなアカンのでちょっと時間がかかるんですけど、それを載せて、御自身にきちっと判断材料を提供して、御自身で接種について考えていただくというふうに、情報提供についてはもっとしっかりと行っていきたいと反省しているので、できるだけ早く取りかかっていきたいと思えます。

- 委員（五島大亮） ありがとうございます。もうその姿勢でやっていただきたい。

神戸市は本当に、さっきも言いましたけど、医療産業都市と言っているわけですから、他都市が見本にするというか、他都市の市民も、ワクチンについての情報が知りたくなったときに、神戸市のホームページにこんなこと書いてあると、これなら私はどうしようかっていう参考にでき

るような情報提供ができてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこをお願いしたいです。

あと、そのリスクの高い人は接種したほうがいいですよっていうことを、医療機関のホームページとかにもいろいろ書いてあるんですけど、それってすごくぼんやりした、既往症があるというか、要は何か持病がある人は打ったらいいよねとか、肥満の人は打ったほうがいいよねとかいうふうに何かあると思うんですけど、そこも何かコロナ自体の重症化——重症化を防ぐためのワクチンなんですから——重症化をする率の高い人の累計のデータとか、そんなものもあれば、いろんな都市の見本としてそういうものも出していければいいんじゃないかなというふうにも思ったりしますので、そこもできれば研究してみたいと思います。

また、これ、子供に対してどうなのというのもあります。私、当初、子供に対して接種を始めますと。最初、ワクチンを学校で打ちましようとなったときに、これ明確に反対をさせていただいたんですよ。そのときにやっぱり、僕がワクチンが安全なのか、コロナがどうなのかっていうのは分からなかったんですけど、子供の死亡数というのがそのとき、なかったんです。ないのに打たなあかんということは、これは子供にかわいそうでしょうということ、反対をさせていただいたっていうのもありましたので、要は年代別であったり、症状別であったり、そういったものに応じたデータを適時に市民が見られるようになっていうのは、これは神戸市の役目として、1つあってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこは1つ要望させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、健康局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項令和5年度「がん対策の実施状況報告」について、御質疑はございませんか。

○委員（岩佐けんや） がん条例に関しての質問をさせていただきたいんですけども、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種についてですけれども、今年度末で終了すると思うんですけども、対象者への周知ですとか、啓発の状況などを教えていただけたらと思います。

○楠健康局保健所長 キャッチアップ接種というのは、積極的勧奨を差し控えていた期間に接種期間を延ばした方に対して、接種期間を設けることを目的としております。

キャッチアップ接種者への個別通知の取組ですけれども、今年度で終了することから、6月の末に未接種者全員に個別通知を送付したことに加え、広報K O B E 8月号に記事を掲載しました。

また、今年度から内容につきましても再検討を行い、子宮頸がんは20代から急増すること、年間1,000人の方が子宮頸がんにより子宮を失っていること、また、早期発見で子宮を残せたとしても、早産は最大4倍の方がありますけれども、また流産の可能性が高くなることというふうに、子宮頸がん罹患することのリスクを強調したものとしています。

その結果ですけれども、接種券の再発行の申請が、広報実施前は月300件程度であったものが、7月1日から9月16日におきまして3,931件、一月当たり約1,600件と、5倍以上に増えております。それにより、非常に多くの方がHPVワクチン接種について考え、接種されたと認識してお

り、広報による一定の効果があつたものと考えております。

今後ですけれども、接種を検討される方が必要とする情報を取得できるよう、ホームページ等で努めてまいりたいと考えております。

○委員（岩佐けんや） ありがとうございます。

子宮頸がんワクチンは3回打つことを逆算しますと、9月がラストチャンスということですので、引き続きホームページ等を活用しまして、できる限りの周知啓発に努めていただければなど要望させていただきます。ありがとうございます。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項令和5年度「歯科口腔保健に関する施策の実施状況報告」について、御質疑はございませんか。

○委員（吉田健吾） 1点お伺いします。

小学校におけるフッ化物利用についての御報告もいただきまして、その中で、実施方法としては、重点校は洗口を行い、それ以外の学年・学校には洗口液を配布して、家庭で洗口を行う方法を提言されています。これまでも、モデル事業として一番の課題は外部人材確保とされてきたけれども、この方式を展開するに当たってのその外部人材は具体的に確保できそうなのかどうか、今の検討状況を教えてください。

○花田健康局長 もともとフッ化物洗口とフッ化物塗布という方式があるんですけれども、フッ化物塗布の場合は半年に1回だけ実施すればいいので回数が非常に少ないんですけど、もうこの方式は恐らく取らないんですけど、専門職、歯科衛生士とか歯科医とかが必ず常駐しないと塗布ができないという縛りがかかります。

そしたら洗口のほうはということなんですけど、洗口のほうは無資格者で、別に補助できるんですけれども、週に1回なんですわ、毎週。学校の授業時数に影響を与えないということでしたら、学校の始まる前の早朝の、準備の時間も含めて2時間程度ぐらいだけ出務をいただくと。毎週ですわね。

ですので、恐らく割と家が学校の近くの方でないとなかなか難しいかなということと、いいお小遣いになるという程度まで、朝早く起きる割には、手取りで考えるとどうなのかなっていうような——ぶっちゃけた話を言うとですわね。

それで160校全部をとということになったら15億ってということなんですけど、15億かけても本当に人が集まるかなというような話で、今の方向としましては重点校でというふうに考えてるんですけど、重点校にしても60校ぐらいを集めるということになるので、前回よりははるかに絞られるので確保はできると思ってるんですけど、でも、いろいろ工夫をしていく必要があると思っています。

懇話会の中でいろいろ意見が出たんですけれども、ボランティアでもいいんじゃないかという声も結構言われるんですが、ボランティアの人はうちとの雇用関係がないので、ごめん、今日行かれへんわって言われたらもう終わりなんですわね。集まらなかつたらできないので、ですので、ボランティアはちょっと避けたいなど。一定のちゃんと雇用契約をして、すっばかすと言ったらあれですけど、そんなことがないように、きちっとできる体制にしておきたいということで、まずは一番確かなのは、さっき申し上げた家から近い人なので、保護者の方にも協力を求めつつ、地域の住んでいる方にいろいろと広報して行って、学校からのメールのすぐーるなんかも使わせ

ていただいたりとかして、もちろん有償ですけど、御協力いただける人にはしたいというのと、あと懇話会の中で意見が出たのは、学生に手伝わせたらどうだと、医療系の学生にという意見が出まして、これはその場の懇話会の中にも、看護大学の教授とかも来てましたので、早速うちの看護大学の学長にも頼んで、それは協力して、協力するのは学生の——強制的には行かせられないんですけど、学生にはちゃんと周知しますとか、あと民病とか医師会の専門学校にも周知はさせてもらいますとか、歯科衛生士の学校も協力してもらえるとということなので、その学校の人が小学校の近くに住んでるかどうかという問題はあるんですけど、ですので、いろんな方法を使って幅広く広報して確保はしていきたいと思っておりますが、60校でかなり人数が絞られたので、きっちと射程距離で、これは最終的には確保できるかなというふうには思っております。

○委員（吉田健吾） 分かりました。

朝であれば、交通安全の見守りをしてくださってる方々がいたりとか、また保護者の人が朝一に子供と早く家を出ようかということも選択肢としてあるかもしれないですし、あと、福祉局のシニアポイント等の人たちも結構熱心な方が多いので、そうした方々——特に、ちょっとこれはもう教育委員会になりますけれども、コミュニティスクールみたいなことで、開かれた学校ということであれば、健康局が直接地域を当たっていくというよりは、しっかりと各学校が、今の状況であれば地域にコミットしてるはずなので、各学校からしっかりと地域に協力を求めるとか、こうしたことも、ちょっと煩わしいことになるかもしれないですけども、協力を求めて、あるべき動き方っていうのをさせていただきたいなというふうに思いますので、それを最後、要望として終わりたいと思います。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） 私からも、フッ化物洗口についてであります。

もうかれこれ、これは5年ぐらい議論をしてきましたので、教育委員会のほうとの調整が非常に大変だったろうと思います。議事録なんか見ても、報告書の中で強い反対という言葉が載ったこともあるぐらいでしたから。それがこうして関係各位の合意を得て、無事、一定の方向性でまとまったというのは、本当に花田局長以下、皆さんの本当に大変な、多大な貢献のたまものだと思います。すばらしいことだと思います。

もともと、このフッ化物洗口がなぜ必要かという原点に戻ると、この子供たちの口腔環境というのは、子供たち個人のせいなのか、各御家庭の自己責任なのか。もしくは神戸市なり行政がある一定の責任を持って、平均的な口腔環境というのを守ってあげなくちゃいけないのかというのが、重要な論点としてあったと思います。

神戸市内でも、一番いい学校と悪い学校で、虫歯率というのが本当に100倍ぐらい違うと。だから、同じ神戸市の子供でも、とある学校はもう平均で2本虫歯がある。ある学校では50人に1人しか虫歯がないというぐらいの格差があることを、各御家庭の自己責任だということにしてしまっているのかというのが、重要な論点としてあったんだろうと思います。

今回実施をしていただく中で、洗口液の御家庭への配布ということで、これも本当に塗布よりはフッ化物洗口のほうがやはり効果があると、何としてもフッ化物洗口だという強い決意の中でこういう合意にさせていただいたということが、しみじみ伝わってくるわけですけど、ここにも書いてあるとおり、家庭でのこのフッ化物洗口液の配布というのは、ほかの自治体であまり例がないんですね。

だから、うまくいくか、うまくいかないかということに関して、先ほどの話じゃないけど、洗

口液を配って、あとは各家庭の御自身の自己責任ですから、もう洗口液は配ったんですから、あとは御家庭で自己責任で勝手にやっってくださいということになってしまうと、フッ化物洗口を今回導入しようとした経緯の意義の半分が、やっぱり失われてしまうと思うんですね。

やっぱり行政なり社会なり学校なり地域が、この子供たちの口腔内が崩壊してないか、子供たちが将来人間らしく生きていくために、すごく強いハンデを負ってしまわないように、やっぱり口腔内の環境も周りで見えあげようと、社会で見えあげようというのが、ある種フッ化物洗口の目的の1つであったわけですから、この洗口液を配布した後にどのように子供たちを見守るか、どのようにちゃんと洗口しているかをチェックすることが、すごく大事だと思うんですね。

だけど、家庭での実施となると、やっぱり教育委員会っていうのは、もう御家庭の話ですからということで、どうしてもなってしまわないだろうか。例えば1週間に1回、みんなちゃんと磨けてるか、洗口液がどれぐらい減ったんだということを、例えば学校現場の中で確認していただくとか、やはり、あとは皆さん自分たちで頑張ってくださいじゃなくて、やっぱり洗口を一緒にやってくれとまでは言わないけど、洗口液を配布した後の御家庭の実施状況についての確認をやっぱり積極的にしていただかないと、もう1年間なら1年間、最初に持ち帰ったまま、ずっとランドセルに入ったままじゃないですけど、ずっと押入れに入ったままみたいなことになりかねないので、こうした意義から鑑みて、学校現場、教育現場で、この洗口液がどのようにしっかり使われているかというチェックを、しっかりしていただくような体制をつくっていただきたいと思うんですが、これに関しての見解、今ある部分で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

- 三川健康局副局長 まず、洗口液の配布なんですけど、先ほど岡田委員言われたように、他都市ではないんですね。実施している都市がなくて、それに関して、懇話会の天野会長のほうからも、やっぱりこれが学校で集団洗口する部分と家庭でやる部分ということで、ハイブリッド方式ということで、他都市にない事例という、先行して神戸モデルということで、ぜひ先進的に、みたいなお言葉もいただいているところですので、その部分は非常に、その家庭での洗口をどうするかというのは、非常に慎重にやっていきたい。

そこが非常に肝であるかなというふうに思っているところですが、家庭での実施を、いわゆる家庭でやりっ放しにしないようにという御意見でございますけれども、そこはまず、実施に当たりましては、教育委員会のすぐるを通じまして、その辺の家庭でのフッ化物洗口も、そもそものフッ化物洗口の重要性であったり家庭での実施の必要性、あるいは安全性なんかも、そういったようなすぐるを通じまして、啓発をしていきたいと思っております。

今年度もちょっとモデル事業なんかをやることにしておりますので、その中で検証も行いながら、どうやって実施率を調べるのかっていうことも含めて、教育委員会とちょっと調整をしながら調べていきたいというふうに思っております。

- 委員（岡田ゆうじ） 液の残量を調べるとか、いろんな考え方はあろうかと思いますが、やっぱり学校としても、責任を持つとまでは言わないけれども、一緒になってやってるんだと。これは我々も実施主体としてやっぱりやらなくちゃいけないと思ってるんだというのが感じられるようになると、また保護者の皆さん、家庭の皆さんも変わってくると思っておりますので、ちょっと、最初の事例だとは思いますが、工夫をしていただきたいなというふうに要望して、このフッ化物洗口が、いよいよこうして全校展開実施に当たったことは大変素晴らしいことだと、改めて御礼を申し上げたいと思えます。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項令和5年度「神戸市人と猫との共生推進協議会の実施状況報告」について、御質疑はございませんか。

○委員（岩佐けんや） 近年、多頭飼育崩壊によりまして、動物虐待の報道が増えていると思うんですけども、本市における多頭飼育崩壊の状況ですとか対策はどうなってますでしょうか。

○丸尾健康局部長 多頭飼育についての御質問ですけれども、多頭飼育というのが明確に定義があるわけではないんですけれども、例えば1回当たり、1人の飼い主から10頭以上の犬猫を引き取った事例ということでしたら、2017年度以降で大体20件ぐらい発生してますので、年で平均しますと2件ないし3件ぐらい、そういう事例が発生しているという状況にあります。

ちなみに犬の場合は、2017年度以降は、そういうまとまった引取りの事例というのは発生しておりません。

多頭飼育については、動物愛護管理法で立入りとかも権限としては規定されてるんですけども、現実的にはなかなかやっぱり個人の家に入入りっていうのは難しいところもございまして、多くの場合に、多頭飼育を起こしてしまってるような飼い主さんというのは福祉的な配慮も必要な方が多いという状況もありまして、国でも、福祉と連携したガイドラインというのを作成しております。

本市におきましても、2023年より、あんしんすこやかセンターですとか社会福祉協議会といった、そういう地域の情報を入手される立場の福祉関連の方に対して、多頭飼育問題こういうことになってます、できるだけ早めに手を打つことが肝腎ですので、そういう話がありましたら監視事務所のほうにぜひ情報をくださいというようなことをお願いをしているところです。

それからもう1つ、多頭飼育の場合は、御自身で譲渡先を探していただくこともあるんですけど、最終的にはやっぱり市で引き取る場合も多く、その場合に、当然まとまった頭数を市で引き取るという状況と、それから、多頭飼育されている猫っていうのは、結局愛情を持って飼われてない猫ですので、性質的にも攻撃的であったり、逆にもう全然人に懐かなかったり、あるいは健康状態も必ずしもよくない状況というのがありますので、譲渡して次の飼い主の方を探すに至るまでに結構時間がかかるというような状況もございしますので、本年度から神戸市獣医師会のほうにも御協力いただきまして、管理センターでお世話をするんじゃなくて獣医師会の病院のほうで、1頭ずつちょっと個別に丁寧に面倒を見ていただいて、場合によったら精神安定のお薬なんかも使っていただくというようなことも含めて、できるだけ早く次の方に譲り渡せるような、慣らしの期間を短くすることができないかというようなことをスタートしようかと思っております。

本年度、まだ実際にこういう形で引き取ってやった事例はないんですけれども、そういった新しい試みも取り組みながら、先ほど報告させていただいたように、猫の条例ができてから、繁殖制限で子猫の引取りというのは大分減ってますので、今後、次の問題としては、この多頭飼育の問題というのは今後とも取り組まないといけない問題だと思っておりますので、できるだけ早くに介入して、あまり数が多くならないうちに何とか対応できるような取組と、それから引き取った猫について、できるだけ早く、多く、次の飼い主さんに引き渡していくような取組を進めて、そういう対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員（岩佐けんや） ありがとうございます。

この条例を通じて、猫の殺処分の推移が、この報告書でもありますけれども、平成29年の351匹から42匹まで減っているということで、本当に物すごい成果を出していただいているなというふうに思いますので、また引き続き、またさらに下げて、こういった路頭に迷う猫と言ったら変ですけども、そういった猫がさらに出ないように、さらに減らせるような取組、またよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（五島大亮） 路頭に迷う猫を減らしてあげてほしいですね。

いや、確かに、すみません、この条例で非常に効果が出ていると思います。この地域猫活動をする方たちの熱い思いもあって、引取り数・殺処分数ともに減少してきていると。ただ、まだ地域に、この猫活動に対して理解がちょっとできない人もまだまだおられて、もうそれは猫がもともと嫌いやねんという人もおられたりするので、ある程度仕方がない部分もあったりしながら、ただ、猫活動の人のビブスを作っていたりとかして、だんだんと周知がされていっているかなと思うんです。

今、岩佐先生がおっしゃったその多頭飼育なんですけど、まだ多頭飼育されてる方が引取り数、殺処分数を減らしている最後の防波堤になっちゃってるという面もちょっとあって、この多頭飼育を自宅でしないといけない——しないといけないと言ったらおかしいかもしれないですけど——現実があるっていうのをまたちょっと調査していただいて、そのいわゆる公営のというか、民営でいいんですけど、何か猫を預かるシェルター的なものを、仮設でいいので設置してあげるというようなことができれば、その個人の猫の保護をされる方が、もう家の中にたくさん猫をかくまうというか、そういう状況がまた健全化されるんじゃないかなというふうにも思いますので、そのあたりも今後の課題として、ちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

何かあればお願いします。

○丸尾健康局部長 多頭飼育につきましては、先生おっしゃったように保護している中でどうしても抱えてしまってというような記事も拝見するんですけども、今のところ神戸市の事例では、どちらかというとやっぱり十分な知識がなくて飼い始めてしまって、不妊手術をせずに飼っているうちに、飼い主さんも意図せずに増えてしまったという事例が多い状況ですので、それについては、先ほどちょっと御説明させていただきましたように、福祉の方とかとちょっと連携を取りつつ、できるだけ、そうなった初期の段階で情報を把握できるようにして、それ以上増えない段階で何とか対応するようにしていきたいというふうに思っておりますので、ちょっと先生おっしゃった、ボランティアで飼えなくなってというような事例というのは、今のところ、ちょっと神戸市ではあまり聞いていない状況です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項新西市民病院の開院時期の延期について、御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） この話を聞いてびっくりしたのが、1つは、理由になってますけれども、応札業者が見込めない。それからもう1つは、建設費用が倍になることで、ほんまかいなとびっくりしたんですけど、これは事実なんですよ。

○三川健康局副局長 事実でございます。

○委員（森本 真） それで、今の世相というか今の状況を判断すると、これはしょうがないことだというふうには思ってるんですけども、1つは、今、後で森田さんも質問するんですけど、公立病院は大体40年で建て替えだということになって、西市民病院自身は震災で半分潰れたのと、古いのを残しながらやっているわけですけども、建て替えに備えて、今回若松公園に決めたのも結構苦肉の策だと思ったり、僕たちの判断も、公園を潰してまでっていうのは結構市民から反対があったりしたわけですけども、これは遅れるのはしょうがないですけど、元の病院の跡地は、40年後、50年後に備えて残してほしいと、ずっと思っただけです。

それはなぜかという、どんどん病院を建てるような公的なところ自身は、学校統廃合にしても民間に売り払っちゃったりして、どんどん神戸市の使える土地が少なくなっているという点と、あと、環境局がポーアイの焼却場を新たにつくるときに、次の焼却場予定地というか倍面積を取って、次交換するときには向かいのところにつくるといって、ちょっとそれは市民からの嫌悪施設っていうのもあるんですけど、それは結構いい考えだというふうには思ってるので、ちょっとあれですけど、元の市民病院もまだまだ使うわけですけど、西市民病院の跡はちゃんと残しておいていただきたい。あの建物を残すというんじゃなくて、ちゃんと病院をつくれる敷地として確保しておいてほしいと思ってるんですけど、いかがでしょう。

○花田健康局長 跡地については、正直まだ何も決まってません。1つ、建物は別にいいのでって先生おっしゃったんですけど、正直に申し上げて、どっちかという、建物が傷んできているので40年で市民病院を建て替えていってるわけではないんですね。設備が非常に老朽化するので、思い切った大規模の改修をするか建て替えてしまうかっていうことを選択を迫られるので、中央市民病院の後の建物も、今ポートアイランド病院が使っているということで、躯体自体は結構使えたりするので、何も決まってないんですけども、あの建物を恐らくそのまま使えないかということの検討も、1回はしないといけないのかなと。

これはどっちかと言うたら健康局がしろというよりは、全市的な話になると思うんですけども、それと、もう1点ちょっと余分な話になるかも分からないんですけど、今回、西市民病院の検討をする中でつくづく思ったのが、震災のときに西市民病院が1度潰れてるので、あの段階で——しょうがなかったんですけど——ほとんど何も検討せずに建ててるんですね。

本来で言うたら、市民病院を建てる時には、その地域での病院の在り方とか、今の、これから先の30年間、40年間の病院の在り方を考えてから病院の設計に入っていくんですけど、あのときは全然時間がなかったので、もうスピードだけを急いで、前と同じみたいなものをつくったらいわってというような感じで作ったので、前の西市民病院の院長にもよく言われたんですけど、コロナが始まったとき、陰圧のある個室がないとかですね。西とか西神戸では考えられないです。ですので、コロナ対応ができる部屋がないとか、そういうような状況だったんですね。結構最近できた病院なのに。ですので、跡地のことも何も考えてなかったんで、ちょっと、ですから1回周回遅れになっているというふうな不利さがあります。

今の新しく建てる西市民病院の、そしたらその次どうするんやといったときに、先生おっしゃってるのも1つの手ですし、こんなことを無造作に言ったら怒られるかも分からないんですけど、一応公園がある土地なので、今、公園のところの敷地に建てさせていただいてるんですけど、そんなこともあるし、そんなことをいろいろ考えながらで、かつ、でも多分地元の方からすると、空き地で置いとくよりは恐らく——今何も聞いてないんですけど——福祉施設とか病院とかをっていうお話になるでしょうから、市全体のニーズの中で、我々も地元の意見も聴きながら、1つの

部局としては意見は申し上げて、市全体でどう言うべきかということは考えていきたいと思いません。

○委員（森本 真） 考えていただきたいと思えます。

本来なら、再開発の残ってたところに移ったら、もう何の問題もなく公園潰さなくてもよかったというのもあるので、跡地は本当に貴重なあれなので、新しい病院が最新になると、40年、50年すると医療関係も大きく変わってくると思えますので、跡地はちゃんと——建物を潰せというわけではないですけども——病院が建てられるように、敷地は残しておいていただきたいと要望しておきます。

○委員長（高瀬勝也） 他にございますか。

○委員（森田たき子） 今、西市民病院が新病院を目指してるけれども、事業が、ちょっとスケジュールが変わってしまったというふうなことで、森本委員とのやり取りがありましたけれども、もともと公的病院のその耐用年数は40年だというふうに先ほども出たんですけども、その市民病院の建て替えについて、やっぱりいろんな社会的な要因もあったりすると思うんですけども、早くから検討に着手すべきだというふうに思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○三川健康局副局長 先ほどお話もありましたけど、公立病院が大体それぐらいの年数でというふうになっていますので、老朽化なりそういったような今の現状を踏まえてどうしていくかというのは、それぐらいの時期には検討することだと思います。

○委員（森田たき子） 現状を踏まえながらということ、局長も先ほど、これから先の在り方を考えて検討していかなければならないんだというふうにおっしゃってましたけれども、やっぱり用地の確保というのが非常に難しい問題になってくるんだということが、るる、先ほどから語られてきていますけれども、やっぱりその地域住民の皆さんにとっては、利便性がよくてというふうな一定のことが、そして広さがなければならぬとかいろんなことが出てくると思うんですけども、そこでお尋ねしたいんですが、西区の西神戸医療センター。ここは震災前に建設をされてまして、既に、先ほど言われましたその設備についても非常に老朽化も進んできて、大規模改修なのかなというふうなこともあるんですけども、西市民病院移転の後には、今度は医療センターのほうで建て替えというふうなことになってくると思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○三川健康局副局長 西神戸医療センターができたのが平成6年ですので、30年ということになりますけれども、正直、西市民の後には西神戸というふうになる——順番で言えばそうなるかと思えますけれども、今現在、先ほども報告申し上げたように、西市民の今、整備費が、総事業費が大体2倍というような状況になっておいて、この2倍というのが想定していなかった金額ということもあって、非常に財政的にも逼迫しているような状況でありますので、まずは今現在、この西市民の再整備をどうするかというところで、今現状、我々もこれでちょっといっぱいいっぱいなところがありますので、まずこれを終わらせてから、西神戸をどうしていくのかというふうな検討にはなるかと思えます。

○委員（森田たき子） 財政上の厳しい状況、るるあります。そして、それがまた土壇場になって、今回のように先延ばしになっていくというようなこともあるかもしれません。

そこで、実は西神中央駅の周辺というのは、今はもうマンション建設が次々と進められているんですけども、そうした中で、令和7年に地下鉄の西神車庫の廃止が決まりまして、車庫の跡

地ってというのが約9万ヘクタールほどあります。交通局のほうに伺いましたら、やっぱり自分の局だけで跡をどうするかというのは決められないんだと。ほかの局と一緒にあって、全体のまちづくりとして今後検討していかなければならない、そういうふうを考えてるんだとおっしゃってました。

そうなれば、土地があるわけですね、神戸市。やっぱりこれは移転先として検討もしていく必要があるのではないのかなというふうに思います。やっぱりマンションをどんどん建てて、どんどん売却をしてやっていくというのではなくて、その辺の検討も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○三川健康局副局長 繰り返しの答弁になって申し訳ないですが、今は取りあえず西市民ということなんですけれども、西神戸医療センターをどうするか。そもそも移転するのか、改修するのか、現地でどうするのかっていうことも含めまして、まだこれからの段階ですので、その交通局の車庫ですかね、そういったようなこともあろうかと思えますけれども、まだそれをどうするか自体も決まっていない段階です。

○委員（森田たき子） 住民の皆さんの、その活用についての意見も聞かなければならないというふうには思うんですけれども、やっぱり財政的なこともあるしというふうなことも、先ほどから局長からも言われるし、市全体で行こうというふうなことも言われてますので、やっぱりその辺では検討を進めていただくように要望しておきたいと思います。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項神戸徳洲会病院医療安全管理体制の改善に関する「病床機能検討部会」（第2回目）での意見聴取及び改善措置完了について、御質疑はございませんか。

○委員（原 直樹） この、改善措置完了の報告書のほうを確認させていただきました。この中で、今後のスケジュールを確認しますと、来年の2025年の8月までには、医療安全体制の改善完了の可否を神戸市として判断していかなければならないというふうにあるわけなんですけれども、ただ、今までのその検討部会での検討内容ですとか職員アンケートなんかを見ますと、まだまだ課題が多いなというふうに感じておまして、この期限ですね。2025年8月という今から1年足らずになるわけですけど、これ、もしも改善していく過程においてまた新たな問題が出たりですとか、その期限までに達成ができなかったという場合には、これはどうなるのでしょうか。

○楠健康局保健所長 期限を来年の8月末と決めております。それまでにきっちりと保健所として調査をしながら指導していきますけれども、もし何か医療事故があったりとか、またそれを隠したりというようなことがないように、保健所として指導する予定です。

もし何かあった場合は、停止も含めて視野に入れたいとは思いますが、そのようなことがないように、定期的に立入調査も含めて、引き続き改善に向けて助言・指導を行っていくところであります。

○委員（原 直樹） 停止とか、もしくは延期、延長というの、選択肢の中にはあり得るんですかね。

○花田健康局長 今、ちょっと所長が極端な話をしたんですけど、改善措置は今、済んでますので——改善措置を今年8月末までにしようというの、改善命令だったんです。これを守らなかったら、もう次には停止が待ってたんですね。1回これがヤマやったんです。一応措置は講じました。でも、あれだけのことをやってきた病院だから、このまま本当にその措置が十分にち

ちゃんと守られるのかどうかは、そんな8月の末までには判断つかんというのが、市内のほぼ全医療機関から言われたこと——医師会とか民病さんとか。

その中で、だからといってずっとこのままの状態で置いておくわけにもいかないから、どこかで判断しないとイケないんですけどという中で、1年間で、そしたら一応判断しようとしてます。もしもこの1年間でまだ十分に判断ができないと——そんなことがないようにしていくんですけど——という場合は、先生おっしゃるように、あと半年間見るべきじゃないかと、そういうことはあり得ます。

そうじゃなくて、これはもう絶対あってはならないことですけど、今まで指導してきたようなことともう1遍同じような隠蔽をするとか、とんでもないことをしたら、もうこっちは処分です。もう再整備とかもふっ飛びます、もうそのときは。それはもう論外です。もう1回やるという、もう1回再犯するというのは。

今申し上げてる1年間というのは、ちゃんと守られたルールでもって改善の方向に進んでいきますよねというチェックをさせてもらいますねという期間なので、十分じゃなかったら延ばさざるを得ないんですけど、でも我々としては地域医療体制を早急に確保したいので、8月の末までには整うように全力を挙げて指導し、徳洲会にも頑張ってもらおうというつもりです。

○委員（原 直樹） 御説明、よく分かりました。

一番最悪のパターンですとか、あとは延期するパターンですね。いろいろあるということなんですけれども、もちろん停止となった場合、これはもちろん言うまでもないんですけども、延期となった場合であったとしても、その地域医療には多大な悪影響を及ぼしてしまうと思いますので、やはり一番はそのスケジュールどおりに進めていくべきというところではあるんですけども、先ほど申し上げましたとおり、もう1年足らずでその2025年8月まで来てしまいますので、ですのでスムーズな移転計画を実現できるためにも、神戸市としても今後も継続してきちんとチェック、指導していただきますようお願いいたします。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 前回、医師不足について大分言いまして、今回の中で19名の医師を59名、ほぼ3倍にするという計画が向こうから出てきて、いわゆる人材が足りないということが、いかにこの問題の本質の1つであるかということ全体として認識していただいたことは、大変よかったなと思います。

ただ、医療過誤とされた件について、医師だけの問題だろうかというのが結構あるわけです。例えばインスリンの投与忘れなんかは、院長先生が既往歴を見逃してということなんですけど、この既往歴がしっかり記録されていたのに見落とししたのは、それはお医者さん、院長さんが悪いのは悪いんですけど、周りが支える——例えば調剤部のほうでこの既往歴なんかを見て、この人絶対インスリン要るじゃんみたいだね。糖尿病の病歴があるんだったら、その周りがなぜ気づかないのか。この医師の権威勾配が非常に強かったというんですけれども、例えば調剤部なりがしっかりして、薬剤師がしっかり疑義照会を果たせば、既往歴を見て患者の状況を見て、先生、これはえらいことですよと、インスリン忘れてますよということがあれば、この方の命は救われたかもしれないわけでありませう。

今年の1月のこの昇圧剤の問題も、心肺蘇生の後だったということで、どれぐらい後のタイミングなのかちょっと分からないんですけど、何となく文章を見ると、そのターミナルケアの中で昇圧剤が知らない間にもうなくなって、切れちゃってると。えらいことだとなったら、そのま

まお亡くなりになってしまったみたいな話なんです。

当然、心肺蘇生の処置の段階では、病院薬剤師・認定薬剤師を含めて、それは心臓を動かすか止めるかの話ですから、昇圧剤が絶対切れないように、それは細心の注意を払って見てるわけですが、恐らくはその措置が終わって、もうこれは改善しないというターミナルケアの段階で、薬剤師さんも引き上げちゃったのか何なのか分からないですけど、みんながその関心を失ってしまって、一番大事な心肺蘇生の後であるのに、昇圧剤を誰も監視する人がいなかったということなんです。

これは、ではお医者さんの責任かということ、そのケアの中身、段階にもよりますけれども、やっぱり医師を支える薬剤師なり看護師なり、その体制が十分でなかったからではないかと思うんです。だから医師を増やしさえすれば問題が改善するかということ、例えば権威勾配の問題だって、医者を増やせば何とかなるかと思ったら、それは全くならないわけであって、周りのスタッフというものがしっかりしていないと、しっかり数がそろってないといけません。

ここにもちょっとメディカルの問題は書かれてるんですけども、今、病院薬剤師というのは、神戸だけじゃなくて、もう全国的に不足してるんです。圧倒的に不足しているんです。国の決まりでは70対1とかになってますので、これぐらい大きい病院でも、本当に数人いれば、法律上は大丈夫なんですけれども、実際は全く現場が回っていないという状況になっているわけがあります。医師の偏在よりも薬剤師の偏在のほうが、はるかに深刻と言われてるぐらい、それぐらい病院薬剤師の問題というのは大きいので、医師を確保することは、徳洲会という大きな病院ですから、ほかのグループから持ってきたり採用をかければ集まるんですけど、薬剤師等のスタッフは、幾ら徳洲会といえども急には集まらない、簡単に集まらないと思うんです。

だから、この医師以外の、今、薬剤師の例を一番深刻に挙げましたけれども、スタッフの確保というものがなされないと、実はその今言ったインスリンの失念であるとか昇圧剤の問題であるとか、今回、具体的に医療過誤となって起こったことの対策にはならない可能性があると思います。

その辺の、医師以外のスタッフの問題、非常に今、全国的な問題ではあるんですけども、神戸徳洲会も例外ではなく起こった問題だと思うんですけど、このことの対策はあまり検討されていないように思うんですけども、この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

- 楠健康局保健所長** 神戸徳洲会病院の薬剤師の数に関しましては、この9月の末現在で16人でありまして、10月から18人に増員予定であると聞いております。病院の薬剤師につきましては、医療法に基づき基準人員が決められていますが、最低ラインのため、徳洲会病院では非常に低く、2人であるというふうになっています。ただ、実際の病院運営はもっと薬剤師が必要であり、この人数はそぐわないと考えています。

例えば、徳洲会病院と市民病院とを比較した場合、病床数が一番近い西市民病院の薬剤師1人当たり相当する病床数は17床であることに対して、徳洲会も同じ17床となっており、徳洲会の薬剤師数が少ないというわけではないと考えております。

今回の病院全体としましては、やはり医療安全に対する意識が低いこと、この点が大きな問題であるというところがありましたので、それに関しまして、引き続き指導・助言をしていきたいというふうに考えております。

- 委員（岡田ゆうじ）** 院長先生が1人で55人も持ってたことが、非常に問題になったんです。だけど今、所長もおっしゃっていただいたとおり、法律上、薬剤師の人員配置というのは70対1と

かです、平気でそういう、今300床あっても2人でいいとか、そういう状況ですので、本当に回っていない状況なんですね。あれだけの大きい病院でも、そういった医師を支えるスタッフが少ない状況で回らざるを得ないから、お医者さんが直接したミスでない医療過誤も、今回の徳洲会病院のケースでも起こっているわけです。

振り返れば、掖済会のときもそうだったんですね。掖済会も、建てるときに小児科救急をやってもらいたいということで建てて、結局小児科救急の体制を支えられなくて、掖済会は撤退をして、今こんな問題になっているんです。我々、やっぱり政治や行政も反省しないといけけないのは、病院さえあれば何とかなると。病院がうまくいかないんだったら、お金さえあれば何とかなると。お金さえ出せば、税金さえ出せば何とかしてくれるだろうという頭で、どうしても考えちゃうんです。だけど、それでうまくいってないのは、三田市民病院ですよ。

三田市民病院は、では何とか支えればいいのかといて、市長が残すと言ったけど、結局現場の反対でそれができなくなっちゃったわけですね。だから、建物があってお金があっても、そこで働く医師や薬剤師や看護師がいなくて病院は機能しないんだっていうのを、三田市民病院のケースでもそうですけど、今まさにこの徳洲会の問題でも、我々は実感してると思うんですね。お金さえ出せばいいということでもないと。医師の確保をしっかりしなくちゃいけないというのを、前回話したわけですけど、医師さえいればいいという問題でもない、やっぱり看護師も要るし、薬剤師も要るし、そうしたときに、今、市民病院と比較してというお話がありましたけど、今、神戸市内の病院でどれだけこういった人材が足りてるか、うまく回っているかということを経営や行政はちゃんと関心を払ってきたかなという感じがするんです。だから、こういう突発的に徳洲会病院みたいな問題が起こると、ほれ医師も足りなかつたし、ほら何も足りなかつたみたいな話がぼんぼん出てきちゃって、一体今まで何やってたんだっっちゃうことになっちゃうわけですね。

だから、今、私薬剤師の問題、非常に大事な問題だと思います。所長の見解だと、こんなもんかみたいな話でしたけど、ちょっと看護師に対しては今神戸市非常に力を入れて看護大学への補助とかしていただけてますけど、各病院でそれぞれ医師のみならず、医師を支えるコメディカルのスタッフが本当に足りてるか、それは法律上、満たってないのはすぐ分かるんですけど、法律上満ちてるけど、本当に現場を支える状況に本当になつてんのかと、一步間違えば徳洲会みたいなになっちゃうんじゃないかというのを、この機会ですから非常に大事なことだと思ってチェックをまたしてもらいたいと思うんです。

今、東京以外の全国地方の医療機関はやっぱり全て医師もそうだし、病院薬剤師の不足というのもすごい問題になってますので、この徳洲会のことを契機に、神戸市内のほかの医療機関の現状もちょっと調べてチェックをしていただいて、そして自治体として支援できることがあったら、やっぱりその支援策を考えていかななくちゃいけない——考えていただきたいということを申し上げて、終わります。

- 委員（森本 真） 岡田委員が指摘した点で、資料の4ページの医師数の話なんです。現状では常勤19名と書かれてますが、8ページに⑬ありますよね。今回、徳洲会病院から医師会に19名入ったが、18名は他の病院も兼務されている。現状このような医師が多いのか。病院の回答は、グループ病院として離島にも対応している。消化器内科には17名入ったが常勤換算して4.5名。できる限り固定と思っているが、今回緊急措置だと。

これを読むと、2025年——1年ごとに約4年間で40名増やす計画になつてて、来年というか、

1年後審査受けるときは25名というふうに、6名増やすということになってるんですけども、この19名の常勤が18名兼務だったとすると、この最終2028年の4月の59名常勤というのはかなわないんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○梅永健康局部長 徳洲会病院のこのたび出されております職員の配置の増員の計画でございますけれども、まずこの人数については全て常勤換算された人数での計画ということが前提となっております。

4年後というか、今後どう増やしていくか、大丈夫なのかという御質問だというふうに認識してございますけれども、神戸徳洲会病院につきましては、先ほどからも少しお話ありますように、やはり法人本部の協力も得ながら全国の徳洲会グループの中で人事の異動、いわゆる配置替え等でこの計画の医師数を確保していく予定というふうに聞いてございます。一部の診療科につきましては、大学病院からの派遣、そういったものも協力の依頼をしているというふうに聞いてございますけれども、そういった形でグループ内の中で人事異動によって確実に確保していくというふうに述べられてございますので、今後の医師数につきまして、定期的に立入検査を続けていきますので、その中でしっかりと確認をしてまいりたいというふうに思っております。

○委員（森本 真） そしたら、すみません、今の現状、8月の現状と8ページの⑬はどない読み込んだらいいんですか。常勤換算で19だけでも、医師会に入ったのは19名だけど、兼務です。消化器17やけど、実質は常勤換算4.7というの、どう読んだらいいんですか。何が——どの数字が正しいんでしょう。

○花田健康局長 ちょっと我々もここ詳しくチェックしてなかったんですけど、この19名、これ堀本会長が言うところなんですけど——医師会なので。堀本会長の言われた19名と、この常勤換算の19名が一緒の数字じゃないんじゃないかなと思いますけど、ちょっと確認します。医師会に入ったのは19名やということをおっしゃられたので、たまたま数字が一致しているんじゃないかなと思うんですけど、ちょっとこれは後ほどチェックさせていただきたい。

○委員（森本 真） 確認していただきたいと思います。

後で、岡田委員のほうから三田の話も出ましたけど、済生会の話も聞きたいということなんですけど、それで4年後に40名増員をして、今徳洲会としては、本来なら令和7年2月に完成させようとした垂水体育館・養護施設跡の病院を開設しようというふうに計画があって、それは局長とか、この審査検討会では来年の8月を見て決めましょうというふうに言われてるんですけど、それは医師の問題とか、先ほど岡田委員から出たコメディカルの問題とかいろいろあると思うんですけども、垂水体育館跡の新病院については、取りあえず優先交渉権者として徳洲会があると考えたらいいのか、来年8月をもっともう1回考え直すのか、そういう点はどうか考えられてますか。

○花田健康局長 この徳洲会の今回の事件が起こる前に、既に定期借地は契約をしまして、定期借地はしてる状態です。ですので、事業的には一応継続はしてるんですけど、ストップというか、一旦ちょっと途中で止まってるという、そういう状況になります。

ですので、来年の8月末に本当に改善されたのか状況を見て、もう1度この休止状態をスタートさせるのかどうかという判断になっていくというふうに考えてます。

○委員（森本 真） 定期借地を契約してるってことは徳洲会は地代を払ってるっていう、今の現状なんですか。

○梅永健康局部長 おっしゃるとおりでございます。既に地代は頂いております。

- 委員（森本 真） 幾らかは、もう、ちょっと聞きませんが、あともう1つ今感じるのは、済生会との話でも出てくるんですけど、216床という病院設定——200床ちょっと、残り100床を元の病院でということなんですけど、この100床、200床の病院で経営的にほんまにうまくいくんだらうかと、今の診療報酬とか病院体系の中で、よっぽどうまいことしないと、なかなか難しいんじゃないかと私自身は率直に思うんですけど、その点いかがですか。
- 梅永健康局部長 新病院以外の移転した以外の部分のお話ということでしょうか。  
（「両方で」の声あり）
- 梅永健康局部長 特に新病院、移らないほうのものについての経営状況、なかなか我々のほうでも少し何とも言及しかねる問題ではございますけれども、少なくとも移転というものを本当に今止まってる状況ということで局長のほうからも話ありましたが、それが動き出した段階では、また移転に向けて新しいところにつきましては、我々神戸市として地域医療として必要やということで応募して手を挙げていただいておりますので、そこにつきましては、しっかりと経営面含めて我々としてはチェック等をしていきたいというふうに思っております。
- 委員（森本 真） もう終わりますが、もともとは医療の安全管理体制がずたずたというか、いろいろ問題を起こしたということで、局長も強い態度で臨んでいるのは委員会でも、また検討会でも明らかになってますから、本当に医療安全体制が確保されるとともに、もう1つはやっぱり垂水の病院ですから、垂水の医療体制の話も掖済会の話も出てますけども、本当に神戸市全体でどういろんな産科・小児科をはじめとする医療体制を守っていくのかというのは、本当に考えないと、本当に病院としては厳しい。西市民病院でも倍お金を出さないと物が建たない、そんなことになったら各民間病院も公的病院も大変しんどい思いをしますから、そこら辺も考えていただきたいと要望しときます。
- 委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。  
（なし）
- 委員長（高瀬勝也） では、この際、健康局の所管事項について、御質疑はございませんか。
- 委員（森本 真） 前の常任委員会の際に要望してました三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合について、委員長さんも受けていただいて、健康局からも7月に資料を頂きました。  
見て驚いたのは、移転地域の三田市民病院と済生会の真ん中の長尾町宅原で、どこに造るんだというふうに思ったら、場所も一応確定されて変更されたということも載っておりました。  
1つ聞きたいのは、済生会のほうがサウンディング調査ということで跡地の病院、今の現地の病院をどうするかということでサウンディング調査をして、医療法人と建築業者から2件提案があって、1つは用途未定となっている回復期46床が提供されることが望ましい。介護医療院の新設を考えている。神戸市の整備計画の確認が必要だと書いてたり、今、済生会自身は病院だけじゃなくて、特別養護老人ホーム、小規模特別養護老人ホーム、デイサービス、訪問介護、あと高齢者向け住宅か——という設備を持ってると思うんですけども、そこに200床規模の老人ホームを民間でというような提案がされてるんですけども、1つは回復期46床が提供されるのが望ましいという提案に対して、これは今の地域医療計画上は可能なんですか。
- 梅永健康局部長 今御質問にありましたサウンディング調査でございますが、済生会兵庫県病院が新病院に移った後の跡地、それをどう有効に活用するかということで、少し検討していくに当たっての参考ということで今事業者等から求めているというものでございまして、そのうちの1つの提案の内容というふうに認識しております。

今の46床というところでございますけれども、新病院の病床——新病院は急性期を守るということでございますので機能的には急性期病床の病院ということになるかと思いますが、その病床に関しましては、済生会兵庫県病院と三田市民病院が今持つ急性期病床、それを使って確保するという事になってございますので、こちらで事業者のほうと言われてる用途未定となっている回復期病床というのは、現在の済生会兵庫県病院が持つ回復期病床46床のことを言われているというふうに認識してございまして、それを跡地で使えないかということだと思っております。

基本的には、こういう場合、まず一旦神戸医療圏全体のそういう共有病床として考えるということになるかと思っておりますので、単純にそのまま跡地で活用できるというものではないというふうに考えてございます。

○委員（森本 真） それで、これから神戸医療圏と阪神医療圏がおのあの協議して、特別に神戸に三田市民病院の病床を足して——足してというか、全部足すんじゃないけど——造りますと、急性期病床を減らした分は消費税からいろんな補填がされるという話になってるんですけども、1つは神戸市が出す費用の部分で言えば、用地費の三田市の交付税措置40%以外の60%ということになるのかな。これはどれぐらいになるのかと、あとは整備費・運営費については、入院とか等々しないと分からないことになってるんですけど、この用地費については場所が特定されているので、どれぐらいの神戸市の費用負担になるのかお伺いします。

○梅永健康局部長 用地費に関しまして、区画としては決定してございますけれども、まだ全体の用地費に係る経費、こういったものは示されてございませんので、今神戸市がそれがどれだけ負担になるかということについては、ちょっと数字上は——すみません、今現在では持ち合わせていません。

○委員（森本 真） そしたら示されるのはどの時点でしょうか。

○梅永健康局部長 用地費に関しましては、今後、地権者等と話をしていくという中で、まだちょっといつ時点で用地費が示されるかということについては、三田市のほうからも我々今話は聞いていないところでございます。

○委員（森本 真） そしたら三田が、一応10月に公表予定の基本計画の中にはそんなことは一切載ってない。

○梅永健康局部長 いわゆる建設費・整備費等に関しては、基本計画のほうに載せる方向で今整理をしているというふうに聞いてございますけれども、ちょっと用地費を載せるかどうかという点に関しては、まだ三田市のほうからはお言葉をいただいている状況でございます。

○委員（森本 真） 分かりました。

それともう1つ、今後の計画で西市民病院とよう似とるんです。令和10年度、新統合病院開設というふうになっとるんだけど、神戸市の公的病院——西市民病院を造ろうと言ったときに、応札業者がいませんよ。2年遅れますと、それから見積もりしてた工事費が倍になりますよというのと同じことが新統合病院で起こるんじゃないかと、本当に危惧してるんですけど、大丈夫ですか。

○梅永健康局部長 今、委員おっしゃられましたように、やはり昨今の物価高、これの影響でございますとか、建築技能労働者、これの人手不足、そういったことも含めまして、やはり一定の懸念があるという中で、三田市においてもゼネコンまたはコンサル等に対して、同じようにサウンディング調査、そういったことをしておりまして、その結果も踏まえてこの10月に三田が公表予定であります基本計画を取りまとめしていく中で、スケジュール、また先ほどの事業費、それを今

整理しているところというふうに聞いてございます。

- 委員（森本 真） いや、すごく危惧しているんです。計画どおりに行かないんじゃないかと。本当に資材高騰、人手不足の中で、それこそ2年待ってください。新西市民病院の場合は、地下水が多かったのをちゃんと止めないとあかんから4か月待ってください、2年4か月後ろになりますという説明でしょう。

でも、同じ時期に造る病院が、三田市に対しては業者が神戸市に造る病院はできますよと、金額も計画どおりですよついたら、一体西市民病院の今日の報告は何だったんだっていうことになっちゃうんじゃないかとちょっと危惧するんですけど、その点どうですか。

- 花田健康局長 三田が最後発表することなのでお答えしにくいんですけど、先生おっしゃってるように、神戸市内で考えた場合にそんなに違わない結果になるであろうという可能性はあると思ってます。そのあたりを含めて、今、サウンディング調査を三田がして、それを取りまとめるということです。現時点ではここまでしかお答えできません。

- 委員（森本 真） 分かりました。以上で結構です。

- 委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

- 委員（森田たき子） ちょっとこれは健康局のほうにお尋ねをしないといけないということで、有機フッ素化合物P F A Sの問題なんですけれども、神戸市内で製造していたミネラルウォーターから暫定目標値を超えるP F A Sが検出をしていた件なんですけれども、2022年の12月に厚労省のほうから情報提供を受けて、そして神戸市が行った検査でも、その後高い数値——何度も出ていたんですけれども、2023年11月に事業者に対して、12月の20日を期限にして数値低減や販売停止、公表するという要請文を出して、そして2024年1月の11日に目標値以下であるということを確認はされたということなんですけど、これは間違いありませんか。

- 丸尾健康局部長 時系列的にはおっしゃるとおりかと思います。

- 委員（森田たき子） そこで、約1年間も危ないミネラルウォーターを——だから事業者が販売し続けていたことになってるんですけれども、これは問題ではなかったんでしょうか、お答えください。

- 丸尾健康局部長 ミネラルウォーターにつきましては、食品衛生法で言うところの清涼飲料水の種類ということになりまして、法律としては食品衛生法が適用されることになります。

今回、厚生労働省が国内を流通しているミネラルウォーターを幾らか買取り検査をした結果、神戸市のほうに検査結果の連絡があったんですけれども、これは基準というのは水道法に定める水道水の暫定目標値ということで、法律の基準でもない別の法律の暫定基準ということで連絡がありました。

ただそうはいいまして、口に入れるもんですから、ですので、まずこの物につきましては食品衛生法の法令に違反するものではないというところから始まりまして、ただ口に入れるもんですから、やはりできる限りやっぱり減らしていただくほうがいいんじゃないかということで、まずはちょっと検査を何回かさせていただいた上で、やっぱり継続してちょっと値が高いということもありましたので、事業者のほうにやっぱり少し何か減らしていただく手段は取れないかというお話をさせていただいて、その結果事業者が自主的な取組として低減措置を取ったということで、昨年12月に暫定目標値内をクリアしたということを我々確認させていただいたという状況ですので、法律上違反するものではないということもありますし、また値的に言いましても最大100ナノグラムパーリットル検出されてるんですけど、これも国が示しており——今回示しまし

た耐容1日摂取量等と比較しても、直ちに健康に影響を与えるような値ではないのかなということもございまして、事業者のほうで自主的に改修されたということで、これについて我々のほうで対応が取られたことを確認させていただいたという事案でございます。

○委員（森田たき子） 私も消費者庁のほうに直接伺ってみたんですけど、そしたら食品衛生法に基づかないものも公表できるんだということなんですね。そして人の命に関わることは公表するのは当たり前であるというふうに答えられているんですけども、市民の命と健康に関わることだと捉えてなかったということなんですか。その公表に至らなかった点、お答えいただけますか。

○丸尾健康局部長 先ほどもちょっと説明させていただきましたように、今回100ナノグラムパーリットル検出されているということではございますけれども、国の示します耐容1日摂取量と比較して直ちに健康上の問題を与えるようなものではないということもございまして、法律上の違反を犯していないということも含めて、事業者が自主的に対応したということも含めて、今回は公表はしていないという状況です。

○委員（森田たき子） 事業者に任せてたというようなお答えになってるように思うんですけど、市内には、今も4社、これが製造されているというふうにお聞きをしているんですけども、直ちに影響を与えるものではなかったと言われても、やはりそれはPFASというのは非常に悪い、有害なものだということはおもうはっきりしているわけですよね。

水道水より安全だとか、そういうふうにして多くの方がミネラルウォーターを飲んでいるという今の状況があります。今回のようなこういった事件というようなことが起こらないために、やっぱり今後も引き続きこれについては調査もしていくことが、私は必要ではないかと思うんですが、この辺についてお答えください。

○丸尾健康局部長 神戸市内でミネラルウォーターを製造している業者4社ございますけれども、当該事業者については低減措置を取っておりますし、また、ほかの3社につきましてはそれぞれ自主検査において暫定基準値を上回っていないということを検査して、それはホームページ等で各それぞれが公表されているという状況でございます。

○委員（森田たき子） 確かにいろいろと業者のほうのそういった状況も見聞きはされてると思うんですけど、違反をするものではないというふうに言われても、やっぱりこの件に関しては市民の皆さんなかなか納得はしておられません。市のやっぱり責任放棄だというふうに捉えられていらっしゃる方だっています。ですから、やっぱりこの点については引き続き厳しく調査をしていただくように求めておきたいと思えます。

○委員長（高瀬勝也） よろしいですか。

他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 他に御質疑がなければ、健康局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

それでは、ここで、次の福祉局が入室するまでの間、休憩とします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午後3時11分休憩）

（午後 3 時30分再開）

（福祉局）

○委員長（高瀬勝也） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

それでは、これより福祉局関係の審査を行います。

それでは、議案 1 件及び報告事項 4 件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○八乙女福祉局長 福祉局です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは議案 1 件、報告 4 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、予算第21号議案令和 6 年度神戸市一般会計補正予算のうち、福祉局関係分につきまして御説明申し上げます。

なお、説明に際しましては、100万円未満は省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の資料の 4 ページを御覧ください。

1 歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳出合計19億7,500万円を増額しようとするものでございます。

2 歳出補正予算の説明でございますが、第 4 款民生費のうち第 1 項第 2 目民生総務費で定額減税に伴う調整給付の支給に伴い19億7,500万円を増額しようとするものでございます。

続きまして、報告 4 件について御説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。

令和 5 年度神戸市各会計予算繰越しのうち、福祉局関係分につきまして御報告申し上げます。

1 令和 5 年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第 4 款民生費、第 1 項民生総務費のうち暮らし支援臨時特別給付金を、第 4 項障害者福祉費のうち防犯カメラ等設置を、第 5 項老人福祉費のうち免許返納促進事業を、第 7 項民生施設整備費のうち民生施設整備等 3 事業について、合計177億7,900万円を繰り越しております。

2 令和 5 年度神戸市国民健康保険事業費予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第 1 款国民健康保険費、第 1 項事務費のうち国民健康保険システム改修について2,200万円を繰り越しております。

3 令和 5 年度神戸市介護保険事業費予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第 1 款総務費、第 1 項総務費のうち介護保険システム改修について8,100万円を繰り越しております。

ただいま御説明しました詳細につきましては 7 ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、8 ページを御覧ください。

市債権の放棄についてでございますが、神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月に放棄した債権につきまして御報告申し上げます。

同和更生資金貸付金に関わる債権等につきまして合計463件、500万円を放棄したものでございます。

続きまして、9 ページを御覧ください。

令和 5 年度手話に関する施策の実施状況として、神戸市みんなの手話言語条例第 9 条に基づく施策の実施状況について御報告申し上げます。

2手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を、10ページに移りまして、3手話による情報保障およびコミュニケーションの支援を、11ページに移りまして、4手話通訳者等の確保及び養成のための施策、5学校における理解の促進を、12ページに移りまして、6手話言語の国際デーの取組を、13ページに移りまして、7神戸市みんなの手話言語懇話会の設置をそれぞれ記載しております。

続きまして、16ページを御覧ください。

令和5年度認知症に関する施策の実施状況として、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例第13条に基づく施策の実施状況について御報告申し上げます。

2認知症神戸モデルの実施状況を、21ページに移りまして、3認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の推進を、22ページに移りまして、4神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の開催状況をそれぞれ記載しております。

なお、29ページ以降に、認知症神戸モデル第3期に向けた検討状況を記載しておりますので、御報告申し上げます。

8月27日に認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会を開催し、認知症神戸モデルの実施状況等について報告を行うとともに、診断助成制度及び事故救済制度の方向性について御議論をいただきました。

30ページに移りまして、(4)今後のスケジュールでございますが、令和6年11月議会において、超過課税の延長に係る条例改正案の上程を、令和7年2月議会において令和7年度予算案の上程を、令和7年4月より第3期認知症神戸モデルの開始を予定しております。

以上、議案1件、報告4件について御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（高瀬勝也） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、福祉局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、福祉局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項市債権の放棄の福祉局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項令和5年度手話に関する施策の実施状況報告について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項令和5年度認知症に関する施策の実施状況報告について、御質疑はございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） 第3期に向けて見直しをしていただくということで、今なお他市からの視察も多い神戸市の認知症モデルですから、大変——何ていうか、全国に向けて発信をできている非常に優れた制度だと思います。

ただ、この第3期の見直しの中でやっぱり焦点となるべきは、今、市民に対して3億円分の追加課税をしているところであります。これは神戸市のモデルの非常に特徴であって、市民に追加課税をしている分、やっぱり他市にないパッケージ的な、事前の認知症検査であるとか損害賠償制度であるとかGPS制度であるとか、いろいろなものをパッケージとして提供できてるから、だから他市にはないこの追加課税をしてこういうことをしてきたということをやってきたわけです。

だけど、制度が発足したときはそうだったんですが、何年かたって、これは福祉局に事前に調べていただいたんですけど、例えば名古屋市なんかでは神戸市と同じような第1段階・第2段階の認知症検査制度とか、大分全国でも神戸市モデルに近いようなモデルをすることが増えてきたわけですね。そうしたところは追加課税をしませんので、だから神戸市は3億円の追加課税をして今この神戸モデルをやってますけど、ほかの自治体では住民に追加負担を求めずにちょっとずつそういったサービスの拡充をしてきてると。

だから、この第3期の見直しでターニングポイントとなるのは、このまま追加課税を続けていくのか、もしくは他市のように一旦やめるのかということの見直しも大きな焦点になると思います。もし追加課税を続けるのであれば、やっぱり他市にはない、神戸市にしかないんだと、これだったら追加で市民に負担を求めるのも仕方がないというぐらいの——何ていうか、別格のサービスの拡充がないと、何や名古屋市やったら別にただでやってくれとんのにみたいな、そんな話になりますので、その辺のところを今福祉局としてどう考えてるのか、見解をお伺いします。

○八乙女福祉局長 認知症神戸モデルの他都市との比較について御質問いただきました。

1つずつ説明をさせていただきたいと思いますが、まず診断助成制度につきましては、政令市では、横浜市、さいたま市、名古屋市の3市で医療機関での個別検診を実施していると聞いております。

神戸市のモデルにつきましては、第1段階の認知症機能検査で認知症疑いの有無の判断、第2段階の認知症機能精密検査で病名の診断を自己負担なく受けられる制度としております。一方、横浜市とさいたま市では、当市の第1段階のみで、精密検査の費用助成は行っておりません。名古屋市では、令和2年1月から検診を実施しておりますが、令和5年10月から精密検査の費用助成を新たに開始したと聞いております。利用者につきましても、神戸市の検診につきましては、令和5年度で約2万人の方に受診いただいている一方で、名古屋市では約1万人、横浜市とさいたま市では約2,000人の受診にとどまっている状況と聞いております。

2点目に、事故救済制度でございますが、政令市では、名古屋市、相模原市、京都市の3市で、当市と同様の制度を実施していると聞いております。

神戸市では、認知症と診断された方が加入する賠償責任保険と、認知症の方が起こした事故で被害に遭った場合、市民全員を対象とする給付金を組み合わせ、事前加入の有無にかかわらず、市民全員が広く救済される形で実施しております。一方、相模原市、京都市は賠償責任保険の実施で、名古屋市は賠償責任保険と給付金を組み合わせた形で実施をしておりますが、いずれも認知症の方の事前手続が必要となっているというふうに伺っております。

実績につきましては、本市では、制度開始から令和5年度末までに47件の支給実績がございますが、名古屋市では計8件、京都市では支給実績はないというふうに伺っております。

また、GPSを活用した取組は、政令市で7市で実施していると聞いてます。

先ほど岡田委員からお話ございましたように、神戸市におきましては、この診断助成制度と事故救済制度、GPSでの見守り等を含めましたパッケージとして取り組んでいるものでございま

す。認知症対策のために超過課税を導入している自治体はないというふうに伺っておりますけれども、本市では、誰もがなり得る認知症の対策に関わる財源につきましては、将来世代に先送りすることなく、市民の方に広く負担いただくということを大切であるというふうに考えております。

本市独自の取組であるこのパッケージを実施するために、このような考え方にに基づきまして、超過負担の仕組みを活用するということにつきまして、パブリックコメントで御意見をいただき、議会の議決をいただいて年間400円を市民の方に広く御負担いただいているところでございます。

認知症に対する取組とか周辺の変化というのは非常に激しく変わっていく部分がございますので、認知症神戸モデルは、今年度に全国に先駆けまして、認知症新薬にも対応するという仕組みを導入をしております。今後もしろんな変化に敏感に対応して、先生方の意見も伺いながら、市民のためになる仕組みを継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（岡田ゆうじ） 基本的には局の方針を是としたいと思うんです。ただ、今の話だと、やっぱり名古屋とはほぼ制度が変わらないのに、いわゆる診断助成を受けた件数であるとか、賠償支払いを受けた件数がやっぱり違うと。だけど、それは神戸のほうが先にやっていますからね。だから件数がまだまだ名古屋は少ないというのは、無料なのか超過課税を払わなくちゃいけない——有料という言い方がいいのか分からないけど、との大きな差のあれになるのかなという感じがするので、もしこの超過課税を全国で唯一続けていくのであれば、やっぱり他都市に追いつかないようにさらにモデルというか施策を拡充して、やっぱり頭1つ飛び抜けてるなというのを維持していただきたいなと思います。

もう1つ大事なことは、認知症神戸モデルが非常に全国の中で誉れ高い制度として定着していたわけですが、やっぱり利用者は伸び悩んでいるというか頭打ちなんです。これは当事者の気持ちになって考えてみると、やっぱりそれはそうだなと思うのは、例えば身寄りのないお一人で住んでおられる方が、やっぱり自分の認知機能にちょっと不安を持ってきたと、お一人で身寄りがなく暮らしておられる方が、認知症診断を受けようかと。もし認知症診断を受けちゃって、あなた認知症ですと言われてしまったら、周りに支える人も誰もいないのに、もう自分は認知症ですと公的に認められちゃったら、もう社会からの信頼もなくなっちゃうわけですね。そうなる、もう自分の自己決定権もなくなるのに、自分に不利な診断だけなされるみたいな感じになってしまうので、やっぱり認知症モデルのこの診断を受けようという最後の一步がなかなか出てこないと思うんです。だから、いや、認知症と診断されても、たとえ身寄りがなくても、あなた安心ですと、大丈夫ですと、神戸は何てたって認知症に優しいまちなんだからというぐらいの——要は認知症に診断された後の支えが大事だと思うんです。

それが何かというと、具体的にはやっぱり後見制度の充実が必要だと思います。身寄りがある方は近親者が後見人になるという方向性が見えていれば、近親者がいる方は受けやすいんですけど、本当に1人で暮らしておられる方、身寄りのない方というのは、もし認知症を受けたとしてもその後が見えてこない、自分にとって権利を失う不利なことだけが待ってるんじゃないかなって思うわけですね。

今、市民後見もほとんどゼロ%、ほとんどもう増えてなくて伸び悩んでいる中で、やっぱり身寄りのない人にとってのメインの手段はやっぱり首長申立ての後見制度になります。そうするとやっぱり司法書士や弁護士といった方々の専門職による後見制度になるんですけど、この間もこ

の連休中も相談を受けたのは、やっぱりそういう方でおっしゃってたのは、司法書士や弁護士には頼みたくないとお金がすごいかかりそうだし、自分もそんな収入が立派にないのに、そんな人に頼んだらやがてお金が払えなくなっちゃって、何か途中で見捨てられちゃうんじゃないかみたいなの。だからしきりに言ってたのは、社協に後見してほしいと、社協に後見になってほしいというわけですよ。別に社協はちょっと後見人になれないので、そういう制度をやってないので、相談窓口はあるけど、やっぱり後見人としてやるとなったら、首長申立ての後にやっぱり専門職になってもらうしかないんだよという説明をしながらも、やっぱり公の関与があってほしいという気持ちはよく分かるわけですね。だから司法書士や弁護士さんに後はお任せというんじゃなくて、いや、社協で相談も受けてくれるんだったら、その後の何か成り行きもちょっと神戸市のほうで何か見守ってくれないかみたいなの。

だからちょっと今市民後見という制度がもう破綻してきて、ほとんど近親者以外の場合は首長申立ての現状の中で、神戸市がやっぱり認知症と診断された後の後見制度についても、やっぱり何らかの支えとか見守りとか関与がないと、認知症と判断をしますと、判断したら損害賠償を払いますというだけだと、やっぱり伸び悩みになると思うんです。

いわゆる認知症施策の出口の部分である後見制度と神戸市の関わり、充実について、これからどうしていったらいいか、見解をお伺いしたいと思います。

○若杉福祉局副局長 成年後見制度の利用の状況でございますけれども、制度発足以来周知が進んできたということと併せまして、認知症高齢者の方の増加に伴いまして、利用件数は増加傾向にございます。

成年後見人の選任につきましては、制度発足当初は親族中心であったところ、現在は第三者の専門職中心にシフトしてきているという状況の中で、今のところ担い手が不足して円滑な後見人の選任に至らないというところまでは、至っていないというふうには承知しております。

そんな中ではございますけれども、やはり今後制度を必要とする方、また今潜在的に必要とされる方、そうした方を考えていきますと、やはり身近な立場で——親族以外の方で支援する市民後見人の選任ということについても非常に重要な位置を占めているというふうに思います。市民後見人の養成につきましては、社会福祉協議会で実施しておりまして、これまで187名が養成研修を終了いたしまして、現在登録者数は84名、実際に現在受任している方は26名の方が活動されているということでございます。

しかしながら、全体の後見人の必要とされる方の数からすれば、やはり少ないのかなという委員の御指摘のところもございます。担い手を確保していくということと併せまして、成年後見人制度をいかに円滑に進めていくかという視点では、相談機能の充実というのが必要になってまいります。社会福祉協議会にございます成年後見支援センターでは、こうした市民後見人の養成のほか、成年後見制度に関する相談、あるいは出張説明会でそういったことであつたりとか、あるいは後見人の申立ての際の書類の書き方、そういったものの援助を行っております。

相談機能につきましては、令和4年10月からは学園都市のスマートサポートセンターでの窓口でのオンライン相談であつたりとか、令和5年7月からはスマホ・パソコンからのオンライン相談を開始しまして、相談支援の拡充を図っているところでございます。

あわせて支援を進めていくという視点からは、いかに地域で連携をして支援を進めていくかということが重要になってまいります。そういった中で全体のコーディネートを担う中核機関として、社会福祉協議会は令和4年から位置づけられておりまして、今年度中には地域連携ネ

ネットワーク協議会を設置いたしまして、様々な職種の方で相談支援に係る充実を図るための取組を検討していく、議論を進めていくというところをごさいます、連携強化を図りながら権利擁護の一層の推進に取り組んでいるところをごさいます。

また、公的な関与という部分でございすけれども、申立てをされる方が身近な親族にいらっしやらないというふうな方については、市長申立てという制度がございまして、市長が申立人となって後見人の申立てをするという仕組みがございす。あわせまして、経済的負担によって後見人がつけられないということがないようにということで、後見人の報酬助成という制度もございまして、それによって制度利用者の方の負担軽減を図るということで利用の促進を図っております。

成年後見制度そのものにつきましては、やはり利用しにくいという制度上の課題もございす。このあたりにつきましては、国によって今検討が進められているところをごさいます。この中でどういった見直しがなされるかというところは、注視してまいりたいと考えております。

いずれにしましても認知症神戸モデルの趣旨としましては、診断助成によって早期発見・早期支援ということが重要な役割を担っておりますので、その中で必要な方への支援を早期につなげていくというところで社会福祉協議会、成年後見支援センターと市とも連携をいたしまして、様々な職種の方とも連携強化を図りながら、成年後見制度の利用促進を図っていききたいというふうに考えております。

- 委員（岡田ゆうじ） 神戸市の65歳以上の人口が40万人で、大体認知症者が5～6万人だという言われてますので、市民後見の人が今50人ぐらい——60人ぐらいなんか受け持ってるという話でしたので、大体1,000人に1人ぐらいしかいませんので、やっぱり市長申立て——首長申立ての件数が今後大事になってくると思うんですね。そのときにやっぱり当局の負担というのも増えてきますから、そういう、これからますます増加していく中で、耐え得る当局の姿勢というのを——体制というのをつくっていただきたいと思ひますし、何度も言うように、やっぱり出口がないとみんなとてもじゃないけど認知症モデルに入ってこれないわけですよ。認知症と診断されたけれども、その後どうしようということであれば、なかなか認知症モデルにたどり着かないものですから、ぜひこの出口戦略というか認知症モデルの出口の部分、少しずつ拡充をしていていただきたいと思ひます。

以上です。

- 委員長（高瀬勝也） 他にございせんか。
- 委員（森本 真） 岡田委員からもありましたが、超過課税の問題については発足当初からそんな必要はないんじゃないかと質問を続けてきましたが、今回報告で1つは、診断助成というのは神戸市内の医療機関が協力してやっているとこの点については納得できるんですけど、事故救済制度の見舞金、賠償責任保険、傷害死亡・後遺症保険について、19ページに令和6年6月までというのはいわゆる6年間のトータルでいいんですかね。3年間のトータルですかね。2,500万円ぐらいになってるんですけども——損害見舞金というか、損害保険会社に支払っているのは、事故救済でいったら、毎年5,000万から5,900万というふうに17ページに載ってますけども、それぐらい毎年払っている。トータルで6年間だと3億円払って保障は2,500万ということで、この表の見方よろしいでしょうか。
- 若杉福祉局副局長 そのとおりでございす。
- 委員（森本 真） そうすると、保険会社は万が一最高2億円払うときもあるんですけども、宝

くじじゃないけど300円——宝くじの言い回しはやめときます。要は保険会社3億円もらって、支払いは2,500万やと、あと2億7,500万は保険会社の——ほかにちょっと使ってるのがあるんですけど、おおよそそういう考えでよろしいですか。

- 若杉福祉局副局長 事故救済制度の費用負担というところがございますけれども、賠償保険等がございますけれども、保険会社に委託するに当たりましてコールセンターの設置であったりとかもろもろの事務費であったりとか、そういったものを含めましての費用ということになってございます。

見込んでいた予算と決算の乖離というところが御指摘のことになるろうかと思えますけれども、この点につきましては、やはり予算上、一定の余裕を持って見込むということが必要かと思えます。あわせまして、やはりコロナ禍で実績が想定していたよりも増えなかったというようなところが影響として出ているのかというふうに考えております。

- 委員（森本 真） いや、コロナ禍でと言って、コロナ禍前の始まった年度6年間をトータルしても3億円で2,500万やから、それはないというふうに思うんですけど、いろいろやってる——コールセンターにお金を費やしたって、余りある金ができるというふうに思うので、そこら辺はちょっと見直しをするというか、契約上難しい点はあるんですよ。最高額2億円だから5,000万しか払ってないのに2億円の賠償をしないといけなくなったという場合もあるんですけど、それは保険制度ですから、そこら辺をやっぱり鑑みて、もうちょっと事故救済制度については検討すべきじゃないかと。

それと、やっぱり何で超過課税を取らないといけいないのか、何回も説明聞きますけど、そうしたら何でこの認知症だけ超過課税なんだと、理屈つければ、みんなに広く公平にといたら、どんな施策でも超過課税取らないといけなくなるのと、超過課税取ってるのは、いうたら横浜の緑税とか、豊岡も別建てで取ってますけど、もう自治体としてはほぼほぼ取ってないと。そんな取らなくても、一般財源、その他でできるんだということだと思うので、もうやめていただきたいというふうに思います。

何か11月に来年度に向けて、また超過課税の議案が出るというふうに聞きましたけど、ぜひおやめいただきたいと言って終わります。

- 委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。
- 委員（森田たき子） 私のほうからは、特別障害者手当——これ違う。
- 委員長（高瀬勝也） 認知症の関係ですので。よろしいですか。

他にございますか。

- 委員（五島大亮） 1点だけ、すみません。

資料の20ページに、認知症新薬にも対応した第2段階というのがありますよね。今回、受診者数26名ってなってるんですけど、2ページ戻って18ページの(2)の中に、第1段階受診者7万9,067名になって、認知症新薬可能性あり54名となってるんですけど、可能性ありになるのは、第1段階の検査を受けたら分かるのか、それとも第2段階の1万7,000人の中のどの人が可能性ありになるのかというか、可能性のある人はどの人なんやろうというのをちょっと教えていただきたいです。

- 若杉福祉局副局長 まず、第1段階で認知症の疑いがあるかないかを診断いたします。疑いありの方につきましては、第2段階に進むということで、そこで精密検査の上、診断を行うと——診断名が決まるということになります。その中で軽度認知症が——MC I という方も判断されます

と。

一方で認知症新薬につきましては、軽度の認知障害、軽度の認知症の方ということで第1段階で疑いなしとされた方につきましても、認知症の新薬の適用対象になるという場合もございます。そのあたり問診票で判断を——問診を行いまして、その上で対象になるかどうかを第2段階で判断するというようになっております。

54名のうち26名が受診したということになっておりますけれども、これにつきましては、恐れ入ります、抽出した時点の違いということでございまして、ちょっとすみません、分かりにくい表現で申し訳ございませんけれども、54名の方がその後対象になっていくということもあろうかと思えます。

6月時点では、26名の方が対象というふうに御理解いただければいいかと思えます。

○委員（五島大亮） すみません、分からないね。ごめんなさい。

要は第2段階を受けないと分からないんですよね——どっちにしろ。

ごめんなさい、局長ちょっと待って。

あと、多分第2段階を受けないと分からない。1万7,087人のうちのどの人が新薬対象に——MCIの人がなるのかな——ということや。僕の聞いていることが間違ってるのかな。

○八乙女福祉局長 20ページの資料で説明させていただきますけども、診断の段階が第1段階・第2段階という話を私先ほど説明させていただきましたけれども、新薬に対応するというので、第2段階の中にもう1段階の四角が入ってますね。第2段階の中にもう1つ四角が入ってると思うんですけども、最終的に認知症新薬が対応できるかどうかというのは、3回診断を受けるというふうになってます。

先ほど18ページの資料の(2)の54人というのは、第1段階で認知症新薬の適用の可能性があるという方が54名で、そこから第2段階に進んで、さらに精密検査を受けて、そこからさらにMCI——軽度認知症で、しかも認知症新薬に限られる方はMCIの方からまたさらに限られるということになりますので、MCIの対象になる方については、次の、ここで20ページの資料でいきますと、第2段階の中の括弧で囲まれています認知症新薬の対象にも対応した検診——すみません、小さい字で申し訳ないんですけども、要は、3回検診を受けないといけないということになります。最終的には、脳の検査をしていただいて、脳の中にたんぱく質の物質があるかないか、認知症で対応できるかどうかを判断するということが必要になってきますので、18ページの資料で、これまでなかった検査を、20ページの今年度から対応してるところで、これもちょっと字が小さくて見にくいんですけども、指定された9医療機関で対応をするということになっているところですよ。

ただ、もう1点は、数が少ないというところで御指摘をいただいているところですけども、今年度からスタートしたばかりのところであって、先生方のほうも非常に慎重に国のガイドラインに従って検査をしていただいておりますので、今後、そこは慎重に見極めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○委員（五島大亮） すみません、また、多分6年の4月から始まっているから、実数がちょっと少なめに書かれてるんじゃないかと勝手に推測します。もう答弁は求めないんですけど、いやちょっと思っているのが、保険適用になった薬なのに、対象者がむちゃくちゃ少なかったら嫌だなと言ったらあれですけど、こんな高い薬を保険適用にして、それがさらに使用できる人が限られ

ている物を、よう保険適用にしたなって思いますよね。国の話。

ごめんなさい、終わります。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） では、この際、福祉局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（森田たき子） 私のほうから、特別障害者手当についてお伺いをしたいんですけども、ある親族の方が特別障害者手当の申請に区役所のほうに行かれたんですけども、精神2級の70歳の弟が有料ケアハウスに入所していると話をしたら、もう手続ができなくて帰ってきたんですということだったんですよね。こういったケースは、本当対象外になるんだろうかと、相談窓口でもう帰された。なぜこのようなことが起こったのか、お答えいただけないでしょうか。

○奥谷福祉局副局长 特別障害者手当についてということで、お答えいたします。

まず、特別障害者手当というものでございますけれども、身体または精神・知的を含む障害—重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給される手当ということになってございます。

この先生のおっしゃる具体的な事例というの詳細までは把握ができませんけれども、手帳の要件だけではなくて、一応特別障害者手当に該当するかどうかというような基準というものがありまして、それに従って障害だけではなくほかの要件もそろえた上で該当するかどうかということを確認させていただいております。

この認定自体は国の制度でございますので、国の認定基準がありまして、それに基づいて診断しておりますので、先ほどの方の障害だけじゃないほかの要件のところまで—ごめんなさい—分からなければ、ちょっと今の段階でお答えできませんけれども、一応そういう国の基準に従って認定をしているところということではございます。

あと有料老人ホームということでしたので、そこが—有料ケアハウスですね。有料ケアハウスのことにつきまして、施設入所かどうかということについてなんですけれども、在宅のことですので特別養護老人ホーム等の入所施設については対象外ではありますけれども、施設と言いながら在宅扱いのグループホームであるとか、有料老人ホーム等については対象となる場合もあるんですね—要件とは別にありますので、その辺のところについての問題だったのかもしれないんですけども、ちょっといずれにしましても要件といたしましては区役所のほうで一応確認した上で適切に対応しているものと考えております。

○委員（森田たき子） 確かに個別の案件の対応になっていくんだと思うんですけども、この方自身はただ障害者の2級ですよということと、そして有料ケアハウスに入ってますよというだけで駄目だったんですよということだったんですよね。

私も調べたんです。再度一緒に窓口のほうに行かせていただいたんです。この方が窓口のほうで言われた身体障害者であることとか、在宅であること、そういったことが窓口に行って—何ていうかな—それだけじゃないでしょうという話でいろいろさせていただいて、精神であることもケアハウス今言われたんですけど、そういうことも認められると、要件の中に入るんですよということを再確認をしていただいたんですね。そして、その申請もできて、結局決定通知も届くことができたんですよ。

だから私がさっき言ったのは、なぜ帰されたんかというのは、個別の案件であるんだと思うんですけども、そんな形で簡単にちょっと言うただけでもすぐ帰らなきゃならなかったというケ

ースがあったということです。そして、またこういったケースというのは、ほかにも私窓口行ったけれども諦めた、相談したけど駄目みたいやから諦めたっていうふうなことをほかからもお聞きをしていることもあるんですね。だから、こうしたケース、窓口で断られてしまうというようなその辺のことについては、把握をされているのかどうかお聞きしたいんですけども。

○**奥谷福祉局副局长** 個別に1つ1つそういうことがあったかどうかまでの集約というのは、こちらのほうが分かりませんので、もしかしたら諦めておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、改めてやったときに前と違うということ——結果があったということも、今の事例のようにあったかもしれませんが、全体的に、どんなケースを断っているであるとか断られ——本来は該当するのに断られてしまったとかいうような詳しい数というのは、その時点で判断したのがそういう結果だったかもしれませんが、説明不足だったのかもしれませんが、そのあたりの数というのは、こちらでは把握はし切れていないというのが現状でございます。

○**委員（森田たき子）** 確かにその段階で、説明不足であったかもしれないということをおっしゃったんですけど、やっぱり国の制度として長くこの制度は利用されてこられたと思うんですよ。やっぱり申請しても、それから審査もあつたりで非常に時間がかかっているんですけども、やっぱり市民の方が利用しやすいようなそういう制度に向けて、どのように市としては周知徹底をされているのか、改めて伺いたいんですが。

○**奥谷福祉局副局长** この手当に限らずなんですけれども、障害福祉サービス様々ございますけれども、手帳を交付するときに障害者福祉のあらましという冊子を渡し、例えば重度の方についてはこういうことも可能が——当たるかどうかはともかく、こういう制度もありますよという御案内するよということと、特別障害者手当につきましては、パンフレットなどを区役所のほうに配架するなどして、できるだけ周知に努めているところでございます。また、ホームページのほうにも同様に制度についてお示ししているところでございます。

いずれにいたしましても、区役所に相談に来られる方は制度を詳しく分からないまま来られている方がいらっしゃると思いますので、区役所のほうで相談に来たときには、ほかの窓口に行ってしまうこともあるかもしれませんので、そういったところも区役所の各窓口のほうで連携してきちんと対応できるように、今後も相談のスキルであるとか、丁寧に対応していくようなことに引き続き努めてまいりたいと思います。

○**委員（森田たき子）** 先ほど集約をそこまでしてないんだというふうなことがありましたけれども、やっぱりこういったことでなかなか制度を利用されない方が多くいらっしゃると思うので、やっぱりそこら辺をきちんと把握をしていただくということをお願いしたいことと、それから手帳を交付しているときには案内をすとか、それからパンフを区役所に配置をする、ホームページでは紹介してる——私、パンフ区役所に配置しているのを見たことないんで一言言っておきます。

それとやっぱり窓口については、こういった制度を知識を持ってる職員の方が丁寧にやっぱり対応することが、これは言われたように基本だと思うんですよ。

直接、もう1点は対象者という方に関わっていらっしゃる介護施設、病院とかそういったケアマネなどにも周知をしていただいて、そしてそこから案内チラシを利用者さんや患者さんに直接配布をしていただける、そういう本当に高齢者の皆さんこれからどんどん多くなっていく中で、せっかくある制度ですから、やっぱり使いやすい制度にさせていただくように、そういったことも見直していただきたいと思いますので、要望しておきます。よろしくお願ひします。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（香川真二） まず、訪問介護の報酬改定が4月に行われて、前回6月の委員会でも少し経営状況等、報酬改定、基本報酬下がった分に関して、事業所の経営状況等が心配だということがあったんでお聞きしたんですけど、そのときはまだちょっと2か月程度の報酬しか請求されてない、分からないということやったんですけど、その後どのような状況なのか、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

○若杉福祉局副局長 訪問介護の報酬改定の効果検証ということでございます。

本年4月から適用が開始されておるところでございます。請求につきましては、通常2か月を要すると——請求から支払いまでは2か月要するというところが前提となつてございまして、その影響につきましては一定の期間を見て検証する必要があるというふうに申し上げてまいりました。

本年4月から6月までの請求状況を確認しているところでございます。これいつものことでございますけれども、その間返戻であったり月遅れの請求等も事業者さんによってはあるところではございますけれども、全体として見まして、現時点において介護報酬の改定前と比較して有意な変化はないというふうに見ております。

○委員（香川真二） 今回の報酬改定におきましては、訪問介護の部分では処遇改善の手当がすごく大きく増えてるところで、ここのやっぱり処遇改善手当の申請がしっかりとできてるところがやっぱり大事だなという話——議論はしてきたと思うんですが、この処遇改善の申請に関しても順調に申請が進んでるという状況なのか、分かれば教えていただけますか。

○三和田福祉局監査指導部長 すみません、処遇改善加算の申請状況でございますけれども、訪問とあと障害の居宅の介護事業所についてでございますが、介護の事業所では、今まだ取得されていない事業所が現在60事業所ございます。障害福祉サービスの事業所では21事業所となっております。

今後、この未取得の事業所に対してアプローチをしまして、処遇改善の加算の取得に向けて働きかけを行っていかうとしているところでございます。

○委員（香川真二） よろしくお願ひします。

10月に最低賃金等も上がりますんで、事業所としてはかなり人件費のところでも苦勞してるところもあります。最低賃金って処遇改善は含まないで最低賃金を払わないといけないということもありますんで、今回、訪問介護では報酬の基本報酬が下がった——処遇改善が上がったんですけど、やっぱり最低賃金の部分で影響はあると思いますんで、事業所運営、今後もちょうと注視していかないといけないなと思つてます。

監査指導部のほうで処遇改善の手続等に関しては、かなり分かりやすく説明等を作っていたり電話対応していただいているというふうな声も聞いておりますんで、しっかりそのあたりで今後も処遇改善の手当ができるようにしていただきたいなと思ひます。

中には、やっぱりなかなか手続等に不慣れな事業所等もありますんで、しっかりと今の説明に加えて、もう一工夫していただいて、1回手続等してしまえば年に1回報告等をするだけで、そういったところはぜひ事業所の方にも理解してもらつて、全ての事業所が申請できるようにしていただけたらと思ひますんで、よろしくお願ひをいたします。

○三和田福祉局監査指導部長 今、御指摘いただきました処遇改善加算の取得促進策でございますけれども、このちょうど9月から未取得事業所であるとかランクアップをこれから検討されてい

る事業所を対象といたしまして、ウェブにちょっとそういうセミナーを掲載をしまして、まずその説明を聞いていただいたりですとか、あと個別の相談であるとかこれから取得をしたいと希望される事業所に社会保険労務士さんですとか、そういう専門家を派遣をいたしまして、個別の相談事業なんかも行いたいというふうに考えております。

また、未取得の事業所に直接アウトリーチということで電話を——直接こちらのほうから電話をさせていただいて、処遇改善加算の取得を勧奨するなど、プッシュ型の支援なども、こういうことに慣れておられる事業者のほうに委託をいたしまして、こういう事業も新たに開始をちょっとしようとしているところでございます。

○委員（香川真二） ありがとうございます。そこまでしていただければ本当に十分だと思っておりますので、ありがとうございます。

もう1点、移動支援についての質問をさせていただきたいんですが、先ほどもケアハウスが在宅なのかどうなのかってなかなか難しい部分もある扱いはあるんですけど、入所施設等に入所されてる方が、外出ですね——外出の部分で移動支援が使えない。でも一方でグループホームに入所され——入所って、グループホームに住まれてる方は在宅扱いなので移動支援が使えると。このあたりがやはりなかなかあまり公平な感じの扱いではないかなとちょっと思ってます、先日西区の入所施設にも行ってきましたら、そこは身体障害者の入所施設なんですけど、施設の方に聞いたら入所されてる方がどれぐらいの頻度で外出されてるんですかって、話の雑談の中で出てきたんですけど、多くて年2回ですねって言われたんですよ。月2回の聞き間違いかなと思ってたら年2回ということで、ほとんどもう施設の中にいるような状況だということでした。

外泊等をされたときには、家族の方等も行ってるみたいなんですが、入所されてる期間には、やはり入所施設のほうで外出支援をしないといけないんですが、入所施設としては人員が足りないということで、そこまで手が回らないというのが現状ですと言われて、そちらの方からも移動支援が使えるら、もう少し入所されてる方にも外出の機会が増えると思いますというふうなことも言われました。

また、別の会で難病の方との懇談会が8月にもありまして、全国膠原病友の会という方々が、ほぼ同じような訴えをされておりました。こちらのほうもやはり入所をしてる方が移動支援を使えないということで、実際困ってるんだというふうなことでした。移動支援というものが、やはり今地域生活支援事業であるということで財源が少ないというところを理由に今入所の施設も——入所施設ではない、移動支援が使えない、使いにくいんだというふうな説明を受けて、神戸市からは回答としては、一応国には要望してるんです、自立支援給付に位置づけてもらうようにしてるんですというふうな回答だったんですけど、ちょっとせめて入所施設の方でも、何か移動支援が使える道がないのかなというふうに思っているんですが、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 入所支援施設——障害者入所支援施設というところに入られている方のほかのサービスの併用ということになるかと思えます。

入所支援施設で併用が認められておりますのは日中活動ですね——生活介護であるとかいうところに行かれる場合については併用は可能なんですけれども、それ以外の訪問系のサービスとかいう分については、併用は原則不可となっております。

移動支援につきましては、おっしゃるように地域生活支援事業なので、制度の設計については自治体が主体でいけるんですけれども、一方で入所支援施設とか国で統一した要件で定めていま

す同行援護であるとか行動援護という同じ移動系外出支援のサービスは国の制度になっておりますので、逆にそれは認められてないということがありますので、移動支援とのバランスも考えまして、やっぱりちょっと適用するというのは今は考えられない——バランスを考えると難しいなと考えております。

入所の方がそういうふうに出出ができない、また施設の職員さんが余裕がなくてということのお話はもちろんお聞きしているところでございます。国のほうでは、日中活動型の支援の事業所に行くときの隣接じゃなくてちょっと離れた事業所に行くときの送迎というのを、今年度の報酬改定で送迎加算というのを認めるようになっていくということでもありますので、そういったことから考えますと、やはり入所者の方の外出支援ということも入所中の報酬、入所支援の中での報酬って考えるのが本来は適切でないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、入所をされている方の生活の充実というか、そういうよりよい生活、施設にいてもよりよい生活をするという意味では外出というのも1つの方法ではあるかと思っておりますので、そういったところにつきましては各関係者の方であるとかと意見も聞いていきながら、国のほうに必要に応じて要望というのはしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（香川真二） 今の説明で少し分かったこととしては、例えば同行援護とか行動援護のように自立支援給付になっても、移動支援ではやはり入所支援施設の入所者の方は外出には使えないということなんですよね。

今、実際移動支援のほうは、地域生活支援事業で神戸市に裁量があるわけじゃないですか。その間に認めるということは、先ほど言われた行動援護や同行援護の方との——何ていうのかな——整合性は取れないというふうなところになってくるという、なかなかこの部分で入所施設の方が外出する機会というのを持つというのが、なかなか道が開けないなというふうに思っているんですが、例えば入所施設の方に神戸市独自で外出のための何か支援をしてあげるといようなことができないのかなとか、何か道をちょっとつくってあげないと全く入所施設の中でずっと——365日やったらもう2日ぐらいしか外出してないってことは、363日ぐらいずっとその施設の中にいるという方もおられるみたいなんです。これどうもやっぱり——何ていったらいいんですかね——人権的な部分から言うと、すごく人間らしい生活ができてないような気もしてしまうんです。そういったところを何とか改善できないものかなというふうに思っているんですけど、何か道ないですかね——この辺は。難しいですか、もうずっとやっぱり入所者の方は入所施設にいないといけないのかなと思ってしまいますけど、何かいい方法ないでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 入所施設もいろんな障害の施設がございまして、先ほど先生おっしゃったところは年に2回ぐらいしか外出の機会がないというお話でしたけれども、場合によっては月に1回行事ということで出ていっている施設もあつたりとかしますので、やっぱり施設の主な障害の内容、体制とかいうことも踏まえていろいろ考えなければいけないところはあるかなと思っております。

先ほども申しましたように、障害者だから施設にずっとおればいいというふうには決して思っていないところではございますけれども、生活の質を上げていくための支援として何が必要かというところは、1つはやっぱり人員の問題、介護人材の問題もありますし、費用の問題もありますので、先ほども申し上げましたけれども、いろんな御意見も聞きながら必要な要望等はしてまいりたいと思っております。

○委員（香川真二） 今日、どうこう解決する問題じゃないとは思いますが、ぜひとも今後、入所施設の入所者の方とか、入所支援施設がどれぐらいの外出を実施してるのか、これ数字でも出るものだと思いますんで、しっかり記録等が残っていればカウントできると思いますんで、ちょっと協力していただける施設等に協力してもらって、例えば身体や知的や精神とかのそういった障害種別によっても違うかもしれないと思いますんで、あまりにも少ないなというようなところには、ぜひ何か支援を考えていただきたいと思いますんで、まずは実態をしっかりと調査、把握していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（森本 真） 訪問介護事業所の話も出てましたけども、ちょっと障害者の就労事業所も報酬引上げで新聞報道によりますと、全国で障害者500人が雇用解雇や退職、329か所閉鎖ということで、これ共同通信ですけども、共同通信は7月に政令都市、都道府県、自治体に全てから回答を得たというふうになってます。監査指導部からもらった資料によると、神戸市でもこれ4月からですけども就労支援のA型事業所が3か所とB型1か所、その他廃止で言えば居宅介護であるとか重度訪問介護であるとか同行支援であるとか、結構障害者の事業所が廃止になってます。

特に新聞報道にあるのでA型の解雇というのか、先ほども言われましたけど、最賃も上がるので大変だということもあるんですけど、神戸市では3か所ですけども、ここで働いていた障害者の皆さんはどうなっているのか把握はされてますでしょうか。

○三和田福祉局監査指導部長 新聞報道でもございましたけれども、神戸市では廃止——今年の3月から7月の間に廃止となった就労継続支援のA型の事業所でございますけれども4か所ございまして、利用者の方が計90人おられました。

その90人の方なんですけれども、そもそも4か所廃止になったということなんですけども、実はこのうちの1か所については、運営主体が変更されただけで、もう全く同じ場所で同じサービスを引き継いでおられますんで、この方については影響がないと。あとちょっと人員不足で、就労Aサービスから一般就労のほうに移行されたという事業所が1か所ございまして、そちらのほうも今まで働いておられた方は引き続いて就労ができていうことで、これ今申し上げた人数が32名なんですけれども、あとそれ以外の残りの90名のうちの58名の方が事業所の廃止によって影響があったという方でございます。

ただ事業を廃止する場合には、利用者に継続的に次の移行先の事業所でもサービスを受けていただけるように事業者のほうで便宜を図る必要が——図るように義務づけられているということで、事業者が責任を持って移行先を探す義務がございます。ですので監査指導部としてもそのように指導しておりまして、結局、最終最新の情報では雇用に影響のあった58名のうち8名の方を除いて、残りの方は50名ですね。50名の方はもう既に次の就労先あるいは移行先が決まっておられまして、最終決まっておられないのが8名の方でございますが、この方々については就労の継続の希望がなくて、当面失業保険などをもらって少しゆっくりしたいですとか、そういった方でございますので、就労の継続の希望があった方については、今のところ引き続き別の事業所等も含めまして就労されているという状況でございます。

また、これらの就労の継続支援に当たりましては、区役所ですとかハローワークとも連携をいたしまして、こういう利用者の方への対応を行っているという状況でございます。

○委員（森本 真） 中身はよく分かりました。

これから10月から最賃が上がる——結構上がるっていうことで、事業所の廃止を宣告すると

こはないんでしょうかね。廃止届は出してないけど、もうちょっと、それこそうちの事業所はできないでというところはありませんか。

- 三和田福祉局監査指導部長 今、3月以降、4事業所が廃止になったというふうに申しあげましたけれども、一方で4月以降、これまでに6事業所が新規に指定を受けておりまして、数だけで言いますと就労A型の事業所も微増ですが増えていっているという状況でございます。

障害福祉サービスでも全体として今回の報酬改定の影響はございますけれども、全体として事業所数は増加傾向にあるということでございまして、今のところちょっと就労A型の事業所をもうやめたいといったような御相談をいただいているということはございません。

- 委員（森本 真） 分かりました。

それで最後というか、訪問介護事業所も障害者の分も同行支援とか、重度訪問介護事業所が結構やめてます。言われたように反対に新たにできてるのも確認をしているんですけども、やっぱり経営的になかなか難しいという話です。同じように障害者も介護も医療も削減されて大変なわけですけど、訪問介護事業所について長田区の事業所をいろいろ尋ねてるんですけど、長田区は長田区内で連絡会をつくって研修とかいろいろ事業所同士の相談ができるようなことをこれからつくっていこうという話を聞いたんですけども、それは長田区だけなのか、それとも全区的な取組で各区でそういう取組がやられているのかお伺いします。

- 委員長（高瀬勝也） 若杉副局長、答弁、端的にお願いします。

- 若杉福祉局副局長 長田区の動きとして、今把握したところでございます。

全市的なものかどうかというところは、申し訳ございません、把握できてはございません。

- 委員（森本 真） 分かりました。福祉局の提案じゃないっていう話ですよ。

以上でいいです。

- 委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

- 委員長（高瀬勝也） 他に御質疑がなければ、福祉局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、福祉局が退出するまで、しばらくお待ち願います。

- 委員長（高瀬勝也） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高瀬勝也） 賛否、賛成でよろしいですか。

それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、請願第1号生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を要請する意見書提出を求める請願について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

- 委員（吉田健吾） 自由民主党は採択です。

請願内容に賛同するとともに、当局としても歯科口腔保健施策をさらに進めていくとの方向性も確認できたので、採択を希望いたします。

- 委員長（高瀬勝也） 日本維新の会さん。
- 委員（原 直樹） 日本維新の会としては、歯と口腔の健康を維持することにより、過剰な医療費を削減するという請願の趣旨に賛同しますので、採択いたします。
- 委員長（高瀬勝也） 公明党さん。
- 委員（岩佐けんや） 公明党は採択します。

近年、歯と口腔の健康は心身にわたる全身の健康の保持・増進にとって極めて重要な要素であることが明らかとなっており、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実施が必要であると考えるためです。

- 委員長（高瀬勝也） 日本共産党さん。
- 委員（森本 真） 共産党も採択を主張いたします。

歯の健康というのは大事で、生まれてから高齢になるまでやっぱり大事なことです。経年的にというか——するということで賛同します。

- 委員長（高瀬勝也） こうべ未来さん。
- 副委員長（やのこうじ） こうべ未来、請願内容から採択いたします。
- 委員長（高瀬勝也） つなぐさん。
- 委員（香川真二） 歯は大事という理由で採択を主張します。
- 委員長（高瀬勝也） 新しい自民党さん。
- 委員（岡田ゆうじ） 採択をお願いします。
- 委員長（高瀬勝也） ありがとうございます。

以上のように各会派の御意見は採択で一致しておりますので、本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第91号明石川の有機フッ素化合物P F A Sの汚染対策及び撤去等を求める陳情及び陳情第93号明石川のP F A Sによる汚染の解決を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

- 委員（吉田健吾） 自由民主党は、審査打切を希望します。

P F A Sについては、諸外国でも研究されたり対策されたり、日本においても国で議論されている状況であり、安全な物質とは言えないものの、しかしながら企業の排出基準や土壌の基準などが無い中、本市としては国へ要望するとともに、関係事業所に調査や対策を求めたり、地下水の調査箇所を増やしたりと、かなり踏み込んだ対応をしていると考えております。

以上のことを勘案して、本陳情は審査打切にしたいと思っております。

- 委員長（高瀬勝也） 日本維新の会さん。
- 委員（原 直樹） 日本維新の会としては、審査打切を主張いたします。

明石川水系の複数地点で暫定基準値を超過していることは把握しております。今後の調査結果についても引き続き注視していきたいと考えておりますが、現時点ではどの程度の量が体内に入ると、どのような影響があるのかという確定的な知見がなく法的根拠もないため、本市としても規制をすることは困難であります。

また、本市においては、陳情にある産業廃棄物処理場に対して活性炭の交換頻度を増やすなどの排水処理対策を要請しており、また現時点では立入調査を行う法的権限がないため、審査打切とせざるを得ません。

ただし、任意での立入調査への協力には、鋭意取り組んでいただくようお願いします。

また、国に対しては、人や農産物への影響に関する調査研究の推進を求めるとともに、一日も早い基準値の設定や除去技術の確立を図り、科学的根拠に基づいた対応を通じて地域住民の不安解消に努めていただくよう強く要望いたします。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 公明党さん。

○委員（岩佐けんや） 公明党としては、審査打切を主張します。

P F A Sについては、環境基準も事業者からの排出基準も定めがないために、行政として指導する権限も基準もないという状況です。

一方で、本市として全国一律の基準を早期に設定することや分析方法の提示、除去技術の確立なども要望しており、国においても現在、様々な検討が進められていると聞いています。

その中で国の手引きに従って水質検査を行うとともに、暫定指針値を超過した地点を確認した場合、検査地点を増やして対応してきたことや、非公表を前提に事業者から検査結果を受け取っていることなどを踏まえ、本市としてできる限りの取組を行っていることから、打切といたしません。

○委員長（高瀬勝也） 日本共産党さん。

○委員（森田たき子） 91号、93号ともに採択を主張します。

いずれも明石川とP F A S汚染のミネラルウォーターなどの発生源、これを特定をして、事業者への適切な対応と市民に正確な情報を周知して、国に対しても厳しい基準を求めてもらいたいというものであり、市民の命と健康に関わって切実に求められている問題であり、P F A S汚染の対策を求める、そういったものであることから、採択を主張しています。

○委員長（高瀬勝也） こうべ未来さん。

○副委員長（やのこうじ） こうべ未来は、審査打切といたします。

現在、本市から国に対し早期の水質等の基準設定や公共用水域等のモニタリングに対する財政支援等を要望しているところであります。また、権限がない中で市独自で周辺の産業廃棄物最終処分場等に対し、自主的な検査や取組を求める文書を発出しているなど、現状でできる範囲の取組を行っていることから、本陳情は打切といたします。

○委員長（高瀬勝也） つなぐさん。

○委員（香川真二） 両陳情とも採択とします。

明石川流域の住民の不安を取り除くためには、神戸市としてはやれることは何でも今よりもっとやっていただきたいなと思っておりますので、採択を主張します。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） 自由な立場になったんで、フラットな立場で聞いてましたけど、国としての基準がやはりない中で、神戸市として何か基準を設けてするということは、やはり訴訟の対象になったりすることもあります。今の現段階では、神戸市としてでき得ることをしているのではないかというふうに感じました。

もう1つ、やはり国としての結論が出てない中で、危険なものである可能性があるという扱いをすることは、やはり風評被害のことも招き得ると思います。陳情の文書の中に、このイタイイタイ病も風評被害ということを恐れていたから、あれだけひどくなったんだということが書いて

ありまして、それはそのとおりだと思います。だからこういった危険を懸念する声というか、こういう議論というのは大変あってしかるべきだと思いますし、我々も気を抜かずに注目することは大事だと思うんですが、行政として具体的に規制に踏み切れるかということ、やはりそれは国としての明確な方針を出すべきでありますので、審査打切としたいと思います。

○委員長（高瀬勝也） 以上のように、陳情第91号及び陳情第93号については、いずれも、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情について、本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択の結論を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（高瀬勝也） 挙手少数であります。

よって、本陳情は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第94号レプリコンワクチン中止等に関する意見書提出を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（吉田健吾） 自由民主党は、審査打切を主張します。

国において、本ワクチンについては厚生労働大臣が承認していること、また予防接種の健康被害救済制度の申請状況などは既に公開されており、救済制度の運用のスピードアップについても国に要望していることから、本陳情は審査打切としたいと考えております。

○委員長（高瀬勝也） 日本維新の会さん。

○委員（原 直樹） 日本維新の会としては、審査打切を主張いたします。

このレプリコンワクチンは、国によって承認されたものであり、神戸市としてその安全性を判断するものではないという当局の説明を了として、本陳情は審査打切といたします。

○委員長（高瀬勝也） 公明党さん。

○委員（岩佐けんや） 公明党は打切を主張します。

令和5年11月に厚生労働大臣が承認していることから、安全性は確保されていると考えること。一方で、既に本市ホームページで予防接種健康被害救済制度の申請状況や、認定状況も公開していること、併せて既に国家予算要望において国に要望していることから、打切とします。

○委員長（高瀬勝也） 日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党も打切を主張します。

私たちは高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るためにも、ワクチン接種は引き続き重要な予防の手段であると考えています。そして、ワクチンの有効性・安全性について、また新たな知見、エビデンスも含めて国が情報提供を行い、国民の疑問に答えること、また副反応についても原因究明と被害者救済に万全を期すということを思っておりますので、打切です。

○委員長（高瀬勝也） こうべ未来さん。

○副委員長（やのこうじ） こうべ未来市議員団も審査打切といたします。

このワクチンは令和5年の11月に厚生労働大臣が国の審議会を経て承認されたものであります。また救済内容については、本市の令和6年度の国家予算要望でも救済制度に基づく自治体からの通達に対して速やかに審査判定するとともに、必要な支援を行うよう要望していることから、本陳情は打切といたします。

○委員長（高瀬勝也） つなぐさん。

○委員（香川真二） つなぐ会派としましては、採択を主張します。

神戸市の説明を聞いてまして、日本だけしかこのワクチンを承認していないというようなところや、ベトナムでは13人の死亡例があるというふうな、そういったことが本当であれば同じワクチンを使って日本でも危険なものじゃないかなと思いますんで、安全性をもう1度検証していただく上では国に意見書を提出していただきたいなと思って採択を主張いたします。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） 陳情が指摘しているレプリコンワクチン、すなわち国内唯一の例であるMeiji Seikaファルマ株式会社のコストイベ筋注用については、PMDAの審査報告書において、国内外の臨床試験の成績を評価した結果、その有効性については本剤の発症予防効果が示されており、日本人に対する追加免疫を検討した試験において、実薬対象のコミナティに対して本剤の非劣性が検証されたと評価されているところであります。

また、その安全性については、初回免疫の臨床試験において、本剤群で認められた有害事象は、既承認RNAワクチンとおおむね同等であり、追加免疫の臨床試験における対象薬コミナティとの比較では、有害事象の種類及び発現割合に大きな差異は認められていない。また多くが軽度または中等度の有害事象であったこと、年齢による安全性プロファイルの差異は認められなかったこと等から、18歳以上の者における本剤の安全性については、認容可能である。

注目すべき有害事象のうち、本剤接種後に発現が認められたショックアナフィラキシー関連有害事象については、いずれも軽度または中等度の過敏症であり、認容可能である。本剤はレプリコンを含むRNAワクチンであるが、有害事象の発現時期及び持続期間について、対照に比し遷延する等の明確な差異を認められていないと、PMDAの審査報告書において評価されており、その結果、昨年11月28日に薬機法に基づき、厚生労働大臣による製造販売の承認がなされたものであります。

したがって、陳情者の安全性が承認されていないという表現は、事実誤認であるため、不採択を主張します。

○委員長（高瀬勝也） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択、審査打切の3つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情について、本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択の結論を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（高瀬勝也） 挙手少数であります。

よって、本陳情は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

以上で、意見決定は終了いたしました。

次に、請願第1号生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を要請する意見書提出を求める請願が採択されましたので、意見書の文案について協議したいと存じます。

つきましては、正副委員長で文案を用意いたしておりますので、お配りいたしたいと存じます。それでは、お配りいたしました文案を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

○委員長（高瀬勝也） 以上のとおりですが、いかがでしょうか。

○委員（森本 真） 最後というか、1 ページ目の最後の一文ですけども、健康寿命の延伸やQOLの向上のため、ひいては過剰な医療費の抑制のためにはって書いてあるんですけど、今公明党さんから予防のためにもっていうふうに言われたので、ひいては予防による医療費の抑制のためにもっていうのに直していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（高瀬勝也） すみません。場所をもう1遍言うてください。

○委員（森本 真） 場所、だから一番下の、ひいては過剰なを、予防による医療費の抑制のためにも、で合うん違うかな。

その過剰な医療費の抑制というのがちょっと引かかるので。（発言する者あり）

○委員（岡田ゆうじ） 私もこれ、過剰な医療費の抑制というと、医療費の抑制が過剰みたいなね。そんなふうに過剰なが、医療費の抑制全体にかかっているようにも見えちゃうので——この日本語だと、だから、今高橋先生がおっしゃったように、過剰なを取るか、もしくは森本先生おっしゃったように、予防による医療費の抑制の推進のためにはと変えたほうが、何か医療費の抑制が過剰に進んでるみたいな何かそんなふうにとれてしまうよね——この日本語だと。そこちょっといじって自然な日本語にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（高瀬勝也） ほかに御意見ございますか。

私は高橋先生の御意見に——過剰なを取るという。それで要は医療費を抑制したいのが、目的の1つでしょうから、それが一番簡単なことかなと思いますが、予防によるも、結局健診は予防ということにつながってるので、どちらかだと思いますが。

いいですか。ほかに御意見よろしいですか。

御一任いただいてよろしいでしょうか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） すみません、ありがとうございます。

それでは、文案につきましては、御一任をいただいて作成をさせていただきたいと思います。

なお、この意見書案については、この後、本委員会に委員を出しておられない平野章三議員、上原議員、つじ議員及び村上議員に御意見をお伺いし、議員提出議案として提出したい旨、市会運営委員会に申し出たいと存じます。

本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後5時2分閉会）